

## 令和3年第8回西会津町議会定例会会議録

### 第1. 招 集

1. 招集日 令和3年12月3日
2. 場 所 西会津町役場

### 第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 令和3年12月3日
2. 閉 会 令和3年12月8日
3. 会 期 6日間

### 第3. 議員の応招・不応招

#### 1. 応招議員

1番 荒海正人	5番 猪俣常三	9番 多賀剛
2番 上野恵美子	6番 三留正義	10番 青木照夫
3番 小林雅弘	7番 小柴敬	11番 清野佐一
4番 秦貞継	8番 伊藤一男	12番 武藤道廣

#### 2. 不応招議員

なし

## 令和3年第8回西会津町議会定例会会議録

### 議事日程一覧

#### 令和3年12月3日(金) …… 3～6頁

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 経済常任委員会陳情継続審査報告
- 日程第5 所管事務調査実施報告
- 日程第6 例月出納検査報告
- 日程第7 付議事件名報告
- 日程第8 提案理由の説明

#### 令和3年12月6日(月) …… 7～69頁

- 日程第1 一般質問(上野恵美子、小林雅弘、荒海正人、秦貞継、伊藤一男)

#### 令和3年12月7日(火) …… 71～121頁

- 日程第1 一般質問(猪俣常三、三留正義、多賀剛、青木照夫、武藤道廣)

#### 令和3年12月8日(水) …… 123～160頁

- 日程第1 議案第4号 令和2年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第1 議案第1号 西会津町税条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第2号 西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第3号 西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第4号 西会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第5号 令和3年度西会津町一般会計補正予算(第5次)
- 日程第6 議案第6号 令和3年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第4次)
- 日程第7 議案第7号 令和3年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第2次)
- 日程第8 議案第8号 令和3年度西会津町水道事業会計補正予算(第2次)
- 日程第9 議案第9号 令和3年度西会津町下水道事業会計補正予算(第2次)
- 日程第10 議案第10号 西会津町こゆりこども園の管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第11号 西会津町老人憩いの家の管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第12号 西会津町林業研修センターの管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第13号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第14 広報広聴常任委員会の継続審査申出について
- 日程第15 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第16 議会活性化特別委員会の継続審査申出について

令和3年第8回西会津町議会定例会会議録

令和3年12月3日(金)

開 会 10時00分  
散 会 11時07分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	伊 藤 善 文	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	五十嵐 博 文
福祉介護課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦		
商工観光課長	岩 渕 東 吾		
農林振興課長	矢 部 喜代栄		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

# 令和3年第8回議会定例会議事日程（第1号）

令和3年12月3日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告

日程第4 管外行政調査実施報告

日程第5 例月出納検査報告

日程第6 付議事件名報告

日程第7 提案理由の説明

散 会

（全員協議会）

（広報広聴常任委員会 広報分科会）

○議長 おはようございます。

ただいまから令和3年第8回西会津町議会定例会を開会します。(10時00分)

開会にあたり一言あいさつを申し上げます。

議員各位には、公私誠にご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望いたしますとともに、諸般の議事運営にご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、長谷川浩一君。

○議会事務局長 本定例会に、町長より別紙配付のとおり13件の議案が提出され、受理しました。

本定例会の一般質問の通告は、10議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりです。

次に、例月出納検査結果については、監査委員から報告があり、その写しを配付しております。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育長、監査委員に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第121条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育長からは学校教育課長、生涯学習課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理しました。以上です。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、3番、小林雅弘君、9番、多賀剛君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月8日までの6日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、会期は本日から12月8日までの6日間に決定しました。

日程第3、議長諸報告を行います。

9月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

暫時休議にします。(10時04分)

○議長 再開します。(10時05分)

日程第4、管外行政調査実施報告を行います。総務常任委員会委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、秦貞継君。

○総務常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって管外行政調査実施報告を終わります。

日程第5、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員、佐藤泰君。

○監査委員 (例月出納検査結果報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、例月出納検査報告を終わります。

日程第6、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配付の議会定例会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第7、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。(11時07分)

令和3年第8回西会津町議会定例会会議録

令和3年12月6日(月)

開 議 10時00分  
延 会 16時16分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	伊 藤 善 文	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	五十嵐 博 文
福祉介護課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦		
商工観光課長	岩 渕 東 吾		
農林振興課長	矢 部 喜代栄		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

# 令和3年第8回議会定例会議事日程（第4号）

令和3年12月6日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- |           |          |          |
|-----------|----------|----------|
| 1. 上野恵美子  | 2. 小林 雅弘 | 3. 荒海 正人 |
| 4. 秦 貞継   | 5. 伊藤 一男 | 6. 猪俣 常三 |
| 7. 三留 正義  | 8. 多賀 剛  | 9. 青木 照夫 |
| 10. 武藤 道廣 |          |          |



○議長 おはようございます。

令和3年第8回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 皆さん、おはようございます。2番、上野恵美子でございます。私は今次定例会に2件の一般質問を通告しております。

1件目は空家対策についてであります。近年の人口減少や少子高齢化、既存の住宅建築物の老朽化など、空家の数が年々増加しております。また、今後ますます増えることが予想されます。適切に管理されていない空家が多くなれば、その結果として安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害など、多岐にわたる問題が発生し、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼします。そこでお聞きいたします。

1、空家数の現状は。

2、管理されていない空家が増えている要因は。

3、空家化を抑制するための対策は。

2件目は1人当たり市町村民家計所得についてであります。平成30年度、福島県市町村民経済計算年報が令和3年3月に公表されました。1人当たり市町村民家計所得は、雇用者報酬、財産所得、社会保障給付を総人口で割ったものです。町全体の所得水準を表した諸表です。

西会津町は239万円で、県平均294万9千円と比較しても低い水準にあると結果が示されました。そこでお聞きいたします。

この平成30年度福島県1人当たり市町村民家計所得の結果をどのように捉え、今後の行政施策に生かしていくか、以上でございます。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 2番、上野恵美子議員のご質問のうち、空家対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、空家数の現状についてのご質問であります。令和2年4月1日現在、町が把握している棟数は、野沢地区122棟、尾野本地区85棟、群岡地区225棟、新郷地区48棟、奥川地区213棟、全体で693棟であり、内訳は住宅が362棟、その他331棟であります。なお、令和2年1月1日以降の正確な空家数については、新型コロナウイルス感染症の影響で移動制限等があったため正確な調査ができておりませんが、令和4年度において意向調査を実施し、正確な空家数を把握することと考えておりますので、ご理解願います。

次に、管理されていない空き家が増えている要因についてのご質問であります。少子・高齢化及び人口減少から居住者が不在となり、町外に居住されている方が所有者等となるケースが多く見受けられ、年に数日利用されている家屋が増加しているものと推測しております。町外に居住されている場合、生活の拠点は居住地が主となるため、経年により最

終的には空家となり、管理が行き届かなくなってしまうことが要因と思われます。

次に、空家化を抑制する対策についてのご質問であります。町では昨年12月に西会津町空家等対策計画を策定し、空家化の抑制・予防、空き家等の利活用促進、管理不全状態にある空家等の抑制・解消とする三つの基本方針により空家等対策を進めているところであります。

具体的な抑制・予防対策としましては、空家等の実態調査を基に空家の所有者等に対し、賃貸や売却など空家資源の活用を勧めるための啓蒙活動、空家等情報のデータベース化、空家相談窓口の設置等を行っております。また、空家の取得や改修等への補助制度も実施しており、昨年度までの過去8年間において、空家の取得で12件、改修で5件、店舗への活用で5件の実績となっております。

今後も少子・高齢化及び人口減少の進行によりさらに空家は増加するものと推測されますが、管理が行き届かない空家や、倒壊など危険空家となる以前の対策が重要であることから、空家等対策計画に基づき早めの対策を講じてまいりますのでご理解願います。

○議長 企画情報課長、伊藤善文君。

○企画情報課長 2番、上野恵美子議員の1人当たり市町村民家計所得についてのご質問にお答えいたします。

県で公表しております福島県市町村民経済計算年報につきましては、県内市町村の経済活動を生産・分配の二つの面からとらえ、県内市町村の経済の規模、構造や県内市町村民の所得水準などを明らかにしている統計であります。この1人当たりの市町村民家計所得につきましては、給与等の雇用者報酬のほか、家計の財産所得や個人企業所得に加え、年金等の社会給付分や保険金等を含んだ家計所得をその年の総人口で割り返した推計値であり、家計の実所得を表わすものではございません。

平成30年度の本町の1人当たり市町村民家計所得は、239万円となっております。人口減少に伴い、給与等の雇用者報酬や家計の財産所得などが減少しております。

町といたしましては、これまで町民所得を上げるための施策として、商工・農業分野へのさまざまな支援を行ってきたところであります。地域経済を支える町内の企業・商工業者への支援としては、企業支援補助金や利子補給補助金などの支援制度をはじめ、農林業経営の支援として、園芸作物や菌床栽培用のハウス施設整備、さらに新規農産物の導入により農林産物の産地化・ブランド化を推進するなどの支援を行ってきたところであります。

町といたしましては、これまで進めてきた産業・農業振興関連事業の一層の推進や、町総合計画、デジタル戦略に基づく諸政策を総合的かつ着実に推進し、町民所得の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは再質問させていただきます。まず空家対策からお聞きしていきます。答弁の中で、令和2年4月1日現在の空家数693棟と答弁ありました。この時点での総住宅数が2,876棟になっているという報告がありましたので、現在の空家の現状については12.59パーセントが空家ということで、空家の定義、概ね1年以上利用の実態がない住宅となっておりますので、本町においてはおよそ8軒に1軒が空き家、1年以上利用の実態がない住宅という現状でよろしいか確認いたします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

空家の中にも居宅・付属家ということでございます。空家率と申しますのは、総住宅、居宅に対する居宅が空いている割合ということで、今、上野議員がおっしゃいましたように12.59ということで数字は間違いございません。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは次に、管理されていない空家が増えている要因についてご答弁いただきました。様々な社会的問題が背景にあって、そしてさらに私は、やはり費用、お金の問題、解体するにしてもリフォームをして再活用するにしても多くのお金がかかること。そして、相続登記などの問題。さらには相続する前に家の方向性を所有者と家族が十分に話し合って決めていないということがあるのではないかと思います。相続した後に、家族だけの意思で家を売却したり、人に貸したり、解体するのにはなかなか心が傾かないというケースも多くあるということで、そのような理由から、とりあえず空家にして、管理しないままに老朽化してしまうというような、そういう現状もあるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 管理されていない空家につきましては、町のほうで空家等対策計画に基づきまして、先ほどもご答弁申し上げましたが、早めの対策ということで、現在進めてございます。年1回、固定資産税の切符をお送りする際に、今後の空家、または年に数回利用されている家屋について、今後どういうことで進められるかということで、所有者等に対して啓蒙活動を行っているところであります。

なかなか所有者の方ですと、町外にいて、お盆とか正月とか、ゴールデンウィーク帰ってきたりもしますし、ただ、急に1年以上使われなくなると、当然、家屋の傷みも進んでしまいます。そういったこともありますので、早めにそういう所有者等の今後の家屋に対してどのように進められるかということでは、啓蒙活動を行っているところでございます。

なかなか決められないという方もいらっしゃいまして、それはやはり家屋への、家への思い入れなどもあると思いますので、一概には、すぐには判断がつかないというのが現状かなということで認識してございます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 2015年に空家対策特別措置法が施行されてから、空家の管理は所有者の義務となりました。そこで、所有者が家をどうするかを明らかにしておくことが望ましいと思います。今答弁の中にもありましたけれども、それがいつのタイミングかという、やはり空家になる前に家族できちんと話し合って、その方向性を出していく。行政としては、その所有者や家族が一番いい選択ができるように、適切な情報を提供して、意思、決断までサポートしていくということが必要なのではないかと思います。今、そういう考えだということで答弁されているので分かりました。

西会津町空家等対策計画の中で示されています所有者及び家族等に対し、適切管理の基本的な考え方や管理不全による諸問題、相続等による不動産の円滑な継承等にかかる周知を徹底し、責任意識の醸成を図ると書かれておりますが、その知識や情報を提供して周知

すること、また責任意識の醸成を図るということはすごく大切だと思いますが、これは具体的にはどのように周知しているのかお聞きいたします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

啓蒙活動につきましては、今、上野議員がご質問されました内容についてでございますけれども、年1回、固定資産税の切符をお送りする際に、まず町民税務課で担当している除却の分、活用の分では商工観光の部分ということで、連携してチラシをおつくりして、その切符と一緒に送りして周知を図っているということでございます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それは行政からの一方向の呼びかけになってはいないのか、また所有者や家族の知りたい情報がしっかり盛り込まれていて、それに応える総合的な形になっているのかお聞きいたします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

こちらで、情情的にはいろいろとチラシの中に盛り込んでございます。除却に対しても補助制度をご紹介したり、また活用については、空き家バンクの活用であるとか、改修などはそういう補助金もありますよということで周知を図っているところであります。

ただ、今年までは、なかなかコロナの関係で移動制限もございまして、きちっとした状況把握をしていけなくちゃいけないということで、来年の4月に切符をお送りする際は、意向調査も行って、空家数の把握であるとか、今後の空家をどのように所有者の方が考えているかというようなことまで含めて調査をする予定としてございます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 私もそう思います。計画にうたわれている周知の内容は、すごく大切な内容だと思うのですが、さらには所有者家族が一番最も気になっているのはお金の問題だったりすると思うのですが、自分の家はいくらで売れるのかとか、自分の家の改修費用、解体費用はどれくらいかかるかというところを知りたいのだと思います。それに対して丁寧に対応してもらうことによって、空き家問題が自分のこととして捉えられることができるようになって、家への責任意識が生まれてくるのではないかと思います。

そこで、今の空家問題で一番危惧されていることが、近い将来に爆発的に空家の数が増える可能性があるという、空家予備軍という問題なのですけれども、65歳以上の高齢者しか住んでいない持ち家、空家予備軍と定義されていますが、第9期高齢者福祉計画によると、令和2年総世帯に占める65歳以上の高齢者のみの世帯は43パーセント、また高齢者1人世帯が占める割合は25.7パーセントと、合わせて68.7パーセント、約70パーセントを占めるということになって、10世帯に7世帯が数年後か数十年後かに空き家になる可能性が高いというふうに考えられます。その事態に備えて対策しておくことが必要だと思います。

そこで、その空家になる前に空家対策をしているのが福井県美浜町での取り組みなのですが、これはデジタルも活用して空家になる前に、空家になったときに家をどうするかを所有者と家族が一番いい選択ができるようにサポートしています。ちょっと紹介し

ますけれども、まず空き家お値段シミュレーションソフトというのを使って情報を入力してもらおうと、自分の家がいくらで売れるか、また解体費用や改修費用はいくらかかるかとか、相続税、登記費用なども、そのケースに応じて試算してくれる。次に、空き家決断シートというものを使いながら、売る、貸す、譲る、解体、そのままにしておくなど、どの手段を取るかシートを見ながら家族でシミュレーションしてもらって、一番いい選択ができるようにと導いていっているということです。

本町においても、今後の爆発的な空家の増加に対応するために、そのような仕組みづくり、システム化と併せて個別のサポートという体制づくりが必要なのではないかと思いますが、お考えをお聞きいたします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

美浜町の取り組みにつきましては、町としても承知しているところでございます。今後どういった部分で早めの対策を講じていけるかということは、今後検討させていただきまますけれども、ただ、登記費用であるとか、解体費であるとか、根本的には個人の財産ということもございますので、その辺も加味しながら検討し、次期計画にも盛り込めるようにはしていきたいなと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 次に、費用の問題についてお聞きいたします。答弁の中でも補助制度の実施、実績ありましたけれども、まず解体する場合の補助事業について教えてください。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 解体費用についてでございますが、国の補助金も受けまして、国が50万、町が50万を上乗せして、100万を上限として補助をしております。ただ、どの家屋にも対象というところではなくて、危険空家であったりとか、景観上よろしくない空家であるとか、そういう部分についてのみの補助ということになります。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 次に対策の2番目で、利活用についてお聞きいたします。町にはこんなに空家がたくさんあるにも関わらず、一方で空家を探していても、実際にすぐに住める家がないという現状もあります。家主はなるべく家の改修にお金をかけたくないという方も多いと思えますので、空家の改修についての補助事業を教えてください。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 空家の改修補助事業についてお答えいたします。

空家の改修につきましては、空家の管理者、あるいは空家の名義人に対しまして、改修事業費の2分の1、上限100万円を補助する制度になってございます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 家主はできるだけ改修費を最小限にとどめたい。でも補助金では到底足りない。一方で、町は最大限の支援をしていると思えます。このギャップを埋めるにはどうしていったらいいかというところを検討していかないと、なかなか空家の利活用、進まないのではないかと思います。考えをお聞きいたします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長　　お答えをいたします。

今年度から空家の改修以外に、空家の登記に関する費用の補助も設けました。これは相続登記もそうなのですが、空家を売るときに土地も一緒にくっついていくわけなんですけど、本町の場合、土地の確定測量や登記がされていない土地が多くございまして、それもお金がかかるということで、相続登記のほかにそういった土地の確定測量、登記にかかる費用についても補助制度を設け、所有者の負担軽減を図っているところでございます。

○議長　　2番、上野恵美子君。

○上野恵美子　それによって空家の利活用は進んでいっているのでしょうか、お聞きします。

○議長　　商工観光課長。

○商工観光課長　　お答えをいたします。

本年度に入りまして、補助制度の見直しの効果もございまして、空家に関する相談、そして補助の活用についても件数は伸びているところでございまして、今次議会の補正予算につきましても追加計上をさせていただいたところでございます。

○議長　　2番、上野恵美子君。

○上野恵美子　分かりました。これ一つの町の取り組みですけれども、家主も改修費用がかからない、町の持ち出しは実質ゼロ、入居者は月1万5千円で住めるという仕組みづくりをしている町がありまして、これが高知県の梶原町というところの人口約3,200人の町ですけれども、移住者が5年間で200人という町です。

そこはどういう取り組みかというのと、移住者の多くが2013年から始まった空き家活用促進事業によってリフォームされた家に住んでいると。その仕組みは、町が家主から家を10年くらい預かって、最低限の改修をして移住者に貸し出して、かけた費用を回収できた後に家主に家を戻します。町が預けている間は家主に賃料は入りませんが、金銭的な持ち出しは一切ありません。10年後にリフォームされた家が戻ってきて、新たに貸し出すことが可能なので、10年間そのまま放置しているよりはよほどいいということです。改修するのは主にトイレ、浴室、台所などの水回りを基本として、改修額の上限700万円ですが、2分の1は国の補助金、残り4分の1ずつを県と町で負担しています。借りる側の家賃は月1万5千円ですけれども、1万5千円の家賃でも10年間住んでもらうと家賃収入が180万円見込めるために、町の持ち出しは実質ゼロということになります。ホームページに掲載されている40軒以上の物件ほとんどが入居中であるということです。

このような取り組みをしている自治体もあります。今後の空家対策、特に空家化の予防、そして利活用への環境づくりが急がれると思いますが、まずは仕組みづくりが必要だと思います。最後に考えをお聞きいたします。

○議長　　商工観光課長。

○商工観光課長　　お答えをいたします。

空家を改修して賃貸で低廉な料金で貸し出すといった事例は、全国でもいくつか散見されてございます。十分に調査をしているところでございますが、本町におきましては空家に対する改修費、先ほどの土地の問題もございまして、結構上下水道の整備なども含めまして、改修費が多額にかかるというような問題。それと、取得した空家を賃貸に貸す場合

に、その管理の問題。1軒、2軒ならばいざしらず、複数軒となってくると、その管理運営、どのようにやっていったらいいか、まだまだ調査検討が必要な状況でございます。

ご承知のとおり、不動産業者も少のうございますので、専門業者と連携をしながら、どのような方法が本町に合った形で進めていけるのか、十分に調査をしながら判断してまいりたいと考えてございます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 今の答弁で分かりました。爆発的な空き家の増加に備えて、やはりその対策が急がれると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。1人当たり市町村民家計所得についてお聞きいたします。この資料の出典は福島県市町村民経済計算年報ですが、この中にはこのように説明されています。この推計結果よって市町村の経済成長率や労働生産性、人口1人当たり市町村民所得などが明らかになり、市町村の行政施策の基礎資料として幅広く活用することができます。というふうに記されています。言い換えれば、この結果を行政施策に活用することを促しているとは私は解釈しています。

では、どのように活用するかということで、私はこの資料をもとにして、もっともっと町の労働生産性、労働力、また所得の現状をさらにきめ細かに捉えて、分析して課題を明確にすることによって、より現状に合った施策を生み出すことができると思います。

例えば、町の1人当たり家計所得を月額に換算すると約20万円になりますが、これは平均値です。そこで所得の分布はどのようになっているか、捉えておられればお聞きいたします。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

まず所得の分布ということでございます。一応こちらの家計所得につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、いわゆる給与関係の、主に給与の部分で雇用者報酬、あと家計所得の中でも、利子とか賃料などあります財産家計所得、あと企業所得といたしまして、個人企業の利益分、また社会給付として主に年金、その他の計上移転ということで、町民の皆さんが払いました火災保険や自動車保険の受け取り分と支払い分の差額部分をまとめたものを家計所得という形で統計をされているものでございまして、こちらのほうにつきましては、まず分布と申しますか、割合と申しますか、そういう形でご答弁申し上げますと、平成30年の部分につきましては、市町村民家計所得は全体で143億600万円、そのうち雇用者報酬が77億7,200万円。家計所得の財産、いわゆる利子とか不動産収入でございますね、これが6億8,500万円。あと個人企業、いわゆる個人企業の部分につきましては22億8,600万円。年金等が37億1,400万円。その他計上移転がマイナス1億5,100万円ということで、そのトータルで合わせまして、先ほど申し上げました239万円、1人当たりが239万円という形になっているということでございます。

そういう形で、経済上から家庭所得となります、その個別までは把握していないのが現状でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 推計でも全体を捉えれば、所得のバランスとか、町の全体像が見えてくる

かなと思って質問したんですけれども、その辺は、その結果によってどのように評価しておられるのかお聞きします。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 所得ではないんですが、いわゆる総生産、いわゆる労働とか、その部分では少し分析しております、そちらのほうある程度業種別にご答弁することは可能なんです、それでよろしければご答弁させていただきたいと思います。

まず第1次産業、町の総生産、いわゆる労働、資本、原材料から生産要素、いわゆる原材料費を引いた活動部分で総生産といわれておりますが、西会津町の総生産額につきましては、214億7,200万円ということで、こちらの数字につきましては、会津地方振興局13市町村中7番目となっております。

その内訳を申し上げますと、第1次産業につきましては9億6千万円。第1次産業、農業とか林業となっております。第2次産業につきましては、製造業、建設業があてはまりまして、これが58億6千万円。第3次産業ということで、サービス、運輸、宿泊、飲食等、様々な部分が入りますが、こちらが145億7,200万円が主なものでございまして、一応その中で伸びているものという部分を申し上げますと、農業で約3.8パーセント伸びておりまして、林業でも12.9パーセント、製造業も40.1パーセント伸びているということで、逆に減っている部分を申し上げますと、やはり小売業並びに宿泊サービス業がそれぞれマイナス0.9パーセント、宿泊業が2.7パーセントというような形となっているということでございまして、先ほどもご答弁申し上げましたが、町といたしましては、第1次産業的な部分につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたが、園芸ハウス並びに菌床ハウス等の様々な整備事業といった形で、農家所得、林業での所得の向上に図っていますし、結果的に数字ではあらわれておりませんが、商工業に対しましても、利子補給並びに様々な施策を展開いたしまして、所得の向上に努めているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 次に年齢階層別ではどうでしょうか、老年人口、65歳以上の就業率が第9期高齢者福祉計画によると、総就業者に占める65歳以上の割合が24.8パーセントで、県平均の13.6パーセントに比べると、非常に高い割合になっています。65歳以上の27.9パーセント、3人から4人に1人が就業しているということが計画の中では報告されています。この層の就業率が高いということは分かりますけれども、所得の分布はどうか。また生産人口、15歳から64歳ですが、就業率や所得の分布はどうなっているか。この層がこれからの将来を担っていく階層ですので、やはり現状を捉えて分析しなければ、現状に合った、そして将来に向けた生きた政策が生み出されないのではないかと思います、お考えをお聞きいたします。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

まず、こちらの市町村民経済計算年報においては、その階層別という部分について記載ございませんので、こちらのほうについては、どのような分布になっているかという部分につきましては、町としては把握していないというような状況でございます。



ただし、先ほど上野議員が申されましたように、今現在、町の高齢化率については約 50 パーセントに近いという中から、なかなかそういう高齢者の形につきましても、年金だけではなくて様々なマルチワーカー的なサービスとか、様々な部分も今後展開していかねければならないのかなということ考えていますし、また 15 歳から 64 歳までの生産人口につきましても、そのような働き方、多様な働き方を目指すような形で、様々なものを組み合わせなければならぬという部分は認識しているということですので、ご承知おきいただきたいと思います。階層別にものについては、現在把握していないということでもあります。

○議長 2 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 そこも詳しい分析が必要だと思っております、そこを分析した後に、じゃあ所得を上げるにはどうしていったらいいかという議論になれば、町の施策も具体化していくのかなと思いますが、いずれにしても、所得の向上は将来の安心にもつながっていくと思います。所得を上げるためには一人一人の生産性を上げる、すなわち一人一人が稼ぐ力を高めるということだと思います。

今の答弁の中では産業振興の部分を中心とした答弁いただきましたが、その一人一人が稼ぐ力を高めるというところの取り組みについてはどのようなお考えかお聞きします。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

まず 1 人当たりの生産性の向上に向けた取り組みという形で答えさせていただきたいと思っております。こちらのほうにつきましては、先ほどもご答弁申し上げましたが、今現在、今の就業形態というのは、1 人が一つの同一職業に就いて働いているというような部分が多ございます。また、今の社会の中では多様化の部分が多ございまして、それぞれマルチワーカーという形の方々も増えております。

今後、町としては移住政策を進める中では、やはりマルチワーカーへの対応とか、様々な部分の施策は打っていかねばならないのかなというような部分で考えておまして、それによりまして、生産人口の問題、または高齢者の皆さまの、そのマルチワーカーによってある程度所得等が伸びるような施策を展開していかねばいけないのかなという部分は認識しているところでありますので、その辺も踏まえまして、今後十分な検討を重ねていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 2 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 私も、その一人一人が稼ぐ力を高めるにはどうしていったらいいのかといったときに、やはり持続的な成長を生み出すということが必要だと思います。今、キャリア教育とかスキル教育とか、重要性ということが言われていますが、これは社会的にも職業的に自立して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実践するための基盤となる力を育てるということです。

今回はスキル教育について提案させていただきますが、今、課長の答弁にもありましたマルチのことですけれども、人生 100 年時代になって、社会人の学び直しの重要性が高まってきて、専門的な知識、技術の習得は、その稼ぐ力を高めるのにとっても役立つと言われて

ていて、私も実際そう思います。例えば、今、介護とか、農業、林業が町でも働き手が不足している分野であると思いますけれども、この分野の専門的な知識、技術はすごく必要で、そこでスキル教育に着目していくことが、一つの取り組みとして必要なのではないかと思います。お考えをお聞きます。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

いわゆる専門的な教育ということではございますが、一応、町として様々な農林業並びに商工業におきましても、まず農林業であれば、林業関係であれば福島県も林業の研修センターをつくりましたし、農業もございます。また商工業についても、様々な拠点施設がございます。ハイテクプラザ等ございますので、その中でできる部分というのがあるのかなと考えております。

従いまして、先ほども申し上げましたが、そういう方々、専門的な知識がなくてもできるような、いわゆるマルチワーカー的な部分を、今後、多様な働き方という部分も踏まえて、その人材不足に対応した形のものと考えていかなきゃいけないというような部分では認識はしておりますので、その辺は十分検討していく部分、いわゆる各経済分野なり農林分野のほうで十分検討していかなければいけないものだと考えております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 スキルを習得したとしても、それを生かさなければ生産性は産まれないと思います。生かせる場があってはじめて生産性が高まります。なので、そのスキルを習得した後はそれぞれの分野で活躍していただくという仕組みづくりも強化していく必要があるのではないかと思います。現在でも町で行われている研修講座、県主催のものとかもすごくいい研修講座、いっぱいあると思うんですけども、そこで習得してもなかなか就労につながっていなかったり、継続的に、せつかくいい研修会だったり講座だったりしても、継続的に行われていないというものもありますので、今行われているものに対しては、しっかり評価、見直しをされたらいいのではないかと思います。

さらには国でも、スキル習得を支援する給付制度などもありますので、そのような制度の活用も積極的に促して、稼ぐ力を高める施策ということも所得向上の一つの取り組みとして申し上げたいと思います。最後に考えをお聞きます。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

いわゆる生業づくりですね、いわゆる生産性の向上に向けた生業づくりということで、確かに国の制度においても様々な支援制度、研修制度もございます。そちらのほうにつきましても、やはり適宜ご紹介する等、町民の皆さんの、いわゆるスキルアップできるような形で取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 県から出されたこの結果をさらに進めて、行政施策に生かしていくことは、町が今取り組んでいるデジタル戦略、一人も取り残すことのない施策につながっていくと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 3番、小林雅弘でございます。通告に従って一般質問をいたします。

まずはじめに、新型コロナウイルス感染症対策についてお尋ねします。新型コロナウイルス感染症は、日本では多くの都道府県で減少が続いています。しかし、厚生労働省クラスター対策班参与の医師によると、冬場は過去の経験からも呼吸器の感染症が広がりやすい。その上、年末年始に向けて新型コロナウイルス前の感覚で忘年会を開催したり、人の移動が活発になったりすると感染が再び拡大する可能性があるとのこと。多くの専門家は、いずれもこの冬の間に第6波がくる可能性を指摘しています。さらに内閣府のコロナ対策ホームページでも、最悪の事態を想定して、次の感染に備えるよう述べています。

さらに今、新型コロナウイルスの新しい変異株、オミクロン株が全世界に広がりを見せています。それに備えることが大切と考えます。

西会津町では、町民の皆さんや町職員の皆さんの努力で、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種も集団接種が終了し、感染者が確認されていない日々が続いています。そこでお尋ねします。

1番、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種について、先日の全員協議会で説明を受けましたが、町民の皆さんに再度説明をしていただきたいと思えます。

①現時点で新型コロナウイルス感染症のワクチン接種は、西会津町としてどのくらい終了しているのか、この質問に関しては、町長の提案理由の説明の中で12歳以上の町民のワクチン接種率は90.7パーセントであることが明らかにされているため、省略させていただきます。

②今、新型コロナウイルス感染症ワクチンの3回目の接種が進められようとしているが、町としてどのような計画を持っているのか。

2番、新型コロナウイルス感染症対策としての季節性インフルエンザワクチン接種への助成について。

①令和2年度実施された0から18歳までの児童生徒及び妊婦の方へのインフルエンザ予防接種費用全額助成は、今後も実施される計画でしょうか。

②昨年、新型コロナウイルス感染症対策として19歳から64歳までの町民へインフルエンザ予防接種費用の約半額、2,500円を助成しましたが、昨年この制度を利用した町民は何人ですか。そのためにかかった費用はいくらですか。

③昨年度は季節性インフルエンザの流行があまりみられなかったことは承知していますが、そのため社会全体でインフルエンザの免疫が下がっているとの指摘がございます。長崎大学感染症共同研究拠点のグループと複数の研究機関の共同研究によると、インフルエンザウイルスと新型コロナウイルスを同時感染させた場合、それぞれの単独感染時よりも肺炎が重症化し、さらに回復も遅れる可能性があることが明らかになっています。今年度、19歳から64歳までの町民へのインフルエンザ予防接種費用2,500円の助成について、町はどのように考えていますか。

3番、新型コロナウイルス感染症対策としての、いわゆる福祉灯油の実施について。新型コロナウイルス禍での経済の停滞は深刻で、原油産出国は産出量の調整を行いました。ワクチン接種などの対策が進み、現在では急速に経済の回復が進んでいます。しかし経済

の回復に原油の生産量が追いついていないとのことで、ガソリン、灯油などの値上がり著しい状況にあります。特に灯油は雪国でもある本町の町民の生活を直撃しています。一例をあげれば、町内の 18 リットル当たりの店頭価格は 1,836 円、1 リットル当たり 102 円。配達価格はそれ以上となっています。過去 16 年間の福島県の灯油価格を調べてみると、この価格を上回っているのは 2008 年夏だけ、その年でさえ冬場は 1,100 円から 1,600 円へと下がっています。国が備蓄石油を放出するとしていますが、どの程度価格を引き下げる効果があるかは見通せないところでございます。

そこで、コロナ禍で困窮している町民を支援、救済するため、非課税世帯に対して一冬 100 リットルの灯油を援助する考えはないでしょうか。

次に、学校給食費の保護者負担軽減について伺います。

まず 1 番、日本国憲法第 26 条 2 項における義務教育はこれを無償とする。この規定について。

①義務教育無償化というとき、その範囲について、義務教育無償の精神、理想から、昭和 26 年、教科書の無償化に関わる参議院での質疑の中で、文部省がその理想について語っている内容がございませう。その内容について町の見解を求めます。

②その理想は今も変わっていないと承知していますが、どうでしょうか。

③以前の質問でご答弁いただいたうち、再度確認しますが、学校給食法の規定では、食材費などは保護者が負担すると負担区分を定めているが、これは自治体の判断で一部、または全額を補助することを妨げるものではないと解釈されていますが、これに間違いはないでしょうか。

④食育基本法でも、食育において学校給食が大きな役割を果たすことが期待されていると理解していますが、どうでしょうか。

次に 2 番として、会津の他町村の学校給食における保護者負担の軽減についてお伺いたします。

①会津地方の市町村で学校給食費の無償化を実施しているのはどこでしょうか。

②会津地方の市町村で半額以上の補助をしている市町村はどこですか。またその補助率はどのくらいでしょうか。

最後に子育て世代の教育費の負担は重いものがあります。文部科学省の平成 30 年度、子どもの学習費調査では、保護者が 1 年間で負担する教育費として、公立小学校では学校教育費 6 万 3,102 円。学校給食費 4 万 3,728 円。公立中学校では学校教育費 13 万 8,961 円。学校給食費 4 万 2,945 円としています。本町でも子育て世代の負担軽減、少子化対策の一つとして学校給食費の半額補助を実施する考えはありませんか。

以上で私の一般質問を終わります。ご答弁よろしくお願いたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 3 番、小林議員の新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問のうち、児童生徒及び妊婦へのインフルエンザワクチン予防接種費用の全額助成と、福祉灯油について、お答えをいたします。

はじめに、児童生徒及び妊婦へのインフルエンザワクチン予防接種の全額助成についてであります。季節性インフルエンザは一般的な風邪とは異なり、症状が重く、感染力も

強いため、特に抵抗力が弱い子どもや、免疫力が低下している妊婦は、感染すると重症化しやすいことから、本町では平成23年度より、0歳から18歳までの児童生徒及び妊婦への季節性インフルエンザワクチン予防接種費用、1回につき1千円を超える自己負担額を助成してまいりました。また、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などから、高齢者インフルエンザワクチン予防接種と同様に、子育て支援の一環として全額助成し、保護者の経済的負担を軽減して、感染症予防対策に取り組んでおります。町といたしましては、安心して子どもを産み育てられる環境づくりのため、今年度以降も全額助成を継続して実施してまいりたいと考えております。

次に、福祉灯油の実施についてであります。議員お質しのとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、在宅で過ごす時間が長くなる中、原油価格の高騰を受けて、冬の生活に欠かせない灯油の価格が値上がりしており、低所得者世帯等の家計に大きな影響を与えております。このため、冬期間の雪や寒さ対策のための出費増や、長引くコロナ禍等により、生活に不安を抱えている低所得者世帯等に対して、安心して冬の生活が送れるよう、本年度の対策として福祉灯油緊急補助事業を町単独事業として実施してまいりたいと考えております。

具体的には、対象世帯を令和3年度の住民税非課税世帯であり、かつ世帯全員が65歳以上の高齢者世帯、障がい者手帳等の交付を受けた者がいる障がい者世帯や18歳未満の子どもと父親又は母親のみのひとり親世帯などいたします。また、給付の額や方法については、1世帯当たり5千円の灯油給付券を交付し、町内灯油販売店において券と引き換えに灯油が購入できるものいたします。

なお、本事業については、今次定例会へ提案いたしました一般会計補正予算案(第5次)に事業費を予算計上しており、議会のご議決をいただいた後に、対象世帯へ年内中に給付券をお届けできるよう速やかに事務作業を進めてまいりますので、ご理解願います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 3番、小林雅弘議員のご質問のうち新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、新型コロナウイルスの3回目の追加接種についてのご質問にお答えいたします。現在、国では2回目の接種後、原則8カ月が経過した方から順次接種を進めることとしており、国からの通知等に基づき町の接種計画を検討しております。

追加接種実施に向けての町の基本的な考え方ですが、町が実施した1・2回目の初回接種では、自治区毎に接種日時を指定する方法や、希望する方への送迎の実施、円滑に接種を実施するための看護師や薬剤師、事務員など必要人員の確保などにより、大きな混乱もなく概ね順調に実施できたことから、追加接種についても国が示すガイドラインを基本として、初回接種の実施方法や体制等で接種を進めてまいりたいと考えております。

また、接種時期であります。医療従事者は本年12月から、高齢者施設等入所者及び従事者の方は来年1月から、高齢者の方は3月から、64歳以下の方は4月から、それぞれ接種を開始し6月上旬には集団接種を完了する予定であります。

なお、今後自治区毎のスケジュールなど詳細が決まりましたら、チラシやケーブルテレ

び等により周知してまいります。

町では、追加接種を希望される方が安全に接種を受けられるよう、西会津診療所と連携し鋭意準備を進めてまいりますのでご理解願います。

次に、昨年実施いたしました19歳から64歳までの方への季節性インフルエンザワクチン接種助成事業についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、インフルエンザ予防接種の法的位置付けではありますが、予防接種法に基づき実施しており、感染すると重症化する危険性の高い65歳以上の高齢者や60歳から64歳で呼吸器疾患がある方などに対しては、各自治体の責任において実施する定期接種として、64歳以下の方は感染による危険性とワクチン接種の有効性を各自が判断し接種する任意接種として実施しております。

また、接種費用につきましては、町では定期接種の方は無料で実施しており、そのほか18歳以下と妊産婦につきましても、子育て支援等の一環として無料としておりますが、19歳から64歳までは任意接種であることから、自費での接種となっております。

しかし、昨年度は季節性インフルエンザ流行期に、インフルエンザか新型コロナウイルスかが分からない発熱患者の受診や、同時流行による医療機関の負担軽減と受診者の混乱の回避、また、町議会から新型コロナウイルス感染症対策としてワクチン接種助成事業の年齢拡大要望がありましたことから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、助成対象外であった19歳から64歳までのインフルエンザワクチンを接種した方に、1人2,500円を助成する補助事業を、令和2年度限りとして実施したところであります。

ご質問にありました昨年度の助成実績ではありますが、助成金利用者数が622人で、本制度による接種率は23.8パーセント、助成金総額は155万5千円でありました。

昨年度は心配されていたインフルエンザと新型コロナウイルスの同時流行や、町内でのインフルエンザ感染者も確認されませんでした。この要因として、新型コロナウイルス感染症対策として普及した、手指衛生やマスクの着用、3密の回避、人の移動の制限などがインフルエンザの感染予防にも効果があったと考えます。また、今年度のインフルエンザワクチンの供給量は、平成8年以降最大となった昨年の供給量と比較すると、少なくなる見込みであることから、定期接種対象者が接種を受けられる機会を確保するよう、国から協力要請がなされているところであります。

このような状況を踏まえ、今年度につきましては、インフルエンザの感染予防にも効果がある、新型コロナウイルスの感染防止対策を、引き続き様々な機会を捉え周知を図るとともに、町民の皆さんに実践していただくことで、インフルエンザの感染も一定程度抑制することが期待され、受診者数の減少による医療機関の負担も軽減できる見通しであること、さらに、ワクチン供給量の減少や予防接種法の趣旨にも鑑みまして、総合的に判断し、昨年度実施いたしました19歳から64歳までの方へのインフルエンザ予防接種助成事業は、今年度については実施する予定はありませんので、ご理解願います。

○議長 学校教育課長、玉木周司君。

○学校教育課長 3番、小林雅弘議員の学校給食費の保護者の負担軽減についてのご質問にお答えいたします。

1点目の日本国憲法第26条第2項における、義務教育はこれを無償とする規定についてであります。ご質問の昭和26年の参議院文部委員会の質疑答弁の内容につきましては、義務教育の無償化の理想について、当時の文部省が答弁したものであり、この理想が今も変わっていないのかということにつきましては、文部科学省の見解であり、町で判断できるものではないと認識しております。

次に、学校給食法により、食材費などは保護者が負担すると負担区分を定めているが、これは自治体の判断で一部または全額を補助することを妨げるものではないとの解釈への確認についてであります。令和元年第7回定例会においてご答弁申し上げましたとおり、学校給食法第11条は第1項で設置者、第2項で保護者の経費の負担関係を明らかにしたものであり、法律の趣旨としては、設置者の判断で保護者の負担を軽減することは可能であり、その方法についても制約はないとの文部科学省の見解が示されているものであります。

次に、食育基本法における食育に関しての学校給食への期待についてであります。近年、偏った栄養摂取、朝食欠食などの食生活の乱れや肥満・痩身傾向など、子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化しているほか、食を通じて地域等を理解することや、食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さなどを理解することも重要となっていることから、平成17年に食育基本法が、本年3月には第4次食育推進基本計画が制定され、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組んでいくことが重要となっております。

このようなことから西会津中学校に配置されている栄養教諭が町給食センターと連携し、町内農産物生産団体の協力を得ながら、町特産品であるミネラル野菜や菌茸類の積極的活用のほか、町民カレンダー掲載料理を提供する、食育の日献立や、読書週間に合わせて、おはなし給食の献立、さらには中学3年生が授業で考えた西会津産米粉と野菜を使った、米粉野菜蒸しパンの献立の提供など、食育に関する取り組みを実施しております。今後も引き続き、学校給食が学校における食育の生きた教材となるような取り組みを推進してまいります。

次に2点目の会津地方の他市町村の保護者負担軽減の実態についてであります。会津地方17市町村のうち学校給食の無償化を実施しているのは、北塩原村・柳津町・三島町・金山町・下郷町・只見町の6自治体であり、半額以上の補助をしているのは檜枝岐村で9割補助、喜多方市で5割補助の2自治体であります。

次に3点目の本町でも子育て世代の負担軽減、少子化対策の一つとして、学校給食費の半額補助を実施する考えはないかのご質問についてであります。令和元年第7回定例会及び第9回定例会においてご答弁申し上げましたとおり、学校給食費の半額補助は、今後検討が必要な事項であると認識しているところではあります。本町におきましては、教育費予算は児童生徒の学びの環境整備や教育内容の充実に充てることを優先とする政策方針としているところであり、ご理解をお願いいたします。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 ご答弁ありがとうございます。それでは再質問をさせていただきます。

まず3回目のワクチン接種でございますが、最近、国は6カ月前倒しの接種も妨げない

という、そういう報道もございますが、町としては、この件についてはどのように捉えていらっしゃるのでしょうか、お尋ねします。

○健康増進課長　それでは、3回目の間隔、接種間隔についてのご質問にお答えをいたします。

国では当初、2回目接種から8カ月を、原則8カ月を経過した方から順次接種をはじめるということで通知がまいりました。その後、例えば医療機関でクラスターが発生した場合、あるいは高齢者施設でクラスターが発生した場合、そういった特定の条件が発生した場合については、国の届け出をすることによって8カ月より前倒しをしてもいいという方針が示されました。

また、さらに今回オミクロン株の確認によりまして、本日、あるいは昨日のテレビ、新聞などで報道されているように、前倒しについて検討されているということでもあります、具体的な前倒しの内容につきましては、現時点で国から通知が来ていないということでございます。

○議長　3番、小林雅弘君。

○小林雅弘　まだ国から通知が来ていないということで、通知が来次第、やはり町民に明らかにしながら進めていただきたいと思うんですが、本当に今回のワクチン接種、1回目、2回目、この町では混乱もなく、整然と、しかも早く行われたということで、私は本当に素晴らしかった。この町の取り組み、大変に素晴らしかったと評価しております。

今後この3回目のオミクロン株を想定したような接種、これについても、やはり住民の協力はもちろん、そしてやはり役場の職員の皆さんの努力、これによってなんとか乗り切っていただきたいというふうに、本当に強く思う次第でございます。

それでは、次に、私も昨年この制度を利用したんですが、インフルエンザ予防接種費用の約半額、2,500円についてなんですが、今回はそれをやらないということでございます。今後状況が変わればこれも検討範囲に入るのかどうか、お伺いします。

○議長　健康増進課長。

○健康増進課長　それではお答えをいたします。

昨年度実施いたしました19歳から64歳の方への助成につきましては、先ほど答弁の中でも申し上げましたとおり、医療機関の混乱を防ぐということが一番大きな目的でありました。今年度につきましては、先ほど申し上げましたように、今時点でインフルエンザの感染者も、まだこれ12月3日の統計であります、福島県内では1人の発生にとどまっているということで、全国においても27人ということで、最も少なかった昨年と比較しましても4割ぐらい減少しているということでもあります。

例年インフルエンザが流行するのは12月から流行がはじまって、1月、2月と流行期が続きますが、今年度につきましては、このまま感染者数が少ないようであれば、先ほど申し上げましたように助成事業は、今年度は実施をしないということで考えております。

ただ、来年度以降、当然状況がどうなるか分かりませんので、これについては、また今年度の状況を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

○議長　3番、小林雅弘君。

○小林雅弘　ありがとうございます。



それでは、次に新型コロナウイルス感染症対策としての福祉灯油の実施についてお伺いをいたします。この灯油、5千円ということでございますが、この算定基礎はどんなものでしょうか。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 それでは、福祉灯油の5千円の算定基礎についてのご質問にお答えいたします。

この5千円の額につきましては、過去10年間の冬期、主に11月から3月までの価格帯で、最も高い価格であったものを平均いたしまして、その平均した額と、今冬の、現在の店頭で販売されている灯油価格との差額について、400リッターを年間家庭で使う量と仮定いたしまして、その差額分を影響額として5千円と設定したところでございます。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 おそらく、ちょっと聞いてみたいんですが、資源エネルギー庁の福島県灯油価格の平均値、民生用灯油、これの平均値から求められたものだと思いますが、いかがですか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。

議員がおっしゃるように、この数字につきましては資源エネルギー庁が毎月発表しております額、価格、市場価格ですね。それらをもとに算定したものでございます。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 私も実はこういうように全部取ってみたんです、過去16年間。それで、おそらく2011年の12月からなんですけれども、私は残念ながら12月、1月、2月の3カ月間、これを比較検討させてもらいました。そして、ここから2020年、あるいは12月、2021年1月と2月ですね。これで高いほうも私も計算しました。そしたら、10年間平均が1,560円、1缶当たり、18リットル1缶当たり。どうも計算がずれているように思うんですが、どんな計算をされたんでしょうか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それではお答えいたします。

議員が対象とした月の違いもございまして、基本的にはその月、私が申しましたのは、冬期間に一番高い、そのシーズンで一番高い金額をその年の一番最高額として抽出しまして、それを10年間の高い数字、10個の高い金額を抽出して、その平均を取ったということでございますので、積算方法に違いがあるということから、差異が出てくるというところでご理解いただきたいと思います。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 私も高いほうを取ったんです。ただ3月が取っていないので何とも言えないんですけれども、ちょっといくつか例をお示ししたいと思います。2011年から12年にかけてだと、一番高いのは2月の1,577円、これ間違いないですか。2010年から12年の冬場ですと、12月、1月、2月までの3カ月間だと、2月の1,577円、そして2012年、2013年だと、2月の1,767円。こういうようにしてずっと10年間やってみたんです。どうでしょう。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 議員おっしゃる 2012 年の冬ですと、3 月が一番高い金額になっております。1,666 円でございました。なお 2013 年の 2 月が 1,767 円という数字については、同じ数字となっております。

○議長 3 番、小林雅弘君。

○小林雅弘 ということは、基本的な考え方そのものは変わっていないということで、月ですと、私は 2 月までしか取っていないので、3 月がその高かったというところが。

じゃあお尋ねします。私のほうはちょっと算定がずれていいますので、10 年間で平均 1,559.5 円というふうになってはいますが、そちらのデータではいくらになってはいますか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、先ほども答弁申し上げましたが、10 年間で店頭渡し 18 リッターの価格で 1,609 円でございます。

○議長 3 番、小林雅弘君。

○小林雅弘 そうしますと、だいたい計算しますと 400 リッターということで説明のときにいただいたと思うので、そのベースにして計算します。そうすると 400 リッターを補助したいということだと、18 リッター換算で 22.22 本になりますね。そうです。400 割る 18 ですから、22.22。で計算してみたら 5,039 円ということで 5 千円の根拠が分かりました。それについては結構でございます。

次に、この対象なんです。支給対象。65 歳の高齢者世帯、障がい者手帳等の交付を受けた者がいる障がい者世帯、18 歳未満の子供と父親、または母親のみのひとり親世帯ということで説明、回答いただいていると思うんですが、生活保護世帯はどうかさるんでしょうか、お聞きします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。

対象世帯は、先ほど町長が答弁で申し上げました対象となっております。対象が外れますのが、議員おっしゃるような生活保護世帯、また町内に住所はありますけれども、介護施設などを利用して長期にご自宅を留守にされているような世帯については対象外とさせていただきます。

○議長 3 番、小林雅弘君。

○小林雅弘 今回の 5 千円、目的はもう一回ちょっと何でしょうか。お答えください。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

町長が答弁でも申し上げましたように、今冬の灯油価格の高騰の影響を受けまして、低所得者世帯の家庭への大きな影響が懸念されております。そういった冬期間の生活、安心して暮らしていただけるような対策として、町の単独事業として実施するものでございます。

○議長 3 番、小林雅弘君。

○小林雅弘 低所得者世帯という中に生活保護世帯が入ると思いますが、いかがでしょうか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 ご質問にお答えいたします。

生活保護世帯が低所得者世帯に入るのはないかというお質しでございますが、生活保護の制度につきましては、生活保護の国の制度によりまして、要保護者の世帯が、年齢や性別、また家族構成、住居の状況などによりまして、最低限生活に必要な最低生活費が保障されている制度でございます。そういった制度で、生活保護世帯が生活されているといったところでは、一般的な低所得者世帯とは意味合いを別にしているというふうな認識でございます。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 以前、私、質問したときに、12月議会ですね。令和元年の12月議会だと思いますが、回答の中で、冬期加算はあるから出さないんだという回答があったと記憶していますが、いかがでしょうか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

生活保護制度の中で、生活保護を受けていらっしゃる要保護者の方に対して、冬期加算といった制度がございます。これは11月から翌年4月までに、冬期間加算、一般的な生活扶助費の中に加算して支給されるものでございます。それが一つの要因として捉えているということでご理解いただきたいと思っております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 トーンダウンされましたね。私が資料として、それは厚生労働大臣が、それは違う話だよというような答弁がございました。その資料をお渡ししたからトーンダウンされたのかなという気もしますが、いいですか、厚生労働省の生活保護制度という、ホームページにはございます。それを見てもみますと、これは単純計算はできないんですが、高齢者夫婦世帯、68歳、65歳で、地方、郡部などの支給額は10万と6,350円と書いてあります。これはかなり厚生労働省が確か、夫婦2人の場合の生活費として、今、必要としている、あるいは使っている生活費は、これはもちろん東京も一緒なので単純計算はできませんが、26万でございます。とすると、10万6,350円、これは低すぎる。冬期加算、これもこの地域、何区に属しているかというところ3区なんです。その間にいろいろありまして細かい規定がね、その中で、例えば3人世帯だと、福島市、例に書いてあります。そうすると1万6,190円。足しても12万ぐらい。

一転して今回の制度の設計を見てもみますと、これ決して否定しているわけではないので誤解なされないように。世帯全員が65歳以上の高齢者世帯でございます。町の職員とは言いませんが、公務員のお二人、退職なさって65歳以上だと、年金で約40万超えるんじゃないんですか。どうでしょう、誰かお分かりになる方いらっしゃいましたら。

ちょっと待って、一般論として聞いているんだよ。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、年金額の受給額についてのご質問にお答えいたします。

年金制度は様々な年金がございます。国民年金や厚生年金、また救済年金といった年金の制度がございまして、そこに働き盛り世代のときに加入していた制度によって、年金受

給できる年齢になってから年金を受給するわけになるわけですが、その額については、個々人の様々な要因がございますので、平均的な数字は、町では現在持ち合わせておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 町では数字は持ち合わせていないということでございますので、これ以上は聞きませんが、ただ、その年金が何十万とは言いませんけれども、高い世帯にも支給される。しかし、今申し上げましたように生活保護世帯、12万足らず、しかしこの制度、非課税ですよ、もちろん。この制度、今ちょっと入ったのであれなんですけれども、今、国でも、そういう一律の支給、高いところにも支給、低いところにも支給、これについて批判を浴びているときに、この制度はちょっと欠陥があるんじゃないか。再検討が必要ではないのかというふうに思います。

○議長 議員、今の制度というのは、町の事務の中での話なのか、それがまた国に及ぶということは、ちょっと控えていただきたい。国の制度が悪いというような。

○小林雅弘 そんな話をしているんじゃないんです、今、批判があるところでございますと言ったので。

ですから、もう一回やはり考え直していただきたい、そういうふうに思います。これ以上はまた時間が無いので、あと9分しかないものですから、学校給食費に移らせていただきます。

なかなか上部に私の質問を、ちょっと答えなかったんですが、まず、これ確認なんですよ。議論の一番のベースになる確認をしようと思ったんです。それで伺いましたんですが、残念ながら答えてはいただけなかった。例えば、学校給食費の無償化という場合、この無償化の内容、これについて法律が、あるいは憲法が保障している、義務教育は無償化とする、この内容について伺っているんですが、残念ながらお答えいただけなかったんですが、もう一度お尋ねします。この義務教育無償化という場合の義務教育、これは、今は文部科学省ですね、当時は文部省です。文部省の答弁からすると、どういう範囲でしようかと、こうお尋ねしたんです。それを答えていただきたい。

○議長 学校教育課長。

○学校教育課長 再質問にお答えいたします。

先ほど1回目の答弁でお答えいたしましたとおり、このご質問につきましては、参議院、文部委員会での質疑内容のやり取りでございます。私どもも、その当時の会議録等についてはインターネット等で検索もできますので、承知はしておりますが、文部科学省が答えた答弁だということでお断りをしてから申し上げますが、この義務教育費の無償化の理想と申しますか、精神と申しますか、その中での答弁になっているところでございますが、教科書だったり、学校用品、それから学校給食費、こういった部分が入ってくるのではないかと文科省の見解でございました。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 ありがとうございます。一つ抜けてました、交通費も義務教育無償化の対象となっていると、これを理想とする、理想とするという答弁でございます。

整理します。こういう答弁になっています。これは共産党の岩間正男さん、のちに共産

党に入党いたしました岩間正男さんの質問による、辻田力さんですか、の答弁の中にございます。現在では、ご承知のとおり国庫補助の面における義務教育につきましては、授業料を取らないという形で無償ということになっております。で、うんぬんありまして、現在は授業料でございますが、そのほかに教科書と、それから学用品、学校給食費というような、なおできれば交通費というようなことも考えておりますが、もちろん一概にはできない、予算もあるので、ということで答弁しております。

じゃあ学用品って何だと、私も調べましたら、学用品の内容は相当広範囲なものでございまして、その中には、鉛筆、ノート、クレヨン、用紙、そのほかに定規、コンパスというような学校で使うところの教材は全部網羅しているところでございます。これは答えたのは内藤誉三郎さんという方でございます。これ説明員ですね。これが正式な答弁でございます。ということは、義務教育の無償化という場合、これらの学校給食費も、当然、精神として入ってきて当たり前だというふうに捉えております。

そこで質問でございます。まず、先ほど答弁がございましたように、もう只見町、金山町、三島町、柳津町、北塩原村、これが無償となっております。そして、檜枝岐、喜多方市、檜枝岐は9割補助、喜多方市は5割補助でございます。ここに地図がございます。そうすると、西会津町を取り囲んだ形で、全て補助がされています。このようなときに、周りを見てという答弁がよくありましたが、周りを見ると、もうほとんど補助対象であるということで、その補助を実施するという考えはどうでしょう、町長、ございませんか。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 今、町長に答弁を求めておりましたけれども、私たち教育委員会として方針を示したいと思っております。

町では限られた財源の中で、今、議員がおっしゃったように、無償化ということでございます。私たちも給食費の無償化については反対はしておりません。しかし、町の財源でそれを補助するということについては、やはり限られた資源の中で、どうそれを補助していくかという優先順位をしっかりと本町では考えております。

確かに他町村では給食費の半減なり無償化を進めておりますが、本町では教育内容の充実を求めております。そういう意味で、今議員がおっしゃったように、教育費の無償化をするということは、教育内容の充実を、それを差し置いても給食費の無償化をするということを考えていらっしゃるのか、私はそのことについてどのように思っているのかを考えております。

そういう意味で、町教育委員会としましては、教育内容の充実を優先するというので、この給食費については、学校給食法の第11条にありますとおり、保護者負担をお願いしているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 どのように考えているのか、私は、やはり今の学校の取り組み、特にリーディングスキルの問題、これは素晴らしい取り組みだというふうに評価しております。ですから、こういう教育をやっぱり進めたい。一方ではそう思います。しかし、もう一方では、やはり町民の方々、あるいは子育て世代の負担軽減というところでの施策を求めたいとそう思っております。

一つ例をあげさせていただきます。今回、例ではないです、一つ質問です。今回、大阪府が、そこにも書いてございますが、昨年、今年度と学校給食費の無料化に踏み出しております。その理由なんですけれども、昨年の3月に、ある議員が質問したところ、これは共産党ではございません。質問したところ、21年度から検討するというような回答でございました。しかしその後、20年度からもう実施するんだというようなことで、なぜか、コロナ対策ですか、そういうことで大阪府が学校給食費の無償化に踏み出しております。

そこでお伺いします。町としても新型コロナウイルス感染症対策で、対策というか、そこで非常に経済的にダメージのある子育て世代に対して、やはり学校給食費半額補助で、それを応援するという気持ちはないでしょうか。それだけお答え願いたいと思います。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 この質問については、令和元年9月と12月でもお話をしておりますが、給食費につきましても、調理員の委託料、光熱水費等、65パーセントを町が持っています。残りの36パーセントとは保護者に負担をしていただくということで考えております。そして、経済的に厳しい家庭については、準要保護制度等の制度がありまして、免除になっております。

再度申し上げますが、本町では、この教育内容の充実を子育て支援として、給食費の無償化に伴う、その予算を教育内容の充実に努めているところでございます。限られた財源の中で優先順位を付けていくことは、私は大事なことだと思っております。

議長すみません、逆に小林議員のお尋ねしたい点があるんですが、よろしいでしょうか。

○議長 反問権ね、使ってください。

○教育長 反問権ということで、小林議員は、教育内容の充実を削減しても給食費を補助することに対して、そっちを優先するというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 それは、どちらかという話を持ち込んじゃいけないです。私は、限られた資源といえば、それは町の財政そのものが限られた資源です。しかし、いろんなところでそれは生み出す可能性がある。例えば半額補助だと800万円です。そうですね。そういうところも、いろんな努力をすれば生み出せる、だから大阪府は踏み出したんじゃないですか。

だから、私が聞いたのはそういうことじゃない。いいですか、私は教育長のおっしゃっていることも全部メモしてございます。それも理解しております。そういう観点ではなくてということでお話をしています。

それから、コロナウイルス、今の質問はそういうことではないんです。コロナウイルス対策として実施する気があるのかないのか、これだけお伺いします。

○議長 時間であります。質問は、これ反問権で小林議員が答弁した、それで終わりです。

答弁できるかできないかだけ、じゃあ小林議員から。

教育長の質問に簡潔にご答弁をいただければいいと思います。

○小林雅弘 それではお答えいたします。

限られた財源、その中で、ですから教育内容の充実、私はそれ否定するものではございません、もちろん。だから、先ほど申し上げましたように、今の取り組み、これについて

最大限の評価をしています。今後も続けていただきたい、そういうふうに思う次第でございます。

ただ一方で、この財源については、教育費の中から生み出すのは、やはり困難でございます。あるところで、これはもう町の名前を言ったら差し支えありますけれども、学校給食費の半額補助をしたある町がございます。ところが、そこでは学校の予算も削ってしまったと、そういう事実もございます。そうじゃなくて、全体の中から生み出せないかという議論をしております。決して学校教育費、学校の予算を削れというような、そういう暴論を言っているわけではございません。ご理解いただきたい、そう思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。非常に楽しい議論、ありがとうございました。

○議長 暫時に休議にします。(11時58分)

○議長 再開します。(13時00分)

1番、荒海正人君。

○荒海正人 皆さん、こんにちは。1番、荒海正人です。通告に基づきまして二つのテーマについてお尋ねしてまいります。

まずはじめに教育政策における今後の展望についてお尋ねいたします。今日の教育政策において、ふくしま学力調査の実施やICT端末等の導入により、児童生徒一人一人の学力や非認知能力の見える化が図られているところであります。他方で西会津こども研幾塾やアントレプレナーシップ事業などの取り組みにより、学ぶ目的づくりなどにも力が入れているように見えます。教育現場においては大きな変化が求められているところではあります。相応の効果も期待できると考えています。変化が目まぐるしい学校教育分野において、今後の展望を伺います。

1点目、個別最適化されていく教育の展望についてお尋ねします。ふくしま学力調査の結果を受け、今後の授業や学校運営全体に対して、どのように反映させていくのでしょうか。別最適化していくための過程として、ICT端末等の導入が大きな役割を果たしていますが、機材の導入による効果検証等はどのように行われていますでしょうか。

一人一人の非認知能力等の見える化も図られている中で、個性を伸ばしていくための教育のあり方についてどのように取り組まれていますか。

児童生徒への対応が個別最適になっていく中で、教育現場が複雑化していくとも推測されます。先生ごと、教員先生ごとのスキルアップと負担軽減のバランスについて、どのように図られているのでしょうか。

次に、学びの目的についてお尋ねいたします。西会津こども研幾塾、アントレプレナーシップ事業、西高魅力発信隊の活動について、それぞれの狙いや個別最適化された教育とのつながりについて、どのように考えておられますか。

次に3点目、キャリア教育についてお尋ねいたします。中学校、高校における進路指導について、どのように取り組まれていますか。また、子どもたちが将来を考えるにあたり、社会とのつながりを意識する機会が重要だと考えますが、学校生活の中でどのような機会が与えられているのでしょうか。

続きまして、西会津町子育てコミュニティ施設の環境整備についてお尋ねします。旧芝

草保育所を活用した西会津町子育てコミュニティ施設が 10 月に開所されたところであります。1 日当たり平均 20 名が利用されるということで、幼児教育の重要性や親子間のコミュニケーション、親同士のつながりの形成など、期待される効果は大きいと考えております。今後さらに環境整備が図られていくということで、今後の展望を伺います。

まず 1 点目、施設の整備についてお尋ねいたします。壁面等、経年劣化が見られる部分について、今後の改修などの予定はどのように考えられているのでしょうか。

また、名称についてどのように検討されていますか。

また、未整備の部屋が 2 部屋、施設に入って右方向にありますけれども、今後の活用方針などについてどのように検討されているのでしょうか。

次に 2 点目、子どもたちの学び場、遊び場、学びの場としての整備についてお尋ねします。各部屋にある遊具や玩具類は、今後どのように充実させていく予定でしょうか。

また学びの場づくりとして、イベントやワークショップのような機会をどのように検討されているのでしょうか。

次に 3 点目、コミュニティ形成の場としての体制づくりについてお尋ねいたします。幼児教育の実践や利用者同士のつながりをつくるための人員配置や仕組みづくりについて、どのように検討されていますか。地域とのつながりを活用した場所づくりについて、どのように進められていくのでしょうか。

以上、教育政策における今後の展望と西会津町子育てコミュニティ施設について、2 点についてお尋ねいたします。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 1 番、荒海正人議員のご質問のうち、教育政策における今後の展望について、お答えいたします。

はじめに、1 点目の個別最適化された教育の展望のうち、ふくしま学力調査の結果を受けての対応についてであります。この学力調査は、児童生徒一人一人の学力を確実に伸ばす観点に立ち、経年の変化を見ていくことにより、学習内容の定着度や学力の伸びを把握するとともに、学習に対する意識や生活の様子などの状況をも調査するものであります。

本町においては、平成 30 年、令和元年に続き、本年 4 月に 3 回目を実施いたしました。令和元年との比較において、学校全体として、学力は伸びているという結果が見られました。

今後は、一人一人の学力の伸びや質問紙の回答から、学校と家庭での学びを個々に指導していくとともに、学校全体としての課題を把握し、改善を図っていく考えであります。

次に、ICT 端末等の導入による効果の調査はどのように行われているのかのご質問であります。本町においては、国の GIGA スクール構想に基づき、昨年、すべての児童生徒にタブレット端末を配付し、学校のみならず家庭での学習にも活用しているところであります。

導入から一定期間が経過したことから、本年 6 月に小学校 4 年生から中学校 3 年生までの児童生徒を対象に、タブレット端末使用状況調査を実施しましたが、タブレットをを使うようになって家庭学習の時間が増えたと回答した割合が、小学生で約 75 パーセント、中学生で約 50 パーセントとなったほか、タブレット端末の活用により、授業が分かるようになった。授業が楽しくなった。家庭学習が前より分かりやすくなったとの回答が多く見ら



れました。

次に、個性を伸ばしていくための教育の取り組みについてであります。先ほど申し上げましたが、ふくしま学力調査や読解力の定着度合いをみるリーディングスキルの結果を踏まえ、個に応じた指導を行っているところであります。

次に、個別最適化に対応する教員のスキルと負担軽減のバランスについてであります。個別最適な学びを実践していくために、教員にとって必要なスキルは、児童生徒の実態を適切に捉え、個に応じた指導を実践することであり、そのために町教育委員会としましては、ふくしま学力調査の結果分析やICT活用など、さまざまな研修の機会を設けております。一方で、ICTを活用することにより、授業の教材づくりやテストの採点など、教員の負担軽減を図りバランスを取るよう努めているところであります。

次に2点目の学びの目的についてであります。まず、西会津こども研幾塾、アントレプレナーシップ、西高魅力発信隊のそれぞれの目的について申し上げます。

西会津小学校5・6年生を対象とした西会津こども研幾塾は、体験活動等を通して、町や会津地域の歴史や文化、自然、産業等について理解を深め、ふるさとを誇りに思い、町の未来を担う人材を育成することを目的に実施しております。西会津中学校で実施しておりますアントレプレナーシップ教育は、社会の一員として生きていく上で必要な、「自ら考え行動し、問題を解決しようとする力や、自ら未来を切り開き、協働する力」を育てることを目的としています。また、西会津高校の西高魅力発信隊は、地域の魅力を掘り起こし、地域の活性化に繋げる部活動であります。

西会津こども研幾塾及びアントレプレナーシップ教育につきましては、それぞれの目的達成のために、まずは地域を学び知ることなど、児童生徒が個々に考え、地域と関わりを持ちながら探究的な学習を展開しております。これらの個々の学びを尊重し、支援することが個別最適化された学びにつながるものと考えています。

なお、西高魅力発信隊の活動を含む西会津高校の教育活動に対しましては、本町の多様な地域資源や人材を紹介するなど、西会津高校に配置している地域おこし協力隊が、支援、連携しているところであります。

次に3点目のキャリア教育についてのご質問のうち、中学校、高校における進路指導の取り組みについてであります。西会津中学校においては、特別活動での進路の学習や総合的な学習の時間での職場体験、アントレプレナーシップ教育により、生徒の自己実現が図られるよう取り組んでおります。また、高校説明会の開催や生徒、保護者、学校の三者面談の実施などにより、生徒の適切な進路選択を支援しているところであります。

西会津高校に対しましては、進路支援事業として、専門講師による進路講話や小論文指導などに補助金を交付しているほか、修学資金貸与事業により、進学者への支援をしております。

次に、社会とのつながりを意識する機会はどのようにつくられているのかのご質問であります。本町においては、地域学校協働本部事業の取り組みにより、登校時の安全指導や総合的な学習の時間における地域学習での講師、部活動の外部コーチなど、さまざま場面で地域の方々と触れ合う機会が多く確保されております。

町教育委員会といたしましては、コミュニティスクールと地域学校協働本部との両輪に

より、学校にない地域の教育力を最大限に活用した学びを展開し、地域に開かれた学校を推進してまいりますので、ご理解願います。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 1番、荒海正人議員のご質問のうち、子育てコミュニティ施設の環境整備についてお答えいたします。

1点目の、施設の整備についてのご質問であります。本年度の開所に向けた整備に加え、第2期整備として、経年に伴う劣化がみられる屋根や雪囲い、廊下の修繕と、赤ちゃん連れでも安心して利用いただけるよう授乳室の整備を計画しております。

また、未整備の2部屋の活用方針や施設の名称については、今後、利用者の意見などを踏まえ、本施設が子育て世代や地域の皆さんに、さらに親しまれるものとなるよう検討してまいりますので、ご理解願います。

次に2点目の、子どもたちの遊び場、学びの場としての整備についてのご質問ですが、乳幼児期の子どもたちにとって、家庭や地域、こども園などでの生活や遊びでの体験、身近な人たちとの関わり合いなど全てが学びであることから、本施設の遊具、玩具類につきましても、子どもたちの学びがより深まるように、利用者の要望と関係部署、団体、アドバイザーなどの意見を踏まえ、引続き充実を図ってまいります。

また、施設で実施するイベント、ワークショップなど学びの機会については、行政主導での実施に限らず、利用者主体の開催が積極的に進むよう教育、福祉等担当課が連携して、その実施体制を構築してまいりますので、ご理解願います。

次に3点目の、コミュニティ形成の場としての体制づくりについてのご質問ですが、現在、本施設の管理については、町シルバー人材センターに委託しておりますが、本施設の機能強化を進めるために、利用者、関係者などと管理運営に適した組織づくりについて、検討してまいります。また、その検討の過程において、地域とのつながりを活用した場所づくりについても、他の子育て支援事業との連携、幅広い世代や多様な地域の皆さんの関わりなどにより、地域とのつながりが図られるような方策について、今後検討を進めてまいりますので、ご理解願います。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 順次再質問させていただきます。まず個別最適化された教育について再質問していきたいと思っております。ひとまずご答弁いただいた内容で、ふくしま学力調査などの結果が出てきて、総じて学力が伸びていると評価がされたこと、これはすごくうれしく思っています。子どもたちも努力したんだろうなと思ったり、併せて国が進めているGIGAスクール構想であったり、町の教育改革のその方向性も、ある程度データであったり、評価も担保されはじめてきたのかなというふうに思っているところです。

その中で、すごく気になる部分があって、個別最適化されていくと、やはり今までの子どもたちの学力ひとつ取っても、今までは点数で子どもたちの学力等が分かっていたわけですけれども、これからさらにその情報が大きくなってくると。例えばこの点数が出ましたと、この点数が、ここができなかったのは、前の学年のここができていなかったからだよとか、または非認知的な集中する力をもう少し付けたほうが全体の学力は伸びますねみたいな、そういった指摘だったり、一人一人の評価が出てくるというふうに考えているわ

けですけれども、そうすると、やはり現場での対応の幅というのもかなり大きくなってく  
ると思います。例えば30人学級、30人1クラスであれば、一人一人の対応掛ける30人し  
なければいけないわけであって、その対応というのは、具体的に今後どのような形で行  
われていくのか、今、少しずつやられていると思いますけれども、具体的にその個別最適  
化された教育を授業の場であったり、学校生活の場で反映していくあたって、どのような  
形で反映されていくんでしょうか。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 ご質問にお答えいたします。

個別最適化との内容でございますが、これまでの学校の先生方も、個別最適な学びの指  
導を十分してきていると私は思います。その上で、昨今、GIGAスクール構想というこ  
とで、1人1台端末の配布ということで、その端末を使うことによって、より個別最適化  
なデータの収集、または指導ができてくるということでもあります。

例えば、社会科の調べ学習等、授業の中でしていた際に、資料を見る場合に、だいた  
い子どもたちは教科書に載っている資料を見て、その学びをしていたわけですけれども、1  
人1台端末によって、今度は自分でいろんなインターネットを使って情報を持って資料を  
調べるという、その子に応じた個別的な最適な学びというか、またそういう情報活用能  
力を持てるような、そういう個別的な指導ができる。

また算数、数学において、AI型のアプリケーションを使うことによって、例えば問題  
が分からなかったとか、難しい問題でなかなかできないとかというときには、AIが学年  
を繰り下げて、前の学習から戻って児童生徒は勉強を学んでいく、そういうような意味で、  
タブレットを活用することによって、今までなかなかできなかった個別最適な学びがより  
できるということでもあります。

そういう意味で、総じて先生個人の能力と合わせて、タブレットを活用することによ  
って個別最適な学びができる。さらにその履歴がクラウド上に入って、先生が後から児童生  
徒の学習履歴を見ることができるようになる。そういう意味で、今までとそんなに大きな労働  
力というか、大変になっているというのではなくて、個別最適化を見ながら先生は個別に、  
また指導の中で、授業の中で、その個別最適化を生かしながら授業を展開できるというこ  
とが言えるのではないかなと、そのように感じております。

以上でございます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 了解しました。タブレットであったり、ICT機器、あるいはAI、そうい  
った分析等も含めて、要は、今までは学校の先生が黒板に向かって、これを見ろよと、一  
人一人あたっていたものを、データ上であったり、クラウド上で、そこで分析しながら、  
その辺りで業務というか、教えるほうの効率化を図りながら、そうじゃないところ、一人  
一人あたらなければいけないところは先生が見てくれる。そういったイメージだというこ  
とで理解しました。本当にこれから教え方もシステムチックな教え方になってくると思  
います。その中でも先生たち、かなり対応してやられているので、期待していきたいなど、  
引き続きしていきたいなというふうに考えています。

また、ご答弁、一番最初のご答弁いただきましたけれども、やはり家庭の協力も必要な

んだらうというふうに思っています。よくある話ですけれども、学校で子どもたちが一生懸命勉強して、お家に帰ったら、お父さんが帰ってきて、帰ってきたらテレビをつけて野球中継を見ながら缶ビールを開けると。で、子どもたちに宿題やったのかという説教をすると。そのお父さんは本をちゃんと読んでいるかというのと、一回も開いたことありませんというような話をよく聞きます。また、かといって学校の現場で先生がお家の人に、お父さん、お母さん、ちゃんと本、読んでますかと。読んでません、お家に帰ったらテレビ中継を見ながら缶ビール、プシュッですというような話があって、それをしっかり先生が指導できれば、素晴らしい先生なんだらうというふうに思うわけですけれども、やはり、特に新採用の先生だったりすると、そういうわけにもいかない。そういう家庭との連携という部分で大きなつながり方を模索しているという段階かと思えます。

これから家庭とのつながりを密にしていかなければいけないと思いますけれども、そういった人間関係の形成だったり、今学校に集まってイベントだったり、行事等がなくて、そういうつながりが希薄になっている中で、どういうやり方で家庭をこれから巻き込んでいくのかという考えについてはどのように思われているでしょうか。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 学校と家庭との関係性を強めていくというような内容で、ご質問でございますが、先ほど子どもたちがこの6月に調査をした中での回答の中で、90パーセント以上の子どもたちが家庭学習で学習アプリを使うことに役立ったと、家庭学習が前より楽になった、学校の勉強を復習するようになったということで、特に小学校においては、今まであまりやらなかったような70パーセント以上が、家庭学習が増えたという、その回答の中にも、今話したように、学校での勉強を復習するようになったとか、楽しくなったという、そういう回答が出ています。

私は学校の校長先生方にも常々話をしているんですが、学校での学び、その学びを補完する意味での家庭学習をしっかりとやっていく、今言われているハイブリッド型で学習というものを完成させていく。そのためには家庭学習をしっかりとやっていかないといけないということを話をし、各担任も保護者に家庭学習の充実、大事さをしっかりと教えながら、学校の学びだけではなくて、家庭での学び、学年に応じた勉強の時間がそれぞれあるかと思いますが、それをしっかりとやっていくことが学習をしっかりと完結する大事な点だと、そういう部分で、そのことをぜひ家庭の保護者の方にも理解をしてもらいながらやっていくことが大事なんです。なかなかコロナ禍で授業参観とか懇談会という部分で密になることが少なく、オンラインでの授業参観等もあつたりもしますので、その辺は学校だよりとか、学年だより等、また子どもを通じながら家庭学習の充実をしっかりとやっていくことを目指してながら、家庭との関わりをつなげてまいりたいと考えております。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 了解しました。コミュニティ施設等もこれから開いていって、幼児教育から学校教育、中学校、高校と、教育に関してはかなり一貫して仕掛けをつくられているというふうに思います。親御さんだったり家庭との巻き込み方も今後深めていって、本当に面として子どもたちの教育の支援ということを行っていただきたいなと思います。

あと、今話にも出ましたけれども、ICT端末導入における検証ですけれども、先ほど

教育長の話からもありましたが、家庭教育、家庭学習の時間が小学生では75パーセント、中学生では約50パーセント増えたんだということで、これは本当にこのやり方が合っているんだろうなど、これからの時代の教育のあり方として一つ合っているんだろうというふうに評価してもいいんじゃないかなというふうに思います。

ただ、一つ心配事がありまして、特に僕らより、私たちよりも下の世代、あと今学校に通っている子どもたちは、ICT機器は生まれたときから身近にあって、おもしろおかしくいじっていたわけですよ。要は何を言いたいかというと、一番最初にICT機器に触れたきっかけが遊びでいじったという子どもたちがほとんどだと思っていて、となると、やっぱりICT機器、タブレットだったりパソコンの認識が遊び道具ということで、一つインプットがされているのかなというふうに思っています。ただその学校の課題をやったり宿題をやる中では、やはりその課題は先にやらなきゃいけないという意識はあると思いますけれども、ふとした授業の合間とか、昔は教科書の端っこにいたずら書きなんかをしていたわけですが、タブレットをいじって、今はユーチューブだったり、いろんな検索できるものがあります。また最近スマホ脳なんていう書籍ができたり、中毒性についてもいわれているわけですが、そういったタブレットだったりICT機器をツールとして使っていく上で、どのように伝えているのかということはずごく心配しているところなんですけれども、どのような形で学校教育の中で指導されているのでしょうか。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 ICTをツールとしてどのように使っているかということなんです、かつてはICTは先生が使う教具としてICTを使っていた。教える道具として先生が使っていた。今回のGIGAスクールにおいて、今度は子どもたちが自分たちが1台ICTを持つということで、そのICTを文具、俗にいう鉛筆やノートや消しゴムのように文具として活用するという部分で、今、子どもたちもやっています。

特に今お話があったように、子どもたち大変タブレット等の操作にも慣れて、先日CBT化に向けての試験対応を福島県で小学校1校ということで、西会津小学校の6年生がCBTの全国学力調査の検証問題をやったわけですが、子どもたちは大変素早く、パッパッパッとできて、大変慣れているんだなというふうに感じました。そういう意味では、大変子どもたちはもうタブレットの操作には慣れていると。

先日も調査をしたら、ほとんどの子たちがタブレットについて分からないことはない、数名、ちょっと分からなくなることがあるけれどもということなんです、そういう意味では、もう十分学びのツールとして、学用品、文具として子どもたちはICTを使えているというふうに感じております。そういう意味では、先生方の学びの方法もICTをどう使っていくかというところがあるかと思います。

先ほど自分でICTが来ると、別のことをやっているんじゃないかというようなことがありましたが、特に中学校では、学習支援のアプリケーションが入っていますので、生徒の画面が全部先生の大型の電子黒板に出てきますから、そこに入っていないとやっていないということになりますし、当然、今までのものとは違う、自分が学習していることが全員で共有できるような、そういうアプリの学習支援ツールでございますので、そういうものを活用しながら、今までの授業形態とは違う授業のやり方も、今学校では広がっている

というふうに考えております。以上でございます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 使われ方もしっかり見ているし、授業中の使い方はちゃんと見られているということで、落書きはできないだろうと思います。かといって、これやっちゃだめ、あれやっちゃだめだと、やはり子どもたち一人一人の想像力だったり、好奇心みたいなのも結構損なわれてくるところで、ほかの自治体ではそういったところが結構議論されているわけですけども、西会津は比較的寛容に進められているなというふうに思います。この後、質問、振りますけれども、目的づくりなども含めて、やはりその、いかにサボらないようにするかじゃなくて、いかに目的だったり、やらなきゃいけないことに集中するかみたいな方向で、今後も取り組んでいただきたいなというふうに思います。

併せて西会津の教育政策いろいろ進めていらっしゃるんですが、今、国との文部科学省だったり、各教育機関とのつながりが大きくなってきているということでもお話がありました。中でも今、元文部科学省で、今県に来られている高橋洋平アドバイザーが、今西会津のアドバイザーになられているということで、こうした国とのつながりだったり、最先端のノウハウをしっかり町としてもゲットしていかなければいけないというふうに思います。その辺りも含めて、この高橋洋平アドバイザーがどういった役割だったり、町との関わり方をされているのか、補足でご説明いただけますか。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 最初に高橋洋平氏の関係ですけれども、高橋洋平氏はかつて県の教育委員会の教育総務課長を3年、その後、企画調整課長を2年やって、5年間、福島県での出向して勤務をしていただいたんですが、この4月に文部科学省に戻られて、まさにGIGAスクール担当室の室長補佐ということになりました。で、帰られたので、西会津町として、ぜひ高橋洋平氏にアドバイザーになってほしいということで申請を行いまして、見事、西会津町地方教育アドバイザーということで、高橋洋平氏がなっていただきました。

この夏休みに、8月の24日前後に、本来ですと来ていただいていたの講演会を、また研修会を持つ予定でしたが、今回このコロナ禍でしたのでオンラインによる研修会ということで、西会津だけではなく、全県下にオンラインで参加を呼びかけまして、多くの先生方に拝聴していただきました。そういう意味では、国が進めているGIGAスクール構想の内容を直に本町に取り入れながら、よりよいICTの使い方を研修しながら進めています。

その中の一例として、今、先ほどあったように情報モラル的なものということで、他町村では、こうしちゃいけない、こう使っちゃいけない、ああ使っちゃいけないという、どちらかという規制をしながらICTを活用しているわけなんです。本町ではデジタルシチズンシップという考え方で、デジタルを前向きに考えながら、こういう使い方をするともっといいというふうに、規制をするのではなくて、よりプラス面での使い方をしていくということで、先日も国際大学の豊福教授とオンラインで話をして、1月にこの方が本町に来ていただいて、デジタルシチズンシップの研修会をもっていきます。

そういう意味で、これから日本もデジタルシチズンシップという考え方に基づいてICTを活用していくという形になっていくのかなと、SNSでの問題行動を起こしたり、いろんなデジタルを使っただけの問題が起きてきますが、それを規制をするのではなくて、どう

いうふうに関わっていけばいいのかという前向きな形で、そういうふうな問題が起きないような、そういうふうなデジタルの使い方を進めていこうと考えております。

以上でございます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 個別最適化された教育、まさにこれからの一番目玉となってくる分野だと思います。いろんな関わり、いろんなノウハウから西会津の一つの魅力として確立していくんだらうと。そこから周りの市町村に波及していくんだらうというふうに期待していますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、目的づくりの部分で、先ほど私が取り上げさせていただいたのが西会津こども研幾塾、アントレプレナーシップ、そして西高魅力発信隊ですけれども、この三つが本当に子どもたちを見ていても、目的づくりに直結している事業の代表例だなというふうに感じています。ただ、こういった取り組みってほかのところであまりされていなくて、というのも、やっぱりこういう事業を行っていく上では、ある程度の事業を行っていく上でのノウハウというのが求められていると思うんですね。例えば、町の魅力を探してみましよう。いろいろあがってきますけれども、あがったきた中で、その魅力って何でそういう魅力だと思うんだとか、その魅力の本質って何だということまで掘り下げていたり。あとはメンターといわれる伴走してくれる大人に関わってもらって、アイデアが一つ出た段階でいろんな角度から評価検討したり、考える力を育むみたいな、そういった機会をつくられていると思います。

今後これがどんどんどんどん汎用されていけば、ほかの課外学習の、例えば職業体験だったり、ボランティアなどにもつながっていくものだなというふうに考えているわけですが、こういった子どもたちが考えるであったり、本質を見抜く力をつくるみたいな企画立案のノウハウ、その理念となるノウハウの蓄積であったり、それをどう汎用させるかということって、どのように議論されているのか。学校との調整だったりしていると思いますけれども、教育長の中でどのようにお伝えしたり、共有しているのか、お考えをお願いします。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 目的意識を持つという部分で、大変難しい話ですけれども、私は大きく考えて、毎日の授業の中で、しっかり今日の目当ては何だということを持ちながら、それぞれ学んでいくということの、変な言い方ですけれども、癖をつけていくと。その癖をつけていくことによって、常に目的意識を持てる子どもに育っていきけるのかなと、そんなふうに思っています。

私はこれまでいろいろ校長先生方にも話をしているんですが、これまでの学校というのは、子どもを育てる学校というイメージでありました。それは主語は先生なんですね、先生が子どもを育てる学校だと。ではなくて、私はこれからは、子どもが育つ学校、主語は子どもだというふうに、子どもが育っていかねばいけないという部分に感じております。

そういう意味では、今お話したように、授業の中でそれぞれ自分で今日、課題を設けて、目標を設けて、それに組み込んでいく。そして今日、私はこういうことが分かったと、毎

時間、毎時間の授業の中で目的意識を持って、その目的が今日はどこまで達成したということが非常に、重いことですが、できたということを繰り返していく中での、そうすると児童生徒が物事に対する目的意識、目標を常に持っていけるのかなと思います。

そういう意味では、そういう授業を展開するような授業を先生方にしっかりとやっていただく。そういう意味でもありまして、今年度、教育アドバイザーを1名、本町学校教育課に配置いただきまして、学校の先生方に授業に入っていくながら、そういう授業をつくっていくんだということで、授業援助をしていただいております。

そういう意味で、今お話した目的意識を持つ、大変難しい、我々大人でもなかなかそういうのは難しいので、子どもたちには1時間、1時間の授業の目当てを持って、その目当てを達成するために頑張るといようなことを繰り返していくことが大きな力になっていくのかなと、そんなふうに考えております。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 今、学校の先生だったり、も学びながらそういった部分、積み上げていくということでした。まさに僕らも学校教育に一部関わっていたりもしますけれども、やはりその部分で何が正解かというのは、最近ではそういった研究も進められていますけれども、やはり現場で試行錯誤していくことが必要だと思います。先生たちも常にICT関連の話もそうですけれども、学びながらやられているということで、教育長言われたとおり、その積み重ねの中で先生たちも考える習慣もしっかりつくっていただきたいなといふふうに思います。

また併せて、先ほど私も申し上げましたけれども、メンターの役割というか、いわゆる伴走してくれる大人、学校の先生とは別な大人の参画というの、かなり地域とのつながりだったり、その中から社会というのが見えて、目的意識が向上するということにつながると思っています。こういった外部人材の関わり的重要性について、今、おそらく年々メンターさんといわれる人、あるいは外部人材の学校への参画ということが、人数が多くなっていると思いますけれども、その辺りの意識だったり、そういった外部人材をどんどん学校に入れていくことに対しての、その意義というのはどのように思われていらっしゃいますか。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 まさに地域の力を学校に取り入れるという部分では、大変私はこの西会津町は、そういう意味では地域の人材をどんどんどんどん取り入れているのかなと、そういう意味では地域学校共同本部の事業が、本町では本当もう5年目に入りまして、大変定着化しております。各学年に応じて地域の人材、こういう人材がほしいということも教育委員会にすれば、コーディネーターがうまくコーディネートして、そういう内容を進めております。

そういう意味では、地域の人材を活用することによって、子どもたちは自分の肌で、また体験を通しながら西会津のよさ、また指導者のその人格的なものを感じていけるという部分で、学校では学べないものが地域にはたくさんあるのかなと、そういう意味で先ほど申したように、地域に開かれた学校ということで、西会津は本当に県内でも大変進んで取り組んでいるというふうに評価を受けております。そういう意味では、そういう学習内容



が西会津の特色ある教育内容だというふうに、今後も進めて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人 まさに西会津の教育の特色の一つだと思います。ICTを使った教育、加えて地域の人たちの参画によってアナログ的な仕掛けも、ぜひ今後も増やしていただきたいなと思います。

次に、キャリア教育についてですけれども、キャリア教育は、今話した目的づくりのところにもつながってくるかと思うですけれども、ここで聞きたいのは進路指導についてです。進路指導と位置付けは、やはり手塩にかけて子どもたちを育ててきたその最後の、子どもたちが次にステップにつながるポイントだと思っています。

ただ、現実の進路指導の話を知ると、我々の時代もそうだったわけですが、高校、大学進むにしても、偏差値のいいところであったり、あとは就職するにしても給料の高いところだったり、そういったところがやはり一番の話し合われる内容になっている。これからやっぱり個別最適化された教育が進む中で、その先のステップの情報も集約していかなければいけないと思っています。どういった、この高校ではこういう先生が教えていて、こういう内容を教えているんだと。こういう仕事もあって、こういう仕事はこういう社会のつながりがあるんだと。この社長さんはこういう理念でやっているんだと。そういった情報も含めて、今後進路指導において子どもたちとだったり、保護者の方たちとだったり、話を含めていただきたいなと個人的には思っているんですけれども、その辺りの今後の方向性というところでは、教育長はどのように思われているのでしょうか。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 進路指導については、実は教育委員会は直接児童、または生徒一人一人に対しての進路指導はしておりません。学校にその進路指導についてお話を聞いた際に、生徒が、特に夏休み等を利用しながら学校のオープンキャンパスだとか、疑似体験、体験学習とかに参加し、中には模擬授業に参加したという生徒もいるという中で、その生徒が自分が希望する進路の学校の学習環境を見てきたり、また、その学校にはこういう先生がいるんだなというところを実際、自分で肌で感じてきたりしています。

そういう意味では、生徒の、やはり自分で自己選択をしながら自分の進路を見つけていくということはとても大事なことだと思いますので、そういう意味では、学校のほうでは、生徒の希望、また生徒が希望するだろう学校にお願いをして、西中のほうで学校説明会というのを開いております。その中で直接生徒から、講師の来ていただいた高校の先生にいろいろ質問したり、いろんなことを聞きながら、この学校を選択しています。

そういう意味では、自分の将来を選択しながら、自己決定していくという大事な内容だと思いますので、教育委員会としても、学校側のほうに十分な情報提供できるように支援をしていきたいと、こんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人 やはり本当に今行われている教育政策、終始、やはり個別最適化された教育、

子どもたち一人一人に対してしっかりと対応していくというような教育だと思います。最初から最後まで、最後の部分の進路指導の辺りまで面倒をみるというか、気を使っていたきたいというふうに思っています。

次に、コミュニティ施設的环境づくりについてお尋ねします。まずはじめに、福祉介護課長にお伺いしますけれども、今後施設の整備だったり、あとはイベント、ワークショップ等も利用者の方だったり、地域とのつながりを借りながら運営していきたいというようなお話をいただきましたけれども、まずもって、やはり今開所した段階から、どのように、まずその場所を知ってもらって、そこに自分の居場所をつくってもらうことから、今後の運営に参画してもらおうという流れになってくると思うんですけれども、まずその開所した今の段階において、利用者の方が施設に関わるであったり、地域の方が施設に関わるという関わりしろというのはどのようにつくられていくのでしょうか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、子育てコミュニティ施設のご質問にお答えいたします。

この施設につきましては、子育て世代から非常に要望の多かった、子どもの屋内遊び場として整備したところでございます。10月に開所いたしましてから、土日には施設を開けて子育て世代の方や、またそれに関わる方がおいでいただいて、施設をご利用いただいているところでございますけれども。そういった子どもを中心とした子育て世代の方や、また地域の皆さんが賑わいのある施設として、これからその施設を活用しながら役立てていただくということが一番いいのかなというふうに考えております。

その中で、それを利用する方たちもちろんですが、また町のほうでもその運営体制などをしっかりと構築しながら、その施設が本当に子育て世代、子どもたちの遊び場、基本は遊び場ですが、さらには子育て世代の何かこう拠点となるような施設につくりあげていくことを、行政も携わりながらやっていきたいということで考えてございます。

具体的に運営体制につきましては、これから様々な皆さんをご意見をいただきながら、よりよい運営体制を構築していきたいと考えてございますので、もうしばらくお待ちいただければというふうに思います。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 開所したばかりだということですので、これから本当に関わりしろをつくっていただきたいなと思います。特に小さい子どもがいるご家庭の人だったり、教育関係者は使うことはすごくイメージするんですけれども、例えば前回の全員協議会の中でもありましたけれども、芝草自治区の皆さんだったり、その地域の方たち、地域で活動されている方たちがあそこの施設に関わるというところについては、まだイメージすることができない部分が結構多いなと思っていますので、この辺りの部分もしっかりやっていただきたいなというふうに思います。今後の検討を待ってくださいということですので、少し定点観測的に引き続き議論させていただければと思います。

あと、やはりこの施設の目的の一つとして、子育てプラス、コミュニティをつくるというところが一つ大きなテーマになっているのかと思います。前回の全員協議会の中で教育長にお答えいただいた部分でもありますので、こちらのコミュニティづくりについては教育長にお伺いしたいと思っておりますけれども、子どもたちは仲良く遊んでいるんですけれども、

やはりそこを使う親御さんたちだったり、地域の人たちのつながりをどう創造していくのかというのは、すごく課題としてあります。やはり大人ですので、挨拶はするもののそこからいきなり仲良くなるということは結構難しいと思っております。今後の運営の仕方に元保育士だったり、保健師だったり、教師だったり、あとはアドバイザーだったり、そういった方たちが関わるということでありましたが、教育関係だけじゃなくて、例えばその地域とのつながりだったり、あとはそのコミュニティづくりということにすると、まちづくり的な観点も必要になるんじゃないかなと、必要になってくるんじゃないかなというふうに思うんですけども、今後そういう関係づくりだったり、人員配置をしていく上で議論を進めていく中で、そういったいろんな角度の要素というのは、どういうふうに取り入れられていかれるんでしょうか。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 私は子育てコミュニティ施設については、福祉と教育の一体化した施設にしていきたいなど、そんなふうに思っております。そういう意味では、乳幼児の教育から学校教育につながっていく、大事な乳幼児の子どもたちが自由に遊べるような、またその保護者がしっかりコミュニティをつなげられるような、そんな場だというふうに考えております。

そういう意味で、今、介護福祉課のほうも、今組織づくりについては、いろいろ検討していきながら進めていくということでお話ありました。確かに西会津には保健師さんとか、保育士さんとか、幼稚園の先生とか、また学校の先生、そういうOBの方がたくさんおりますので、その方々の力もうまく使っていきながら進めていきたいなど、こんなふうに思っています。

何よりも、先ほど議員のほうで定点観測をしていくというようにおっしゃったんですが、そうではなくて、逆に利用者一人一人が中に入っていて、こういう施設にしよう、こういうふうに運営していこうという町民参加型の、そういうような施設につくっていければなど。なかなかどうしても行政主導型ではなくて、当然、行政もバックアップしてまいりますけれども、町民も参加していく、そこを利用する保護者の方も参加できて、もっともその参加、ニーズに応じた施設にできるような組織づくりも考えながら、みんなで作っていく施設にしていこうというようなものを目指したいなど、そんなふうに思っています。

そういう意味で、人員配置ですとか、そういうものも福祉介護課、また生涯学習課とも連携しながら、どういう組織運営がいいのかということをお考えながらやっていきたいなど、そんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 私自身も関わっていきたくと思います。本当にそこに関わるにしても、関わりしろをどうつくるかと、いろんな施設でも言われていますけれども、場所をつくただけでは人は集まらないと。やはりそこにおける仕掛けというものを考えていただきたいと思っておりますし、利用している私たちも提案していきたくというふうに思います。

本当に昔から言われているお節介おばちゃんみたいな人があそこに1人いるとか、そう

いったものでも結構空間の雰囲気だったりも変わってくると思いますし、あと利用されている方たち集まって草むしりをする、花植えをする、そういったのも結構コミュニティとしてできていくかと思います。そういった部分も踏まえて、今後個別にも提案させていただきたいなと思います。

あと、やはり子育てをされている方たちが、土日しか今やられていないということで、その子育てしている方たちが教育だったり子育ての部分で関わっているのは、やはりこども園だったり、そういった教育施設だと思いますけれども、そういった施設間でのつながりだったり、人材の共有みたいなものというのは、どのように今後考えられていらっしゃるでしょうか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

こども園は、子育て支援の拠点施設として子育て支援センターや、また幼児保育、教育を担う施設として29年に整備してまいりました。施設の中にも職員がおりまして、子育てに関わる相談ですとか、また、おいでおいでといった子育て、家庭でお子さんを保育しているグループの活動なども、その場所で実施しているところでございます。

今回、新しい施設が芝草に開所したことから、そういったこれまでの町で行ってまいりました支援と連携しながら、こういった、空き施設、空いている部屋などもございますので、そこで機能強化が図れるかどうか、両方連携しながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 私もこども園のその取り組みに参加したことがあって、そうすると、やはり親御さん同士仲良くなりましたし、それを場所を変えてコミュニティ施設でやるだけでも、結構あそこの場を軸にコミュニティがつながりそうだなというのを、今イメージできました。なので、新しくできた施設だからといって、目的だったり使う人が今までと違うかというところでもなくて、関連性たくさん出てくると思いますので、そういったところを組み合わせながら進めていただきたいと思いますというふうに思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 皆さん、こんにちは。私の質問は消防団についてであります。本町の消防団は、地域の生命と財産を守り、防犯、防火に尽力されている。しかし、近年は団員数の減少を含め、様々な問題を抱えています。次の点について質問いたします。

一つ目として、消防団の団員確保対策について。

二つ目として、消防団員の報酬について。報酬配付の方法等であります。

三つ目として、消防設備について。施設及び機械器具、車両更新について。

四つ目として、高効率かつ迅速な消火活動の充実について。

以上であります。

町側の明快な答弁を求めます。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 4番、秦貞継議員の消防団についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、消防団の団員確保対策についてであります。令和3年11月1日現在、団員数は356名であり、条例定数の435名から79名が欠員となっております。

町は、これまで、消防団応援事業や運転免許取得費補助金などを創設したほか、町外に在住する方であっても町内の企業等に勤務していれば入団できるよう入団資格の緩和を行うなど、消防団への加入促進を図ってまいりました。また、消防団と連携し、企業及び自治区長のご理解をいただきながら勧誘活動を行うなど、団員確保に努めてきたところであります。

今後も消防団と連携し、非常備消防の重要性や役割を理解していただくとともに、各分団による地元勧誘を中心とした新入団員の確保に取り組んでまいります。

次に、消防団員の報酬についてであります。現在は団の意向により、各分団に一括で支給しておりますが、令和4年4月1日からは報酬等を個人支給に切り替えるよう国の指針が示されたところであり、今後の対応としましては、現在、団との協議を進めておりますのでご理解願います。

次に、消防設備についてのご質問につきましては、町は小型動力ポンプや消防車両の更新について、団からの要望に基づき、老朽化や車両の配置替えに対応するよう計画的に行っているところです。今後につきましても、団からの要望により、消防力を維持できるよう消防設備の更新を進めてまいりますのでご理解願います。

次に、効率的かつ迅速な消火活動の充実についてであります。令和4年度に、部班の統廃合による消防車両の配置替えを計画しており、車両の効率的な運用による出勤率の向上を図るとともに、導入を検討しております消防団アシストアプリにより、災害現場への時間短縮及び、迅速な現場の状況把握と消火活動に努めてまいります。

また、消防団員の減少や、自治区の高齢化等の理由により、配備している小型動力ポンプの管理が困難な自治区が存在するため、水道施設がある地域においては消火栓の増設に努め、少人数でも初期消火が可能となるよう整備するとともに、自主防災組織や消防支援隊との連携を図りながら、消防団並びに常備消防が到着するまでの間の消火体制づくりを進めてまいりますのでご理解願います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 それでは、通告に従い順次質問していきたいと思っております。

まず、この質問は、私議員になってから3回目なんで、定期的にはやっているものなので、本当いろんな施策、町側もいろいろ頑張っているんですけど、私が考えるに、町民の生命と財産を守るというのは根幹で、一番重要なところではあります。ここを守らずして安心安全な町というのはなかなか目指せないと思っておりますので、その中でも消防団の活動というのは、本当に多岐にわたりますし、今申し上げましたとおり、人口減少、それだけじゃないんですけども、団員数の減少、これに歯止めをかけないと、この先10年後、20年後、その未来を担っていく方々が苦勞する、不安になるような町にはいけないと思っておりますので、ここで我々ができることを精一杯討論しながら、未来の西会津、安心安全な西会津を目指したいと思っておりますので、逐一質問していきたいと思っております。

まず、消防団、この間の全協でも説明いただきましたが、定員、消防団員の定員が435から400に削減されるという説明をいただきましたが、これ過去5年ぐらいでどのぐらい

消防団員数というのは減っているのか、その数字等、把握されているのであればお示しください。まずそこからお聞きいたします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 過去5年の消防団員の減数でございますが、29年度当初が405名で、令和3年度の当初、12月1日現在ですと356名ということで、49名の減ということになっていきます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 結構減っちゃったんですね。これから減った団員をどう、これから減るであろう団員をどう抑えて、できれば増加にもっていくにはどうでしょうか、そうやって地域の消防力、防災力を高めるにはどうするかを議論していきたいと思いますが、これ消防団、団員募集の情報発信というのはどのように行っているのでしょうか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 団員の募集につきましては、広報誌に年数回、出して、掲載しまして募集を図っております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 広報誌というのは、広報にしあいづとかそういったものですか。こんなのですか。顔が出ているのであれですけども。これ定期的に、毎年、毎年やっているものなんですか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 定期的に広報にしあいづに掲載し、募集をかけてございます。なお、年度当初には特に出して募集をかけております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 ちょっとさっき顔を隠しましたが、私の知り合いがインタビュー付きで載っているんですけども、やっぱりこんな感じで、現場の人の声を聞きながら、それを載せているような感じでよろしいですか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 広報の内容につきましては、消防団の声と、あとはこういう災害時にはこういう消防団員が必要ですよということで、消防団の役割も含めまして、毎回同じ記事ではございませんけども、掲載し、募集をしているところであります。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 やっぱり知っている人の顔を見えるとすごく効果的だと思いますので、これは引き続き行ってください。

それと、その情報発信というのは、うちにはケーブルテレビという町内全域にわたる広い情報発信ツールがありますけれども、こういったケーブルテレビというのは活用されているのかどうかお聞きいたします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 ケーブルテレビにつきましては、これまで募集に関しては毎年はやってございませんでした。消防団応援事業とか、そういった事業ができたときに併せまして、事業の紹介と併せまして募集ということではやってきておりますが、定期的にということ

ではございませんでした。今後、やっぱりケーブルテレビも有効に活用してまいりたいなと考えてございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 ぜひそうしたほうがいいと思います。ケーブルテレビの視聴率も結構いいと思いますし、本人が見てなくても家族が見ているとね、入らないとまずいぞと、だめだぞと勧めてもらえると思いますので、ケーブルテレビ等を通して、先ほど申し上げましたとおり、やっぱり顔が見える、分かりやすい広報で、どんなふう在活动中されているのか、そういったのもぜひケーブルテレビで発信していただきたいなと思います。それぜひ前向きに検討していただきたいなと思いますけども。

その本人がやる気、もちろん本人の理解が一番大事だと思うんですけども、それ以外に、例えばやりたいと思った人が伸び伸びと、本当に消防団活動に集中できるには、ある程度周りの理解というのが必要だと思うんですけど、その辺はいかがお考えでしょう。どういった理解が、周りの理解が必要だと思いますか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 周りの理解と申しますと、第一にはやっぱり家族かなと思います。あとは、当然その自治区内でも、やはりご理解をいただきたいなというところはあります。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 まさにそう思いました。私も、まずは本人ですね。次は家族。その次なんですよ、私が考えるに、なかなか消防団に入れない理由の一つというのが、やっぱり企業ですね、働いているということなんです。例えば自営業の方とかね、農家の方々だとある程度自分で時間の調整はできますが、今そのサラリーマン、要は勤め人が多くなったということが、なかなかいざというときに人が駆けつけられない事情だと思うんですよ。その企業にどう理解してもらおうかということが大事だと思うんですけども、こういったところに関して、地元の企業の消防団への理解活動というのはどのように行っていらっしゃったでしょうか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 企業へのご理解ということで、町としましては、団長さんと、これは会津地方振興局の職員と一緒に企業を回りまして、企業のご理解をいただくように、団の勧誘に努めてきたという経過がございます。ただ、今年はコロナの関係もございまして、まだその活動はできてませんが、昨年まではそういう形をやってきたという経過がございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 やはりその企業さんというのも、例えば火事が起きたときに、その職員、自分のところの社員がばっと出て行っちゃって仕事できなくなっちゃうわけですよ。そうなるとやっぱり不利益を被ることになると思うんです。そうすると、そういったものも、火事が起きたときのフォローはなかなかできないにしても、普段そういった町のこういった防災、防火に協力してもらっている企業や組織の方々というのは、やっぱりある程度ウィンウィンがなければだめだと思うんです。

たぶんこれ役場でもご覧になっていると思うんですけど、例をあげますと、地方公共団

体名、長崎県なんですけど、ここでは消防団の協力事業所を紹介、もしくはPR動画を作成して、ケーブルテレビで放送するんです。ですから、この会社に関しては、こういったことで消防団に協力しています。で、それだけじゃなく、この会社はこういったものを、例えば製造している、こういう活動をしていますというのを、私も動画を見たわけではないので何とも言えないんですけど、こういった活動をされている自治体もあるんですよ。

こうやって、やっぱり企業を助けつつ、いざというときは町も助けてもらう。お互いウィンウィンの関係をつくるというのが大事だと思うんですけども、今の事例、総務省の消防庁、確か事例紹介に出ているものですけども、これに関して今後の見解というか、お伺いしたいと思います。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 今ご質問のありました内容につきまして、町としましては、これまで企業のご理解をいただくために回ってきたわけですけれども、やはり企業さんとしても、やっぱり製造、生産等があって、その従業員が抜けるとなかなか困るというようなところもございまして。やはり多少なり企業さんの温度差がありますが、そういったところでご協力をいただけるというようなことにつきましては、もっともっと紹介するべきかなと、今思ったところございまして、ケーブルテレビなり、それが消防団の確保につながるということであれば、どんどんやっていきたいなと思います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 例えば、建設業だったかな、消防団員数の人数に応じて、その入札のポイント加算なんか行っているなんていう話も聞きますので、一般のね、例えば製造業さんにはそれはなかなかできないにしても、やっぱりそういった町に協力している方々、もしくは企業さんに対しても、やっぱりそういった温かい対処の、目に見える恩恵というものを、やっぱり今後もぜひ検討していただきたいと思います。

本人、地域がだんだん同じ方向を見て、地域の防災を高めようという方向を目指したとすると、今度はどうやって具体的にその消防団員数を確保するか。今、消防団の方々も団員確保に関しては一生懸命頑張っているところですが、なかなか成果が出ず、その結果が、今回435の定数が400になってしまったというのが現実だと思うんですね。

その際、じゃあどこに、じゃあどうやったら具体的にその人を集められるかというところなんです。これ順次協力していただきたいなと思う方々の名前を出していきますけども、地域おこし協力隊というのは消防団には入れないんですか。まずお聞きします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 消防団の加入できる範囲ということで、町内に住所を有するという一方で、地域おこし協力隊は町内に住所がありますので、団員に入団する資格はございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 地域おこし協力隊というのは、数ある自治体の中から西会津を選んで入ってきてくれて、この町の、要は西会津という地域をおこしたいという高い志を持ってきていただいている方々ですけれども、そういう方々に対して、たぶんそういった方々ですから、たぶん西会津を愛してくれて、守りたいという気持はたぶん大きいと思うんですね。そういった方々、地域おこし協力隊の方々に、その消防団の入団や、そのボランティア精神、



ボランティア精神は別としても、消防団に入ってみませんかという勧誘だとか、紹介というのは行って来たんでしょうか、お伺いします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 地域おこし協力隊に消防団への勧誘というのは、現在も行ってきてはおりません。地域おこし協力隊がお住まい、今後、地域おこし協力隊が住んでいる地区、その近くの部、班ございますので、そこの部、班と連携して、今後お誘いするというようなことも必要なのかなと思います。ただ、入団に関してはその方の意思が一番尊重されますので、その辺も含めて部、班と連携取りながら勧めてまいりたいと思います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 これ我々もそうなんですけども、無理やり消防団に入ってくれという命令はできませんので、やっぱり消防団活動の内容を理解し、そのボランティア精神といいますか、確かにお手当はいただいていますけども、ほぼボランティアですよ。そういったところをよく理解していただけるよう、ぜひ情報発信等お願いしたいなと思います。

次なんですけれども、役場消防隊に関してなんですけれども、これ役場消防隊というのは、現在どのような活動をされているのか、まず確認。要は、この間の幹部会だったと思うんですけれども、そこで役場消防隊の人員を消防団のほうに入れていただけないかという、確か意見が出たはずだと思うんですけれども、人員確保という意味で、まず確認のため、役場消防隊の活動というのはどのようなものなのか、お聞きしたいと思います。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 役場消防隊についてお答えをいたします。

役場消防隊につきましては、総務課が事務局ということでやってございますので、お答えいたします。まず役場消防隊であります。平成28年4月1日に設置をされてございます。現在、隊員数は15名。まずその設置の経緯でございますけれども、消防団員のサラリーマン化が進んで、平日の日中、火災等が起きたときに出勤できる隊員が非常に少なくなっているということでございまして、その際、まず火災の連絡は広域から真っ先に役場に入ります。役場に入りまして、役場が最初に出るということで、迅速に現場に駆けつけ、さらに業務の内容としましては、広域の指示に従って初期消火、交通整理、情報収集、情報伝達などを役割として行ってございます。

以上が役場消防隊の、ほかに何かありましたっけ、の役割でございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 今、役場消防隊の活動は分かったんですけれども、実際その15名いらっしゃるわけですよ。出ていただくの非常にありがたいんですけれども、消防団の中で話が出ているのは、今とにかく人がどンドンどンドン減っている。新郷と奥川に関しては、もう統合、統合で、奥川はもう一部1班制になっちゃいましたよね。結局この先5年後、10年後を予想したときに、やっぱりなかなか奥川、新郷地区が、例えば火事が起きたとき、自分の地域で火事が起きたときに、その現場、要は新郷で火事が起きたときに新郷の人たちで初期消火はできたにしても、効果的な消化ができるかどうかといたら、厳しくなると思うんです。じゃあどうするかといたら、例えば尾野本や野沢の人たちが駆けつけて助けなくちゃいけないことは、私は予想するんですね。

そうなったときに、今でもだんだんだんだん先ほどね、一番最初の質問にありましたとおり、消防団の団員数が減っていく中、人が減り続けた場合というのは、これは地元の役場の方以外の消防団員だけでは、私はなかなかちょっとカバーするのは厳しくなると私は予想しますが、まず町側の、この私の考えに対しての見解をお伺いしたいと思います。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 今後、団員数が少なくなって、特に奥川、新郷で団が少なくなったときどうするかということでございますが、今回の部、班の統廃合のときに、車両が動かさないところがありまして、それを今こちらのほうに、2分団のほうに配置換えをして、今度、出動範囲も見直しながら出動率の向上ということで、車両を動かせるところに持ってきて、奥川とか新郷のほうにも出動できるような体制を組まなければいけないと考えてございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 そうですよ、やはり私も、町もたぶん同じ考えだと思うんですけども、結局大きな、人口のある程度まだ比較的、今はですよ、余裕がある部分で、その人たちが例えば郡部の人たちを助けるしかない環境が、この後、未来、来ることが予想されるわけです。そのときに人が足りなくなって、どうしましょう、今も先ほど来、申し上げますとおり、入ってくださいと言っても、なかなか若い人たちは入ってくれないというときに、やはり私が考えるには、私もそうですけれども、やっぱり役場の人たちも、ある程度、地元の方々と一緒になって消防活動を行うような方向性というのは、もうだんだんだんだん検討しなくちゃいけないと私は思うんです。団からもそういうお話が、今あがっているというのであれば、今から考えるべき、もう時期が来ているのかなと私は思うんです。

ちなみにこれもまた消防庁の、総務省の消防庁のホームページにも出ているんですけども、宮崎県都城市ですね、新規採用職員の消防団入団研修。もう入った時点で研修を行っている自治体もありますし、佐賀県の武雄市、33歳以下の市職員は、もう無条件入団、33歳以下。若い人は入ってくださいというような取り組みをやっているところもあるんです。あと、福井県の永平寺町、若手町職員の精鋭消防隊なんかもつくって、要は、こうやって、やっぱりどこもそうだと思うんですけども、人が少なくなってきたら、もう職員の人たちも一緒になって、町民の人たちとね、消防活動をやらなくちゃいけないですよという時代があちこちの自治体でも出てきているんですよ。この方向性を、ぜひ今後も検討していただきたい、考えていただきたいと思いますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

現在、町職員127名、女子入れているわけでございますけれども、そのうち10名が消防団に入団してございます。団員数の少ない地区がほとんどでございます。1分団1名、2分団は0、3分団が1名、4分団が4名、それから5分団が2名、女性消防隊が2名、合計10名の方が、職員が消防団に入団してございます。

それで、町職員の職務でございますけれども、当然、職員として、この町やここに住む町民の皆さんがよくなるために仕事をするのが町職員の責務だと思ってございます。また、町職員として様々な形で地域に貢献することも必要なことだと、それは思っています。今

回 10 名の方が消防団に加入してございますけれども、それは消防団から、その方々に要請があり、その職員が自分で判断して消防団員になったということでございます。

ですので、消防団から今後職員に対して要請があった場合は、あくまでもその職員がきちんと判断して入団するかどうかというようなことで、今後も考えてございます。今現在、町として職員に対して消防団入団するような命令は、今現在、考えてございませんので、ご理解をいただきたいと思っています。

○議長 4 番、秦貞継君。

○秦貞継 ちなみに、これ猪苗代町、職員数 170 名に対して、消防団員 20 名入ってますよ、やっぱり近隣市町村でも、こうやって、今総務課長おっしゃったとおりで思うんです。まずは、先ほど来お話しているとおり、本人の理解ですよね。地域に対してどれだけ守ろうという気持ちを持っていただくか、これが大事だと思いますし、今後、今は、もちろん我々もそうですけど、命令されて入ったわけじゃないので、これは理解した上で入団していただくしかないと思いますが、ぜひ今後も町全体、庁舎全体で考えて、前向きな考えを目指してください。

さらに消防団、今、女性消防隊が消防団に入団されて、消防団と同じ立ち位置で頑張っていると思うんですけれども、これ女性消防隊の団員確保のための情報発信というのは、先ほど来の広報とケーブルテレビはないとしても、広報等では発信されているんですか。定期的に配信されてましたか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 消防団として、そこに女性消防隊もあるということで、一緒になって広報をしてございます。また、女性消防隊は女性消防隊独自で、独自に勧誘活動を行ったりということもしてございます。

○議長 4 番、秦貞継君。

○秦貞継 男女共同参画社会といわれる今は、この昨今ですけども、町長もこれからは女性の力を、どんどん力を借りて町おこしをやっていきたいとおっしゃっていたと思うんですけれども、まさに私も同感で、女性の力も借りたいなと思っているところなんです。ちなみに確認なんですけれども、今の女性消防隊の方々というのは、火事現場に行くことができるのでしょうか、そこをお伺いいたします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 女性消防団員につきましては、当初、女性消防隊から女性の消防団員として切り替わるときに、女性消防隊と同じ活動で募集をかけてございます。どういう活動かと申しますと、予防消防の広報が主ということで、火事現場には、現在のところ行くようにはなってございません。

○議長 4 番、秦貞継君。

○秦貞継 このことに関して、女性消防隊が火事現場に行けないかどうか、もしくは後方支援ができないかという相談は、消防団のほうからあったかないか、お伺いいたします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 町で制約しているものではございません。あくまで消防団の活動としてどうもっていききたいかということについて、町でどうこうしてくださいというようなこと

はございません。ですから、例えば女性消防隊が、今後、火事現場に行って後方支援したいということであれば、それはそれで妨げるものはございません。あくまで団本部付けとさせていただきますので、そこで決定されれば、そのようにしていただいて問題はございません。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 女性消防隊からその話があったと、団長の話を私、聞いたんですけれども、団長からそういう女性消防隊を火事現場のほうの後方支援に、後方支援で頑張っていたらいいという、頑張っていたらいいようにできないかという相談は団本部から受けましたか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 そういう話が出されたときに、実際に町がどうこうということではなくて、女性消防隊がどうしたいかということをもっと意思疎通を図ってくださいということはお伝えしましたが、こちらからそれを阻止する、だめですよとかそういうことではなくて、町に相談じゃなくて、団の組織なので、そこで決めていただければいいですよというお話はしてございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 ちょっと団長と、私、聞いた内容とちょっと違うんですね。何か聞いたら、窓口で相談されたそうなんですよ、団長は。だけど、ちょっと女性消防隊の方々が現場、火災現場に行くというのは、現在の、先ほど課長ちょっと言いましたけれども、女性消防隊を募集したときの要項の中に、火事現場に行くというのはなく、予防消防をやっていたということで募集しているから、今現場に行くというのは、ちょっとまずいんじゃないんですかという、何かアドバイスを町から受けたというんですけれども、そういった事実はございませんか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 募集のときには、どういう活動をしていただくかということで、団本部と協議して募集しております。ですから、町で決めたというよりは、これまでの女性消防隊の活動を引き継いでいただくことで最初は合意されています。ですから、募集のときにそういう具合にやっていて、で、例えば団本部のほうから後方支援もやってもらいたいと町に言われたとしても、女性消防団員がどう考えているかというのをよく協議していただくということはお伝えしました。

ただ、そういう中で、だめですよと、当初はそうやって募集をかけて入っていただいています。それを今度、火事現場まで行って炊き出しだとか、応急手当だとか、そこまでやっておられるのであれば、それはやはり内部で協議することは必要じゃないんですかということはお話した経緯はございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 実は女性消防隊長さんにもお話を聞きまして、7月10日、8月9日、その後いろいろ話をされて、最後に10月10日に返答を団長からいただいたというお話なんです、その8月9日の会議の中でも、災害時の対応については、団からの要請を受け隊員全員が後方支援としての出動をしてもいいという意向が確認されたそうです。これ女性消防隊長さんに確認しました。この旨も団長さんに伝えたそうです。あとは細々とした、火事が起

きたときにどこに集まればいいのか、出動するにはどうすればいいのか、何を持っていけばいいのか、連絡体制はどうするのかというのを話し、決めてくださいと、団本部で決めてくださいと言って、その後、それに関してもだいたい今言った内容に関しては、ここで集まれとか、出動の判断、連絡方法、現場に向かう手段、指示の明確化、あと消防団員として必要な知識や技能を身につける。ここまで協議されたそうなんです。団長さんは、なおかつ消防署のほうにもお話をし、こういうふうに女性消防隊の方々が言っているのと、こんなありがたい話ないと私も思うんですよ。ありがたい話だと思うんです。

でも、結局、さっき言ったように団長さん、そこまで手配したにも関わらず、10月10日、西会津町消防団女性消防隊定例会において、その他の事項で、災害現場の出動については団から要請があり定例会で話し合ったが、女性消防隊は予防消防に徹するとのことで、現場への出動はなしという回答をもらっちゃったと。これ女性消防隊の人たちは、あそこまで話し合ったのに、やる方向でいたのに、どうしてなんだというふうに、すごく私は言われたんですね。なので、その辺に関して団長から相談、私はてっきり受けているのかなと思ったんですけど、そういった話はなかったんですか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 町がだめだと言ったことはございません。定例会の中で、その団本部で、町としては募集のときはそういうことで募集かけたんですけども、そこまで、現場まで行ってもらおうということは、確かに女性消防隊の意思、そういう活動をしたというのであれば、それはそれでもいいですよ、別に町がそういう制限をするものではないということでは、お話ししてございます。その定例会の中で、だったらあれか、当初の目的のとおりということで決められたのかなと思います。町が決めたということは、ちょっとそれは違う内容です。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 じゃあちょっと聞き方を変えますけれども、今後、女性消防団員の方々が、さっき言ったとおり、本人たちはこのとおりなんです。もう後方支援やってなんとか助けたいと言った場合というのは、活動に対して、例えば問題等、町側として問題等はないのかどうか。そこだけちょっと確認いたしたいと思います。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 問題といいますのは、何か、町としては団としての活動ですから、その制限するものもございません。だから、問題というのは、特に考えられないんですけども。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 女性消防隊の方が火災現場で後方支援する、活動することに関しては問題ないと、それ出動も含めてという認識で理解いたしましたので。

であれば、ちょっと話が変わりますけれども、やっぱりそこまで言っている、やる気のある女性消防隊の方々を今度はどうやって応援するかだと私は思うんです。これまたちょっと事例になって申し訳ありません、全部消防庁のホームページに出ていますので、さらなる女性消防隊の活動に向けて、女性消防隊専用の詰め所を設置、これ熊本県人吉市なんですけれども、こういうやる気のある方々を応援するような取り組みをされてい

るところもあますので、ぜひ応援していただきたいと思います。

そういう我々もやる気のある方々をバックアップして応援しますと、こういうふうに活動して皆さんに感謝されています。これを発信して、はじめて、ああ、私もそういうことならやろうかなという人が私は増えると思うんですよ。ぜひそういうふうな方向に、前向きに、やっぱりやる気のある方々を応援していただきたいと思いますが、その辺の見解について、最後にお伺いいたします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 消防団からの要望につきましては、協議をしていただいて、町のほうに要望という形で、例年、団長、副団長に来ていただいて、町長にお話をさせていただくというような流れでやってございます。その中で、どういう要望かということで、内部的に協議が整えば、そういう形で進めていただければと思います。町としても前向きに対応してまいりたいと考えてはございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 ぜひよろしく申し上げます。せっかくやる気になった方々いらっしゃるわけですよ、やっぱりそうやって男女共生というのが、私はそうやって女性も頑張る、男性も頑張る、お互いにみんな力を合わせて西会津町を守っていかうとやっていって、はじめて全体に理解が広がり、何年かかるか分かりませんが、そのときにみんなでこの町を守らなくちゃという意味に、皆さんの統一された意思につながると思いますので、ぜひ前向きに今後も取り組み、消防団を応援していただきたいと思いますので、ぜひよろしくお伺いいたします。

あと、話題がちょっと変わりますが、消防団の方々が、ちょっといやだ、消防団に入るのちょっとねと言う理由の一つが行事なんですよ。町主催行事というのは、文化財防火デーと総合防災訓練でしたっけ、この二つでしたっけ。これ文化財防火デーで1月末にたぶんやっていたと思うんですけど、これ何で1月末にやらなくちゃいけないのか、お聞きしたいと思います。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 毎年1月下旬に、冬の時期にやってございます。これは、文化財防火デーというのが法隆寺の火災があつてこういう日が設けられた。それにちなんでの合同消防訓練ということでこの時期になっております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 私もそのように認識しているんですけども、これ要は、1月の、西会津でいうとちょうど冷え込むときなんですよ。だからこれ何でかんでこの日にやらなくちゃいけないのという話を私も聞いたものですから、これは全国一斉、必ずこの1月の末にやらなくちゃいけないものなのかお聞きしたい。そういう意味で私はお聞きしたんですけども、どうでしょう。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 これまでも長年、ずっとこの時期にやってございます。今後、文化財防火デーの絡みもありますけども、ちょっとその辺は検討させていただきたいと思います。ただ本当に、やはり忘れないためにというのも必要だと思いますので、ちょっと一概には

移動させることもどうかと思いますので、ちょっと検討はさせていただきたいと思います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 来年の1月、また計画されていますが、今回のコロナの感染時期に1月に行くと、風邪ひいたときに、コロナだかインフルエンザだか、ただの風邪なのか分からない、しかもそれが、結局職場に迷惑かかってしまう、こういう話もありますので、私はそれこそ課長おっしゃったとおりだと思いますよ。やっぱりそういったみんなね、日本国民が忘れちゃいけないという意識はもちろん大事だと思うんですけども、それはそれで守りつつ、団員がちょっと、それじゃあちょっと難しいよなど、会社から怒られちゃうよなんていうようなことがないようにだけ、やっぱり私、じゃあ日を変えればいいのかという、またそれもちょうと違うと思いますけども、そこら辺はぜひ検討していただきたいですし、あと防災訓練に関しても、確か幹部会でお話出たと思うんですけども、秋季消防検閲やった後でしたっけ、1週間後にまた今度防災訓練があったというところで、ある地区に関しては、ちょっときついと、こういった話も出ていますので、この消防行事の簡略化、もしくは効率化に関しては、ぜひ町としても検討していただきたいなと思います。これは検討していただくことをお願いします。

あともう一つ、次の質問なんですけれども、消防団の報酬に関してなんですけれども、先ほどの説明でも、総務省のほうでは、報酬を個人支給に切り替えるよう国の指針が示されたということなんですけれども、これに関しては、もうこれで決定なんですかね、町独自でなんていうことはできないのか、そこをちょっと確認したいと思います。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 まず報酬につきましては、本来、個人に支払い、支給されるものということになってございます。これまで団からの要請もあって、分団に一括で払っていたわけなんですけれども、総務省のほうでは、近年の消防団員数が2年連続で1万人以上減っていると、2年間で2万人以上減っているということで、緊急にその対応していかなくちゃいけないというようなことで、いろいろ総務省のほうで調査も行ってございます。その中で、やはり報酬が自分に入ってこないというのも一つの原因じゃないかということで、個人に支払いをするようにというようなお話がございました。文書で来たわけなんですけれども、やはり家族への理解も得るためにも、年いくらの報酬になっているというようなことも必要ではないかということで指摘されているところであります。

ただ、一概には強引に進めるということではなくて、やはり、ただいま団のほうとも協議はしてございます。その近隣の動きもちょうと止まっているといいますか、ちょっと近隣の市町村も、今後についてはよく協議をしながらということでは今進めておりますので、ちょっと近隣の市町村の状況を見ながら、ちょっと検討したいと考えてございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 ちょっとあんまり詳しく言うとな、特定の班に怒られちゃうかもしれませんのであれですけど、やっぱりその報酬の配布方法によっては、それをみんなで持ち寄って、何か例えばみんなで旅行行こうかと、どこかちょっと気晴らしをしようかと、一緒に飲み食いをして、みんなでいざとなったときは、じゃあ頑張ろうねなんていう班もあるんですよ。それがみんなばらばらだと、全部返しちゃうと、一旦皆さんに配布したのってなか

なか回収できなくなっちゃって、結果的に、やっぱり人と人のつながりが一番大事だと思うんですよね、それが途切れるようなことがあると、ちょっと不安だと思ったので、私今お聞きしたんですけれども、そこら辺も全てが私が言ったような班だけじゃないかもしれないけれども、一生懸命、個々で頑張っているところもありますけれども、やっぱりその選択肢といいますかね、団側の選択肢がある程度広まるような方向をぜひご検討いただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、確認なんですけど、先ほど消防アシストアプリ、これ私も随分前から言っていたんですけれども、これって須賀川で入れているSFEというアプリでよろしいのかどうか、確認したいと思うんですけど。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 消防アシストアプリ、今議員がおっしゃいましたように、須賀川でも導入している非常に使い勝手のいいというような評判もございまして、それをぜひ導入したいと考えてございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 このSFEというアプリを消防団員がつくったそうですね、確か、須賀川の消防団員だと思うんですけれども、が原案を考えて、かつその須賀川のシステムエンジニアがつくってくれた、自分たちが田んぼの真ん中にいても、ちゃんと情報が発信できるようにということだったんですけど。これ内容というのはある程度周知されるんですか、パンフレットを配布するとか。要は、多くの人に知ってもらわないと、私も経験があるんですけど、火事場に行って水利がどこにあるのか、火事の現場がどこなのか、これが行って煙を見て、こっちかな、あっちかな。それで到着したのはいいけれども、誰が来ているかどうか分からない。何より一番怖かったのは水利だと思うんですけど、そういったものの情報というのは、どれだけ網羅されて情報発信されるのか、ここをお伺いしたいと思います。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 導入の際には、全消防団員にアプリを導入していただきたいと。その情報としては、まず火災の連絡のあった場所、要は119番したところが、一応印はつきます。そういうのも周知は図れます。ただ、そこが火災現場かということではないんですけれども、連絡したところとなります。また、消防団が駆けつけるにあたって、結局、道順もありますから、当然駆けつける時間も短縮されると。あとはその火事現場の近くにどういいう水利があるかということも表記されますので、その辺は今後迅速な消火活動には有効かなということで考えてございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 うちの町はデジタル化を進めている町でもありますので、そこに関しては充足率、要はダウンロード、ほぼ全員の方がダウンロードしてもらうように、やっぱり徹底した周知をお願いしたいと思いますし、利用方法に関しても、やっぱり若い団員もいれば年配の方もいるんですよね。そういった方々がやっぱり使いやすいように、分かりやすいように、ぜひ周知をしていただきたいと思いますので、そこはよろしく願いいたします。

あと最後になると思うんですけど、問題は人、人の話をしてきました、アプリをの話もしてきたんですけど、この施設、機械。免許に関しては補助を出してやっているというこ



とだったんですけれども、見ていて屯所が相当古い、階段がずれているとか、建物の隙間が大きなものも結構見かけるんですけれども、こういったのって消防団の方々も機械器具点検等で回るとは思うんですけれども、これ町では点検されていないんですか、お伺いたします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 全施設を町が点検ということはしてございませんので、そういう情報がありましたら、団本部を通じてあげていただければ、修繕、本当に屋根の塗装であるとか、シャッターであるとか、そういったところは直接言っていただいてもよろしいかと思えます。それはそれなりの修繕料も予算では取っておりますので、大きなもの、あと施設の更新、車両の更新については、団本部を通じてということで要望をあげていただければなど思えます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 ここなんですよ、どのくらい町の消防予算があって、毎年どのくらい使えるのかわかっているのを消防団のほうには伝えてありますか、そういう施設整備に関して。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 修繕料については、来年どういうところをやるかというのは要望をお聞きして予算要求をさせていただいております。ですから、100万とか、そういう限度付きのものではなくて、修繕が必要なところを優先、全部が一気にできるということではなくて、優先順位を付けながら、ある程度の予算は要求をして、付けていただいて修繕をやっていくというような流れでありますので、予算がいくらあるというようなお話で進めているわけではございません。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 これは、やっぱり執行する、お金を執行する側もある程度、私、点検したほうがいいと思いますよ。団がもちろんそれを管理して、ここがお願いしたい、お願いしたいというものもあると思うんですけれども、例えば建物的に危険がある、なしというのは、消防団の人はなかなか分からないですよ。そういったものというのは、消防団の方々も点検しますし、町側もちゃんと点検して、お互いに意見を出した上で、団からこういうふうにあがってますけど、ここは危険ですよと、そういったもの、意見をなるべくお互いすり合わせをして、より明確な、有効な予算活用をしたほうがいいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 施設の管理につきましては、消防団にお願いしてございます。ここが危険だということであれば、必ずその後、予算の前に見積りもしなくちゃいけないものですから、ちゃんと担当課でもその現場は確認させていただいておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 これもそうですが、積極的に、やっぱりそこに入っている人たち、身を預けて入っているものですから、これは先ほど来、申し上げているとおり、やっぱり双方で安全確認をされたほうがいいと思います。ぜひ今後は前向きな検討をお願いしたいと思います。

長々と質問しましたが、とにかく地域の防災というのは人の命、生命、財産を守る大事な組織でありますし、活動でありますので、今後も前向きに、要は皆さんが一致団結してこの西会津町をみんなで守っていく意識醸成をお願いしたいと思いますので、それをお願いして私の一般質問に代えたいと思います。

以上であります。

○議長 暫時休議にします。(15時00分)

○議長 再開します。(15時20分)

8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 8番、伊藤一男であります。私は今次定例会におきまして3件にわたって一般通告をしておりますので、これから質問をいたします。

まず1点目は、A I オンデマンドバス運行についてであります。町では、さらなる利便性向上や安全で効率的な町民バス運行のため、11月8日からA I オンデマンドバスの実証運行を開始し、来年4月の本格運行を目指していますが、この事業の取り組みについてお伺いをいたします。

まず一つ目として、A I オンデマンドバス導入の経緯についてであります。

二つ目は、事業の予算についてであります。

三つ目は、バーチャルバス停は電話予約の利用者も利用できるのか。

四つ目として、高齢者にとってスマートフォンからのアプリ予約は大変難しいと思いますが、普及にはどのような取り組みをされるのか。

2件目は、農業公社設立についてであります。町では、農林業の総合的な課題解決に向けた農業公社設立の可能性について調査検討を進めていますが、現在の状況についてお伺いをいたします。

3件目は、6次化の推進についてであります。町では、将来の農林産物を生かした加工商品の開発、製造、6次化に取り組む方の研修や販路拡大につながる支援などは行っているのか。

二つ目は、旧群岡中学校にある農林産物の加工に関する知識と商品開発に取り組むための施設である農林産物加工研究所は、現在利用されているのか。

以上であります。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 8番、伊藤議員の農業公社設立についてのご質問にお答えをいたします。

本町においては、人口減少や少子高齢化が進む中、人材や地域資源を活用して、いかにしごとの創出や所得の向上、移住定住を促進させていくかが課題となっております。

こうした中で、本町の主要産業である農林業は、地域の資源を活用した生業の一つとして、稲作を中心にミネラル野菜などの園芸作物栽培、菌床きのこ栽培などの振興に取り組んでおり、一定の生産実績を上げておりますが、農業者の高齢化や担い手の不足、また、耕作放棄地や鳥獣被害の拡大など、本町の農業を取り巻く環境は依然厳しく、今後解決すべき課題が山積しております。

こうしたことから町では、地域経済の核となる農林業の振興や雇用の創出、地域の活性化など、農林業の総合的な課題解決に向けた手段の一つとして農業公社のような組織体の

活用が考えられることから、今年度より農業公社設立の可能性や必要性などの調査検討を進めているところであります。

農業公社につきましては、他市町村の事例を見ますと、市町村や農協などが出捐し、農林水産業関連の業務を行う、第三セクターによる運営が主で、農作業の受託や特産品の研究開発、農産物の加工、流通、販売、また、森林の維持や観光など農林業に関連した幅広い事業運営を行っております。

今回の調査検討にあたっては、まずは本年6月に、農林業に関わる公共的機関の関係者や町内生産者の方々による検討組織を立ち上げ、本町の農業に関する課題の洗い出しや先行事例の研究、グループ討議による農業公社の役割に関する意見交換など、2回の検討会を開催しております。検討会に参加された皆さんからは、農地等の保全管理、農業用機械、設備への支援、農業技術を習得するための人材育成、さらには個々の農家ではできない販売活動を農業公社が担って欲しいなどといった活発な意見が出されたところであります。

町としましては今後も継続的に検討会を開催し、関係者の率直な意見を参考にしながら、本町の状況にあった農業公社のあり方を検討していきたいと考えており、今後先進地視察研修や専門家のアドバイスを受けることなども計画してまいります。さらに、法人の形態や経営体制、事業内容、財源など総合的に検討を重ね、持続可能な農林業を確立するための農業公社設立に向け、幅広にかつ前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 8番、伊藤一男議員の、A I オンデマンドバス運行についてのご質問にお答えいたします。

まず、A I オンデマンドバス導入の経緯についてであります。これまで全員協議会や議会本会議におきまして、システム導入の必要性や予算額についてご説明しておりますが、デマンドバスの運行を開始した平成24年4月に導入した予約システムが老朽化しており、システムの更新にあたり、デジタル技術を活用してこれまで以上に効率的で利便性の高い運行を図ることを目的に導入したところであります。

今回導入したシステムは、利用者の需要に合わせてA I が策定したルート、ダイヤでの効率的な運行や、バーチャルバス停留所を追加設置し、より便利な場所で乗降ができます。また、電話に加えスマホによる予約ができ、スマホから予約した方は乗車する時間やバスの現在地を確認でき、待ち時間の短縮にもつながり大変便利なシステムであり、町外者の利用増進にも期待できるものであります。

また、運行受託事業者においては、デマンドバス利用者の需要に合わせた運行効率の向上、効率的な車両、運転士管理が可能となり、11月8日から実証運行を開始したところであります。

次に、事業の予算につきましては、システム開発等の委託料として1,094万2千円であり、3月議会定例会におきまして令和3年度一般会計補正予算第1次に計上し、ご議決をいただいたところであります。なお、財源につきましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（第3次）を活用したところであります。

次に、バーチャルバス停の利用についてのご質問ですが、電話予約の利用者におきましてもスマホアプリでの予約者同様、バーチャルバス停からの乗降が可能であり、自治区内のバス停の場所を提示した図面を各家庭にお配りし、電話予約でも乗降できることをお知らせしておりますのでご理解願います。

次に、高齢者のスマホアプリからの利用普及についてのご質問ですが、現在、ケーブルテレビで操作方法についての特別番組をはじめ、診療所、奥川支所などでのPR活動、いわゆるサポートデスクの実施、さらにデジタル教室やスマホ教室などで勉強会を実施しております。また、随時、町民税務課及び会津バス野沢営業所で操作についての問合せに対応しているところであります。

はじめてスマホアプリをお使いになるのは、抵抗のある方もいらっしゃるかと思いますが、利用していただければ大変便利で親しみやすいアプリであると考えておりますので、町としましては、利用増進のための各種支援を今後も継続してまいりますので、ご理解願います。

○議長 農林振興課長、矢部喜代栄君。

○農林振興課長 8番、伊藤一男議員の6次化の推進についてのご質問にお答えします。

町では、農林産物の生産から製造、加工、その後の販売までを一体的に進める、いわゆる6次産業化につきましては、地域資源を活用し新たな付加価値を生み出すことにより農家所得の向上や雇用の拡大につなげる取り組みとして推進しております。

お質しの加工研修会や販路拡大につながる支援であります。まず研修会につきましては平成22年度から昨年度まで農林産物等加工研修会、食の楽校と題し実施をしてまいりました。その間多くの町民の皆さんにご参加いただき、加工の知識、技術の習得を図ってきたところであります。

その結果、研修会を受講された皆さんの中から数名の方が、町の農林産物加工施設整備事業補助金などを活用しながら、それぞれ加工所を開設し、現在は町内で10カ所ほどの加工所が、実際に運営されております。

なお、今年度は研修会を実施する予定はありませんが、来年度以降さらに効果的な研修のあり方について検討し、実施に移してまいりたいと考えております。

また、販路拡大の支援ですが、昨年からの新型コロナウイルス感染症拡大のなか、イベントの中止などで販売や広告宣伝活動が制限される状況でありました。今後は感染状況をみながらイベントへの参加やインターネットを活用した情報発信などを支援し、県産品加工支援センターなどとも連携しながら各加工所の活動支援等を行ってまいりたいと考えております。

次に、農林産物加工研修所、こゆりちゃんキッチンですが、当該施設は旧群岡中学校の一部を、加工に取り組む人材の育成と農林業の振興による地域活性化を目的に平成23年度に改修整備した施設であります。

施設の利用については、加工研修会で使用しているほか、町内で加工に取り組む皆さんで組織する農林産物加工ネットワーク会員の商品開発などに使用されてまいりました。

現在の利用状況につきましては、加工に取り組む皆さんがそれぞれ加工所をお持ちであることや、本年6月からの改正食品衛生法に基づくHACCPによる衛生管理の義務化に

より販売目的の加工品の製造が難しくなっていることから、本年度の利用はほとんどない状況となっております。

しかしながら、こゆりちゃんキッチンでは本格的な設備を備え、加工研修所として有効な施設であることから、今後の利活用方法を検討してまいります。

町といたしましては、引き続き、すでに加工に取り組んでいる皆さんや、今後加工に取り組みたいといった皆さんに対し、県の関係機関と連携して支援してまいりますので、ご理解願います。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それぞれ答弁いただきましたので、これから再質問をしたいと思います。

まず、A I オンデマンドバスの運行についての再質問を行いたいと思います。今デマンドバス導入の経緯についてはお伺いしたわけであります。その中で、今回の導入にあたっては、システムの更新によってA I オンデマンドバスの導入をしたというようなことではありますが、このA I オンシステムの開発というのは、これは受託業者のほうでやられているのか、それとも今回、今年から町のデジタル戦略の中で、今年度の事業としてA I オンデマンドバスの導入をするというようなことが載っているわけですが、それとの関係というのはないのでしょうか。これは受託業者のデマンド、オンデマンドバスのシステムということではじめたということですか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 今回のA I オンデマンドバスのシステムの導入につきましては、先ほどご答弁申し上げましたように、システムが老朽化していて、OSがもう使えなくなって故障したらあと終わりというようなところまできておりました。そんな中、デジタル戦略の中でよりよいシステムを導入していきましょうというようなことで、デジタル戦略の中でもA I オンデマンドバスのシステム導入ということも位置付けまして、今回導入したということでございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 だから、このA I オンシステムについては、町は関わっていないということではよろしいですか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 開発につきましては、各社いろんなシステムはございまして、その中でもより使いやすいというようなシステムを、システム会社ですか、開発会社のシステムを導入するというようなことで、開発を一切委託費で出して、町は、関わりは仕様書を作成して、このようなシステムで運行したいという仕様書をもって委託に出していると、それに合わせて会津バスのほうでシステム会社と協議しながら開発したという流れでございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 受託業者が開発というか、システムを、それを町で導入したということですね。そうすると町のデジタル戦略の中では、そういうことに関わりはなかったということですね。

○議長 町民税務課長。

- 町民税務課長 町の関わりと申しますか、デジタル戦略の中で、先ほどもご説明しましたが、位置付けしてございます。こういうシステムでというような、より町民の生活が豊かになるようにということで、位置付けでやってございます。システムの内容につきましても、西会津バージョンということで仕様書をつくって、システム開発には、その仕様書の作成の段階では町は携わっているという状況でございます。
- 議長 8番、伊藤一男君。
- 伊藤一男 それでは、次に事業予算であります、1,094万2千円であるということですが、この予算の使途と申しますか、それについてお知らせいただきたいと思えます。
- 議長 町民税務課長。
- 町民税務課長 総額で先ほど1,094万2千円ということでご答弁申し上げました。その内訳でございますが、システムの導入開発費で614万200円。各デマンドバスにタブレット端末を導入、8台の導入とシステムを実証運行するにあたっての利用料というようなことで、394万1,520円。広報活動、PR活動、そのシステムのPR活動ということで、委託料として86万200円。これは四つ折りのパンフレットをつくったり、それを各戸にお配りして、アプリをダウンロードして、このように使いますよというようなPRするためのパンフレット等もおつくりしてございます。
- 議長 8番、伊藤一男君。
- 伊藤一男 予算についての使途については分かりましたけれども、これは4年の4月から本格運行というようなことになるわけですが、そういう継続的な経費みたいなものはかかるのでしょうか。
- 議長 町民税務課長。
- 町民税務課長 ランニングコストということでシステムの利用料は今後かかってくるようになります。あくまでそのシステムを開発業者ございまして、そこのシステムを使うということで、ランニングコスト的にはシステムの使用料がかかってまいります。
- 議長 8番、伊藤一男君。
- 伊藤一男 予算については分かりましたが、開始にこれからなるわけですが、その中で、今まで11月8日からデマンドバスの運行をしてきたわけですが、その今まで、今日まで、今日まででもなくてもいいんですが、11月末までのその利用状況というのはどのようになっていますか。
- 議長 町民税務課長。
- 町民税務課長 デマンドバス全体の11月の利用者数、これ11月の8日からということで申し上げます。11月の利用者数は全体で990人。そのうちアプリからの利用者が30人という状況でございます。
- 議長 8番、伊藤一男君。
- 伊藤一男 このアプリからの予約というか、乗車と申しますか、これについては旅行業者とか、そういうところの、旅行業者というか、旅行者のそういう利用者の予約でしょうか。
- 議長 町民税務課長。

- 町民税務課長　アプリの利用者の 30 人の内訳でございますが、ちょっと町民税務課のほうでもアプリを使っただけの予約、どういう状況になるのかということで試験的に乗車した件数が 7 件、それ以外の 23 件につきましては、ほぼ、ほとんど町外とみてございます。
- 議長　　8 番、伊藤一男君。
- 伊藤一男　利用者数については分かりましたが、バーチャルバス停は電話予約の方でも利用できるということですが、100 カ所ほどそういう今のバーチャルの関係でなったという、停留所ができたということなんですが、これはもう電話予約の方でも十分使える、そこで停留所を近いところで利用できるようになるということですね。
- 議長　　町民税務課長。
- 町民税務課長　バーチャルバス停の利用につきましては、電話予約の方でも乗降ができます。その自治区内でどういうところに既存のバス停とバーチャルバス停、どこに設置されたかということでは、図面でお示しして全戸にお配りしてございます。ですから、その自治区内のバス停については、その自治区内の方はご理解いただいているのかなと思ってございます。全町のバーチャルバス停も含めまして、一覧は全戸にお配りしてございます。
- 議長　　8 番、伊藤一男君。
- 伊藤一男　あとはスマートフォンからのアプリ予約のことなんですが、やはり現在西会津町では、やっぱり高齢者人口が 50 パーセント近くになっているというところと、また免許証を所持していない、そういう方々が、その町民バスを利用されているということでもありますよね。普通、まだ利用されている中では、やはりまだ携帯電話を持っていない方、またスマートフォンを持っていないという方が多くこれ乗っているはずなんですよ。そういう中で、やはり、例えばこの次世代のためにそういうこともあるし、観光客もあるし、学生もあります。そういう中で、やはりアプリでの予約というのは、確かにいいかもしれませんが、高齢者にとっては、中には、これからスマホを持たないとやっぱりバスにも乗れなくなるのかとか、そういう方が結構多いわけですよ、中にはいます。ですから、そういう人たちのために、やはりそういう啓蒙といいますか、そういうものを持たなくても乗れるんだよと、そういうことの啓蒙の取り組み、そういったものをしっかりやっていただきたいなというふうに思いますが。
- 議長　　町民税務課長。
- 町民税務課長　始まってまだ 1 カ月弱ということでございます。高齢者の方に、まだそういう不安と申しますか、そういうことがあるということであれば、もっともっと PR、広報していかなくちゃいけないなと感じているところでございます。あくまで電話予約でも、今までどおりに乗れると。さらにバーチャルバス停、近くから乗ることもできるということも含めまして、もっともっと PR 活動、していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。
- 議長　　8 番、伊藤一男君。
- 伊藤一男　町では、このようにデジタルのまちづくりということで、いろいろ進めていますが、やはりその事業の内容によって、やっぱりデジタル化したらいいのか、まだ早いとか、そういうところの検討というのを、これは町民税務課だけの問題ではありませんけれども、そういうのもやっぱり十分考えながらやっていかないと、もう何かデジタルだ

けが一人歩きをして、何か高齢者や、この件に関しては免許を所持していない、そういう方々が、本当に不安を抱えるようなそういうものであってはならないんだと、そういうことで、取り組みを、啓蒙、そういったものをしっかりやっていただきたいなというふうに思います。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 今回のシステムが、町のほうでは早いということではなくて、あくまでシステムの更新をしなくてはいけなかったということをご理解いただきたいと思います。システムを更新しなくちゃいけないときに、じゃあ同じものでいいのか、またより生活がしやすくなるように次世代のシステムを入れたらいいのかというのも十分検討させていただきました。確かに高齢者の方にとっては、今までとおり乗れるのかなということも、不安もあったかと思いますが、そういった不安は今後十分取り除いて、今後スマホを利用してのアプリからの予約というのは大変便利だなというのも、時間はかかるかもしれませんが、十分にPRしていきたいと考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは次の再質問に移りたいと思います。

まず農業公社の設立について再質問したいと思います。この事業の調査検討委員会の設置にあたっては、どのような方、どのような理由で選考されたのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えいたします。

今回の農業公社設立の調査検討にあたっては、町内の現場で農業を営む方、それから関係機関、関係団体の方をメンバーとして検討しているというような方針で参加者を設定いたしました。内訳ですが、認定農業者の方9名、それから農業法人の代表者が5名、それから県の喜多方農業普及所の職員の方、それから会津よつば農協の職員の方ということで、合計16名で組織しております。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 この設置の可能性について調査検討というのは、今、先ほど町長から答弁ありましたけれども、委員の皆さんからは、農地の保全とか、農地保全管理、農業用機械設備の支援、農業技術習得するための人材育成、さらには農家での販売活動、できないところでの販売活動、そういうところを農業公社で担ってほしいということでありますが、この検討会を開催するにあたって、もちろん町のほうでもたたき台をつくって、それに沿って、例えばそれに沿ってやったものなのか、それともそういうたたき台がなくて、素案がなくて、そういう委員の方から出てきたものを取り上げてやるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 検討会の検討内容でございますが、町から、まだたたき台的なものは示しておりません。このメンバーの方々に意見を広く伺いながら、その現状と課題ですとか、これから将来的に必要なこと、そういったことを意見を伺いながら、その上でそうい



ったたたき台をつくっていくと、そういった趣旨でございますので、この検討会の中では、まず現在町が考える町農業の現状と課題、説明させていただいて、その上で皆さんから、第1回目は6月30日に開催していますが、お一人お一人発言いただいて、今、現場で生産されている方、今の課題について出していただきたいということでお話を伺いました。

2回目については、より議論を深めるためにグループを三つに分けて、その中でまたさらに現状と課題を改めて出していただいて、その中で、じゃあ農業公社としてどういったことが業務として考えられるのか、そこまで広くお話をしたところであります。メンバーの中に職員もまざって、割とざっくばらんな形で2回目はやったということでございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今2回やったということなのですが、計画か何かちょっと見たときに、令和3年度、今年度で一応その検討委員会は終了するのかなというか、何か計画の中に令和3年度で終了するというようなことではないんですか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 この検討会については、まだいつの時点までというのを決めてございませんで、これから今の議論を受けて、たたき台をつくってお示しをして、また意見をいただいているようなことを繰り返しやりながら、検討してまいりたいと思います。その中では先進事例の調査ですとか、研修ですとか、そういったことも取り入れながら、来年度にわたって続けていきたいというふうに考えております。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 そうすると、計画の中にちょっとあれなんです、令和4年度から7年度までは、その結果に基づいた対応をするというふうなことでなっていますが、そうすると今の委員会というのは、まだケツは決めないで、先は決めないで、もっとやっていくというふうなことで理解してよろしいですか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 繰り返しになりますが、議論がある程度尽くされるまでやっていきたいというふうな考え方でありますが、それにしても、将来的には設立を目指すということになれば、そこからまた具体化に向けた検討となりますので、そこからまた、このメンバーというよりは具体的な作業に入っていくという時期も来ると考えられます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 私は今、事細かく何かこう言っても、ちょっとまだ検討委員会が2回だというふうなことで、まだ進んでいないのでなかなか難しいと思いますが、例えば委員会での方向性、例えば振興公社設立の方向でということは、例えば委員会で決めるのか、それとも町が最終的には、もちろん決めることにはなりますが、方向性についてはこの委員会で決めることになるのかどうか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 この設立するかどうかという判断ですが、今回の検討会の皆さんの意見を聞きながら、実際はこの議会の場で予算の議決も必要であろうと思いますし、町が決定していくということだと思います。

- 議長 8番、伊藤一男君。
- 伊藤一男 この農業公社なんです、なんか見ていると、どちらかというと農業関係だけのそういう議論といいますか、林業に関する議論がちょっと抜けているんじゃないのかなというふうな気がします、その辺については町としてどのように考えていらっしゃいますか。
- 議長 農林振興課長。
- 農林振興課長 林業のほうということですが、ほかの市町村の事例を見ますと、確かに森林の活用についても業務の中に取り入れている、農林公社といったようなものもごございます。今回、農業公社ということで検討しておりますが、例えば木材の利用ですとか、そういったことは、ここにも幅広ろにと出ていますが、そういったことも検討してまいりたいと考えております。
- 議長 8番、伊藤一男君。
- 伊藤一男 いろんな議論はされていると思いますが、私はその委員の中で、やっぱり反対的な議論というのも私はあってもいいというか、そういう人もいてもいいんじゃないのかなと、そういう意見もやはり大切にしなければならないなというふうに私は思っていますが、まだそこまでの議論には発展していないということですか。
- 議長 農林振興課長。
- 農林振興課長 2回開催した検討会の中では、反対というものはなかったかと思うんですが、慎重な意見としては、やはり公社といっても、やはり町の財政支出を伴うであろうと思われまので、その辺は、やはり将来的な採算も考えてというような、そういう意見はございました。ただ、反対とか、そういった意見は今のところは出ておりません。
- 議長 8番、伊藤一男君。
- 伊藤一男 この設立については、今課長が言いましたように、財政を伴うものでありますから、やはりその辺の町として委員の皆さんが議論をして、町ではその財政的なシミュレーションというのはちゃんとやらなければいけないと思いますが、まだその辺まではいっていないということでしょうか。
- 議長 農林振興課長。
- 農林振興課長 財政シミュレーションにつきましては、これからということですが、業務内容ですとか、公社のあり方、そちらをまず検討いたしまして、具体的な財政シミュレーションについてはこれから検討してまいりたいと思います。
- 議長 8番、伊藤一男君。
- 伊藤一男 西会津町も、どこの町村もそうだと思いますが、やっぱり振興公社とか、やっぱりケーブルネットとか西会津にありますよね。そういう中でいろんなお金がかかるといふか、修繕費やら、いろんなお金が今増しているというような状況の中で、十分にその辺の財政的なシミュレーションといいますか、そういうことをやりながら考えていただきたいなというふうに思っています。
- 次に、6次化の推進についてお尋ねをしたいと思っております。去年、今年とコロナ禍の影響で、十分な事業や研修ができなかったというようなことですが、今年に関しては、予算は取ってあったんでしょうか。そういう研修費や販路拡大についての予算については

取ってあったのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 6次化の推進についてでございますが、昨年まで例年行っておりました加工の研修会、これについては今年、昨年、一昨年と参加者が非常に少なかったものから、今年については少し検討しようということで、研修は今年度は実施しないということで予算化しておりません。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今年度については研修の予算は取ってなかったということですが、もう一回その辺の理由について、もう一度お尋ねしたいと思います。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えします。

昨年まで、22年度からずっと行ってきたわけですが、答弁の中でも申し上げましたが、ある程度、研修、この人材育成に向けての研修で、皆さん実際の加工所をお持ちになって、もう取り組みに入っていらっしゃるということで、研修内容ももしかすると少しマンネリ化した部分もあるかもしれませんが、その辺を今年度、少し見直して、今後新たに取り組む方の掘り起こし、そういったことにシフトしていく必要もあるかなということで、また検討、研修内容、今検討しているという最中ですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 やっぱり研修会とか何かというのは、やっぱりただ技術の向上とか商品開発だけではなくて、やはりその組織の強化や、そういうこれから加工で飯食べていくんだというモチベーションですよね。そういう高めるためにも絶対私は必要なことだろうというふうに思いますので、やっぱりその研修会は研修会でやるべきだなというふうに思っています。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えします。

ただ、町主催ではありませんが、今年度については加工団体の皆さん主催で、保健所の、新しく食品衛生法の関係で導入されましたHACCP、これらの取り扱いについて研修会なども行ってまして、そういう橋渡しといたしますか、県の機関との橋渡しなどは行っております。

そういった県の農業総合センターですとか、ハイテクプラザ、そういったところと連携しまして、これから技術をもっと高めたいという皆さんにも対応できるように、今後そういう機関と連携して取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 答弁書には、本年6月からの食品衛生法の改正に基づくHACCPによる衛生管理の義務化により、販売目的の加工品の製造が難しくなっているということですが、これそうすると加工されている方は、今、品目についても減らしているというような状況なのか、それともやっていないのか、やっていない方もいるのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えします。

H A C C Pにつきましても、加工製造に取り組むあらゆる事業者が対象となるということで、町内で加工をやられる方は、皆さん取り組まれているということで認識しております。

それから、加工する品目については、それぞれ取り組んでおまして、実態については詳しくは把握しておりませんが、H A C C Pで品目を減らしたということはないかなというふうに考えております。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、販路については、現在、我々の知る範囲では、やはり道の駅のミネラル野菜の家とか、あとは町のそういう、町にあるそういう大型店といいますか、そういうようなところで、あとJ Aさん辺りでは、そういう西会津の加工品なんかを取り扱っているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 町内の加工の事業者の皆さんの出荷先であります。道の駅にしあいづ、最も出荷量の多い売り先であります。そのほかに道の駅の、別の道の駅、例えば道の駅あいづですとか、道の駅ばんだい、そちらのほうにも出荷されているようでございます。それからあと、ふるさと応援寄附金の返礼品としても出荷されております。それから各種イベント、それから会津管内き観光施設などでも売られている方がいるということでございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 このいろんな出荷先については分かりましたけれども、今、学校給食等については、そういう町の加工品、そういったものは使用していないのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えいたします。

学校給食において、町の加工事業者の皆さんの加工品ですが、町で知る範囲の中では、我々知る範囲の中では使っていないというふうに認識しております。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今までも使っていた経過はないのでしょうか。どうでしょうか

○議長 学校教育課長。

○学校教育課長 学校給食の件ですので、こちらでお答えいたしますが、私が承知している限りでは、ここ4、5年、使ったことはございません。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 分かりました。やっぱり加工品の皆さんも、やっぱり所得向上というのが一番その継続するにしても、これから新しい人が入ってくるにしても、やっぱり所得の向上がなければ、やっぱり誰も参入しないというか、ですから、確かにやっぱり個人の責任というのはもちろんあります。しかし町のそういう農林振興課であったり、ふるさと納税なんかも入ってきますので、これからそういうところの支援をしていただいて、加工の皆さんがずっとやられているような、このままだとどんどん衰退していくといいますか、こ

これはコロナの影響である程度やむを得ないところもありますが、そういう町の支援、そういうのもって、もう少し所得の向上が図られるような、そういう手助けといいますか、そういうのをお願いしたいなというふうに思います。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 加工事業者の皆さんには、これまでも加工の施設整備、機械の補助ですとか、研修会もそうですし、各種イベントでの物販、それから道の駅は町の施設ですので、そういったことで、これまでも支援はしてまいりました。これからも6次産業化、町の農林産物を付加価値を付けて販売していくという大変有意義な取り組みですので、今後も支援の継続、さらなる所得向上に向けて取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 これで私の一般質問を終わります。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(16時16分)



令和3年第8回西会津町議会定例会会議録

令和3年12月7日(火)

開 議 10時00分  
延 会 16時09分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	伊 藤 善 文	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	五十嵐 博 文
福祉介護課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦		
商工観光課長	岩 渕 東 吾		
農林振興課長	矢 部 喜代栄		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

# 令和3年第8回議会定例会議事日程（第5号）

令和3年12月7日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- |          |          |         |
|----------|----------|---------|
| 1. 猪俣 常三 | 2. 三留 正義 | 3. 多賀 剛 |
| 4. 青木 照夫 | 5. 武藤 道廣 |         |



○議長 おはようございます。

令和3年第8回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、長谷川浩一君。

○議会事務局長 本日の定例会に、答弁のため選挙管理委員会委員長に出席を求めました。地方自治法第121条の規定にかかる説明委任者として、選挙管理委員会書記長を出席させる旨の通知があり、受理いたしました。なお、選挙管理委員会委員長より欠席する旨の届け出がありました。

以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席につき、発言を求めてください。

5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 5番、猪俣常三です。今次の議会に一般質問を通告しております。

その前に、本町において新型コロナウイルスワクチン接種が2回目まで終わりましたが、最近の情報では、南アフリカ南部から強烈で新たなコロナ、オミクロン変異株と名付けられたウイルスが発生し、欧州を中心に南アフリカ南部からの渡航を制限する動きがあつて、厳戒な態勢に入ったと言われておりました。世界中に感染が広がり、我が国にも感染者が出て不安が広まっている中、本町に飛び火しないことを祈るばかりであります。

さて、通告に従って一般質問を行ってまいります。

近頃、英語文字でサステイナブルという言葉が聞きますが、本町においてもSDGsという言葉が聞こえてきます。また、テレビ、新聞等でも報道されているのが目に付きますが、これらのことを詳しく、分かりやすく知りたいことから伺います。

町長は、重点基本として公約に掲げているまちづくりの指針、SDGs、持続可能な町を目指すとしております。そこで新年度に向けた取り組みについてであります。1点目は、SDGsに積極的に取り組んでまちづくりを進めようとしていることから、一つに、地球温暖化対策として、再生可能エネルギーの取り組み。2としまして、脱炭素社会の取り組みについて、どのようなお考えなのか。

2点目は、まちづくりを進める中、野沢駅周辺の開発目標はあるのか、町の考えはどうなっているのか。

3点目は、野沢駅構内の跨線橋にエレベーターを設置、利用者の利便性を図る町の考えは、など、お伺いいたします。

次に、鳥獣被害対策についてであります。イノシシやサルなどの対策強化について、今までの取り組みされている方々のご苦勞は十分承知しております。

1点目は、わな免許所持者が増えてきたことに伴い、捕獲にあたる方々への手当などについて、町の考えはどうか。

2点目は、巡回パトロールについて、活動の内容とその効果はどのように捉えているのか。また、今後の取り組みについて町の考えなどお伺いいたします。

次に、生活道路の安全対策についてであります。本町の生活道路は、広い地域にまたがって網羅しており、管理も多様化している中、点検や調査状況をお尋ねいたします。

1点目は、町道や林道の生活道路の危険な箇所の点検及び調査など、実施されたのかどうか。危険な箇所があれば、場所及び今後の対応はどうなっているのか。

2点目は、県道奥川新郷線、そして県道熱塩加納山都西会津線、極入弥平四郎間について、冬期間の雪崩による落石などの危険箇所はないのか。あるとすれば町の対応はどのようにされているのか。

以上、私の一般質問といたします。

○議長 企画情報課長、伊藤善文君。

○企画情報課長 5番、猪俣常三議員の新年度に向けた取り組みについてのご質問にお答えいたします。

まず、地球温暖化対策として再生可能エネルギーへの取り組みについてであります。現在、国連が採択した持続可能な開発目標、いわゆるSDGsの取り組みが全世界で進められております。SDGsは、地球上のあらゆる問題や課題を解決するために掲げられた世界共通の17の目標で、この中に、エネルギーをみんなにそしてクリーンにの目標があります。

このような中、町では温室効果ガスの削減や防災拠点としての機能強化を目的に、太陽光発電につきましては野沢体育館をはじめ、さゆり公園体育館、小中学校等の7施設に、森林資源をエネルギーとして利用するペレットボイラーは役場本庁舎、地域連携販売力強化施設、認定こども園、小学校の4施設に導入したところであります。

また、平成25年度から、再生可能エネルギーの普及拡大を図り、自然と共生する美しく快適なまちづくりを推進することを目的に、住宅や事業所さらに農業生産等施設に対し、太陽光発電やバイオマス燃料ストーブ、小水力発電設備等の設置を支援する、再生可能エネルギー設備等設置事業を行っており、これまで太陽光発電14件、バイオマス燃料ストーブ12件の導入を支援してきたところであります。

今後の取り組みについてであります。県では再生可能エネルギー先駆けの地とするため、2040年までに県内のエネルギー需要量の100パーセントを再生可能エネルギーで賄う目標としており、令和4年度に、地域再エネポテンシャル調査事業が予定されております。この調査は、県が市町村と連携し、地域の小水力や地熱等の利用可能な量を把握するために行うもので、町といたしましては本調査事業に応募し、小水力発電等の実施の可能性を調査していきたいと考えております。また、現行の、再生可能エネルギー設備等設置事業の見直し作業を進めているところであります。

今後も再生可能エネルギーの導入を促進し、町民の皆さんが持続可能なエネルギーを確保できる環境づくりを目指していく考えであります。

次に、まちづくりを進める中で、野沢駅周辺の開発目標についてのご質問にお答えいたします。

町では人口減少や少子高齢化が進み、人口減少に起因する様々な課題が山積する中、町

の中心部である野沢地区においても空き家、空き店舗の増加、賑わいなどが失われるなどの懸念される状況にあります。

野沢地区は、小売りや飲食など生活関連サービス提供店や公共施設、公共交通機関等が集中し、町観光の玄関口でもあることから、野沢地区を中心に子育て、学校教育施設が集中する森野地区やさゆり公園、福祉施設周辺を加えた区域の将来像、中心エリア整備構想を本年度中に策定する予定であります。

構想の基本的な考えといたしましては、本年7月に組織いたしました、まちづくりデザイン会議での議論を踏まえ、野沢駅周辺も含めたエリアの現状把握、課題の整理や分析、エリア別に必要な機能など、その方向性について体系的に取りまとめていく考えであります。このため、具体的な野沢駅周辺エリアについては、構想を踏まえ、今後検討することとしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 5番、猪俣常三議員のご質問のうち、脱炭素社会への取り組みについてのご質問にお答えいたします。

脱炭素化の動きは、地球温暖化が今後ますます進行した場合、平均気温の上昇による熱中症リスクの増加、農作物への影響、自然災害による被害の激甚化などが懸念されることから、世界規模での取り組みとなっております。

国の動向としましては、2020年10月の臨時国会において、菅内閣総理大臣が、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわちカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、2030年度において温室効果ガスを46パーセント削減することを目指し、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを実施していくこととしております。

福島県においては、福島県地球温暖化対策推進計画において2030年度までに温室効果ガスを45パーセント削減する目標としている中で、令和3年4月に知事メッセージを公表し、福島県においても2050年までに脱炭素社会の実現を目指すため、福島県2050年カーボンニュートラルを宣言し、地球温暖化防止対策に取り組むこととしており、福島県地球温暖化対策推進計画の改定作業を進めているところであります。

町としましては、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、西会津町地球温暖化対策実行計画の事務事業編を策定、その後、同計画の区域施策編を策定し、両計画において2030年度までに40パーセント温室効果ガスを削減する目標を掲げ、町、町内事業所、町民のそれぞれが温室効果ガスの排出削減に向け取り組んでいくこととしたところであります。

また、温室効果ガスの排出を一人一人が削減する取り組み内容の紹介や、町内企業が活用できる福島県事業者向け省エネ対策推進事業補助金などの各種支援制度の周知と活用促進を図り、脱炭素社会への取り組みを進めてまいりますのでご理解願います。

次に、野沢駅における跨線橋へのエレベーター設置についてのご質問にお答えいたします。

町では、高齢者等の野沢駅利用者への配慮のため、構内の段差解消について、JR東日本株式会社新潟支社と協議を重ねてきたところであります。

以前は、新潟支社からの提案もあり、跨線橋を渡らずに線路を横断しホームに行くための踏切を設置する方法で協議しておりましたが、踏切事故が多いことから、JRでは、新たな踏切は設置しないとの方針転換がなされ、実現の可能性がなくなったところでありました。その後、新たな段差解消の手法として、エレベーターの設置や地下道の設置等について協議してまいりましたが、新潟支社としては、野沢駅は施設整備が済んでいる駅という認識であり、また、新型コロナウイルスの影響を受けたことから、施設整備の投資はゼロベースで検討するとしたため、エレベーターを設置するといったハード整備の考えはないとのことであります。

町としましては、新型コロナからの回復を待ちながら、今後も引き続き新潟支社と協議を重ね、段差解消につながる方法を検討してまいりますのでご理解願います。

○議長 農林振興課長、矢部喜代栄君。

○農林振興課長 5番、猪俣常三議員のご質問のうち、鳥獣被害対策についてお答えいたします。

1点目の捕獲にあたる方々への手当についてであります。わな免許を取得された皆さんは、町が進める複合的な鳥獣被害対策に賛同いただき、町より鳥獣被害対策実施隊員の委嘱を受け、居住する地域を中心に鳥獣被害対策に取り組んでいただいております。

その主な活動の一つとして、イノシシ捕獲に向けたわなの設置を行っておりますが、くくりわなの設置については、町がその都度許可してわなを設置するツキノワグマの緊急捕獲とは異なり、それぞれの実施隊員の判断で捕獲を行うもので、見回りが可能な範囲での設置をお願いしております。

くくりわなの設置や見回りの作業に係る個人への手当の支給は難しいと考えますが、鳥獣被害対策実施隊員の年間の報酬や町有害鳥獣対策協議会を通じた猟友会への捕獲活動費につきましては、活動に見合った額への見直しを検討してまいりますので、ご理解願います。

次に、巡回パトロールの活動内容とその効果、今後の取り組みについてであります。活動の内容と町が期待する役割としては、発信器を装着したサルの群れの位置を確認し、効果的な追い払いにより被害を防ぐことが最も大きな役割と考えます。

パトロールは5月から11月までの狩猟期以外の期間に、月曜日から金曜日まで実施隊員2名体制で、町内一円を巡回しており、7月からは日曜日も実施しています。猟銃での捕獲が可能な場合には、山林内に潜んで移動しているサルを捕獲しており、令和3年度は捕獲した33頭中、7頭をパトロール中に捕獲しています。例年おおよそ2割程度はパトロール隊員による捕獲となっております。

なお、猟銃の使用については、法令により厳しい規制があり、集落の周辺や開けた農地での使用が禁止されております。パトロール隊員によるとパトロール中に農作物被害に遭った町民の方から、すぐに捕獲して欲しいとの要望もあるとのことですが、当然のことながら法令に違反しての捕獲はできません。そうしたことを含め、町民の皆さんにはパトロールの趣旨をご理解いただきながら今後も活動を進めてまいります。

パトロールの効果についてであります。パトロールにより把握した群れの位置をケーブルテレビでサル予報として情報提供しており、さらに鳥獣被害対策専門員が追い払い講

習会で効果的な追い払い方法を指導し、各集落で取り組んでいただいていることもあり、令和2年度のニホンザルによる被害額は、約230万円と、ここ10年間で最も低い金額となっております。

被害防止パトロールでは、イノシシとツキノワグマを含め、被害発生場所の調査と集落への対策の指導、注意看板の設置なども行っており、今後も継続して実施することで、人的被害の発生防止、農作物被害の減少に努めていきますので、ご理解願います。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 5番、猪俣常三議員のご質問のうち、生活道路の安全対策について、お答えいたします。

国では、平成24年に発生した中央自動車道、笹子トンネル天井板落下事故を受けて成立した道路法等の一部を改正する法律に基づき、高度経済成長期に大量に整備されている道路構造物の総点検と老朽化対策を実施するよう全ての道路管理者に指示したところであります。その後、道路法の改正により橋梁、トンネル、シェッドなどは、5年に1回のサイクルで点検が義務化されたところであります。

これまで本町におきましては、該当する橋梁とシェッドについて総点検を実施したところであり、その結果、現在修繕工事を実施しているものを除き修繕が必要と判断される橋梁は4橋存在し、順次計画的に修繕工事を実施しております。さらに舗装につきましても路面性状調査の結果に基づき、有利な交付金事業を最大限活用して、順次修繕工事を実施しております。

また、日常点検の定期的な道路パトロールや自治区からの情報をもとに、短期的な修繕工事と中長期的な視点での修繕工事に分類し、直ちに安全確保が必要と判断される箇所については、速やかに修繕工事を実施しております。一方、大規模な修繕工事につきましては、国の補助事業などを活用し、順次実施しているところであります。

次に、県道の危険箇所の把握についてであります。県においても定期的な道路パトロールを実施し情報収集を行う中で、順次安全対策や修繕工事を実施していただいております。また、町では、町管理の道路のパトロール時にできる限り国県道を含め安全確認を実施しているほか、自治区から得た情報をもとに、危険箇所を確認した場合は、県に対し速やかに修繕工事や安全対策を依頼しております。さらには各種整備促進期成同盟会などを通して県管理の道路整備に関する予算の確保や道路整備の促進について強く要望しているところであります。

町としましては、生活道路の安全対策について、今後も道路構造物の定期的な点検と計画的な修繕工事を実施するほか、県との緊密な連携により、社会資本の適切な維持管理と町民の皆さんの安全安心の確保に努めてまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 今、町の答弁をいただきました。それでは再質問をさせていただきます。新年度に向けての取り組みについてでありますけれども、私が先ほど申し上げましたように、町長がSDGsという言葉を出されて、非常に興味を持ったところであります。その中で、非常に横文字の多い言葉でありますので、詳しくいろいろと答弁をいただいた中で、どうしても私なりに理解ができないところもありますので、お尋ねをしていきたいと思っております。

まず、答弁の中で持続可能な開発目標だということは分かりました。たまたまこのSDGsというのが出たいわれというのは、もし、もう一つ踏み込んで分かればお伺いしたいと思うんですが。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 それでは、今現在、全世界で取り組んでおりますSDGsについてご説明させていただきたいと思っております。

こちらのほう、SDGsという部分につきましては、日本語に訳しますと、持続可能な開発目標といわれているところをごさいます、こちらのほうにつきましては、だいたいのぼりですが、2001年に策定されましたミレニアム開発目標というものがございまして、その後継といたしまして2015年ですので、平成26年の9月の国連サミットにおきまして、このSDGsにつきましては、加盟国の全会一致で採択されたもので、持続可能な開発のための2030アジェンダ、いわゆる目標ということでございまして、2030年度まで持続可能でよりよい世界を目指す国際目標ということとしております。

17のゴール、目標に対して、地球上の誰一人取り残されないということを誓って、SDGsにつきましては、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであるということで、日本国においても積極的に取り組んでいるというものでございまして、ご理解いただきたいと思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 いわれは少しずつ私も理解ができましたが、なんとなく環境問題という様々な社会問題に取り組むということなんだろうというふうに関心を持ったわけでありましてけれども、町長そのものは、まちづくりの指針のSDGsという持続可能な町という部分が、非常に強調されております。SDGsというのは、持続可能な開発目標をするんだということであるんですが、この再生可能エネルギーの取り組みと地球温暖化対策との関わりは、どのように受け止められてのことなのか、伺いたいと思います。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

まずSDGsの17の目標の中の一つに、先ほどもご答弁申し上げましたが、その7番目に、エネルギーをみんなに、そしてクリーンにとということで、目標が掲げられております。こちらのほうにつきましては、循環可能でクリーンなエネルギーを皆さんで使いましょと、そして太陽の光や風、地熱、食品残渣等によるメタン発酵ガスなど、様々な資源を活用し、これまで大型の発言所が建設が難しかった地域でも導入することということで、いわゆる化石燃料に頼らず、いわゆる再生可能なエネルギーで地球環境にやさしくしていきましょという部分で、その部分の理念につきましては、皆さまご存知のように地球温暖化対策などにもつながるということで取り組んでいるというものでございまして、ご理解いただきたいと思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 それでなんですけれども、温暖化対策、地球温暖化対策にそのバイオマスの検討を加えられていくことがここにあがっているわけなんですけれども、温暖化対策ということになりますと、二酸化炭素を排出しないと、この脱炭素のほうと関連してくるのかなと、

こんなふうには思いますけど、問題は二酸化炭素を排出しないように対策を考えていく、一つの事業なんだろうと思うんですが、このところが、どうしても真逆にはなっていないのかなというふうに考えられるので、そのところをお尋ねします。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答え申し上げます。

まずはそのバイオマス燃料ストーブによって二酸化炭素を排出して、真逆な政策ではないのかというようなご質問でございますが、こちらのほう、先ほど町民税務課長のほうでお答えいたしました。脱炭素社会の部分につきまして、カーボンニュートラルというような宣言が国においてもされました。その仕組みにつきましては、仮にバイオマス燃料で燃やした二酸化炭素を、この地域にある森林資源で吸収するというような考え方で、それをゼロ、いわゆるニュートラル、発現と吸収を均等にするというような考え方でございますので、それは逸脱しているというような部分ではございませんので、そういう考えで進めているということでございます。ご理解いただきたいと思っております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 なかなかちょっと理解のできない、ニュートラルという新しい手法が出てきたんですけれども、できるということになると、二酸化炭素そのものを排出しない方式が考えられるのかなということが、一つ私なりに疑問を持っていたわけなので、そのところが改善する動きというの、これもSDGsの内容にもあてはまってくるのかなと、こんなふうには思うんですが、問題は、二酸化炭素を排出しない方式があるんだとすれば教えてください。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

二酸化炭素を排出しない政策という部分でございますが、一例をあげまして、先ほどカーボンニュートラルということで、全く排出量を均等に、ゼロにするというふうな考え方も一つの手段としてございます。

また、今クリーンなエネルギーとして注目をあびているのは、太陽光発電とか、そういう部分につきましては、各事業所、民間事業者でも買取制度を活用しながら復旧を進めているという部分、様々な手法がございます。西会津町とすれば、先ほども申し上げましたが、太陽光発電とか水力、小水力発電等、様々な可能性という部分をどういふものがあるかという部分を、今後調査していきたいということで進めていきたいという考えでございますので、バイオマス燃料ありきという部分の考えではないということで、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 今回の答弁でなんとなく理解はできますが、脱炭素との兼ね合いを申し上げるとすると、今のEVという電気自動車というのかな、こういうのが今、流行りとして、我が本町のほうにも相当見えてきております。そうなったときに、今のガソリンで、あるいはいろんな燃料で走っているだろうと、こんなふうには思います。

問題は、やがてはこのガソリン等の燃料が、一つは減少させたいという政策で進められるだろうと、こんなふうには思いますけども。問題は、どこで今度はチャージをする、充

電をするかという、そういう整備がなされていなければ、こういったSDGsの開発目標に達することができないのではないかと思いますので、その充電の設置の状況が、本町で今現在あるのは道の駅、一つあるわけです。そうなったときに、今いろんなEVを乗ってこられて、電気自動車に乗ってこられて、チャージするところがないんだというふうになった際に、困らない方法を考える必要があるのではないかと思いますので、お伺いいたします。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 答えいたします。

いわゆる電気自動車の受給電設備を公共施設につくったらどうかというような部分でございますが、今現在、道の駅に、確かに公共的な部分では1カ所という部分でございます。また、各電気自動車につきましては、ご家庭でも、いわゆる電気自動車の受給電設備というのは、通称V2Hなんていわれている設備が多くなっているところでございます。

確かに電気自動車につきましては、航続距離が最大でも400キロ程度というようなことがいわれておりますので、今後そういう部分で必要性に応じて整備については考えていきたいと考えておりますし、今現在、町で考えている部分につきましては、いわゆる住宅用に電気自動車の受給電設備に対して、県も補助事業を行っておりますので、その辺も踏まえて、その上乗せ補助等というような部分も様々考えておりますので、そういう電気自動車の普及に向けて支援はしていきたいと考えております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 内容は分かりましたが、ちょっとまた戻りますけれども、このバイオマス発電の構想をした場合に、いずれにしても近隣市町村が既に森林を利用した事業を起しているというのがございます。本町は85パーセントの森林を保持してはいますが、実際この将来不足の心配というのは、材料の不足の心配というのはないのかどうかをちょっと伺っておきたいと思っております。見通しをお聞かせください。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 バイオマス利用のご質問でございます。かつて町で森林のバイオマス利用の賦存量を調査してございまして、将来的に公共施設なりで使うペレットの製造に利用する、その量につきましては、賦存量は十分に将来的にあるというような結果が出ております。

バイオマス発電とおっしゃられましたが、確かに、今バイオマス発電に利用されるチップについては、今、町から出荷されているということではありますが、将来的には町として、今考えてございますのは、間伐材を町の公共施設にあるペレットボイラーのほうに燃料として、循環型でできないかというような検討もしておりますので、森林を活用して町でそういう循環利用を図れるような仕組みについて、今後検討をしていきたいというふうに考えております。

賦存量については十分というふうに考えております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 見通しとしては十分にあるというふうなご見解だというふうな受け止めましたが、温暖化対策を推進するには、一つの数字目標として40パーセント、一つ削減してい



くんだというお答えをしていただきました。これは当然、町の数値目標はもちろんのこと、これらに向けて達成するような方法、方策、そういったところは、見通しは大丈夫ですか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 脱炭素社会に向けての目標値に対する町の取り組みということにつきましては、先ほどご答弁させていただきましたが、町としましては、町、町内にある事業所、町民一人一人が取り組んでいただくということでの目標値を掲げてございます。町としましては、それぞれの立場で脱炭素社会実現に向けた取り組みを町が手法等をPRして、それぞれが取り組んでいただいて、今後、目標達成に向けて周知活動を行っていききたいということで、現在進めているところであります。そういう状況で、現段階では進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 まず、まちづくりを進める中での、野沢周辺の開発目標はあるのかをお尋ね申し上げましたが、ここはある町民の方が、ちょっとお話されているのをちょっと耳にしましたときに、やはり野沢のメインの入り口といえば、野沢駅前というふうに、私はそういうふうに解釈しておったわけでありまして。その西会津管内でも4カ所の駅を抱えておりますけれども、どの駅も大切であるということでありまして。

ただ利用者を考えたときの野沢駅の周辺、これが発展の鍵を握っているんじゃないかと、そんなふうを感じているわけであって、利用者が野沢駅周辺を見て、活気がないと、それから寂しいという話を耳にします。旧役場跡地の周辺はどうなっているのかという話も耳にします。そういうふうになったときに、野沢駅前の周辺の開発をすることが何よりだと、そういった昔のように賑わいのある町に戻すということを考えてとき、町の考えは、もう一度、再度お尋ねしたいと思うんですが、取り組みに関する意気込みなどをお聞かせください。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

再度繰り返しになりますが、先ほどもご答弁申し上げましたように、確かに野沢地区の駅周辺も含めまして、やはり人口減少に伴いまして、賑わいとか、空き店舗、空き家の増加という部分は否めない事実でございます。そのものを今現在、今年の7月から組織いたしましたまちづくりデザイン会議の中で、町の中心部に必要な機能とかを発掘しまして、町民の皆さんの幅広い意見を反映させながら、まちなかの活性化に向けた中心エリア整備構想というものをつくりあげていきたいと考えております。

いわゆる中心街の賑わいと創出に向けた部分では、議員ご指摘のように認識は一致しておりますので、今後、急ぎながらその構想づくりを進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 話題は変えますけれども、跨線橋にエレベーターということでご答弁をいただきましたが、縷々経過を答弁していただきました。その中で、JR東日本さんのほうの考え方は、そういうエレベーター、駅うんぬんに関しては考えてはいないというようなお話であります。たまたま私なりに聞き入れたところの話では、駅の構内の駅のホームから

高齢者、または杖を持った方、幼い子どもさんなどの利用者を見ると、確かに気の毒であります。これを解決してほしいという声も聞いています。エレベーターの設置は有効であると思うがということで、私なりにお尋ねしたわけであります。

今後、町の取り組み方としては、JRさんとしては考えていないというふうになったときに、町の財源でこの方々の不便を取り除く、SDGsにのっかった、一人も、困った人間、誰一人残すことなく利便性の高いものにするというふう考えた、精神のもとで取り組むというふうには考えられないのかどうか、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 野沢駅構内の段差解消につきましては、長年JR新潟支社と町とで協議を進めてきたところでございます。先ほどもご答弁申し上げましたが、やはり町だけではできない課題解決の内容ではございません。あくまでJR東日本、新潟支社のほうで、一緒になってやっていただくということが必要になってきます。こちらでいくら要望したとしても、新潟支社さんのほうでOKを出さないことには先には進めないということでございます。財源も当然そうですし、一つのエレベーターをとったとしても数億のお金がかかります。それが町で負担できるかという問題もあります。その前に、エレベーターを設置してもいいということもなければ先にも進むことができませんので、エレベーターの線はなかなかちょっと厳しいのかなと、町のほうでは認識してございます。

そのほかの段差の解消に向けたやり方がないかということでは、今、新潟支社と一緒に、段差解消に向けた方向、方策を検討いただきながら、町も検討していますし、今後も利便性向上に向けた内容で進めていくという、現在は、今のところこういうご答弁しかできませんが、毎年、新潟支社と協議の場をもって、いろいろ案を出しながらやってはおりますので、今後も引き続き協議しながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 もう一つ私が思う内容でお話申し上げますが、未来志向で野沢駅、活性化を希望、期待したいというのが、ある話の中で出てきのが、ミニ新幹線が私なりにお話を持ち上げて、いろいろ聞いてはいる中でお話申し上げますけれども、そのミニ新幹線というのが、直下型地震というのがあった際の首都の関係で、そういった中で地方に逃れる際に、この野沢駅というのには、当然、やがてそういう光を与えてもらいたいと、そういうことを前提に申し上げた場合に、高速道、それからまた上越、東北新幹線につなぐ路線、郡山新潟間にミニ新幹線運行計画の構想を盛り込まれたということも話を聞いております。野沢駅が生まれ変わる受け皿が必要になってくるだろうというふうに、利便性を図る上でエレベーターの設置は不可欠ではないかということで、お尋ねしているわけであります。

その際、やがてこの野沢の駅が、また賑わいを戻せるような状態になる、受け皿になることの整備を考えていただければと、こんなふうに思いますので、さらに力を、尽力を賜りたいと思います。それに一言お答えしていただきたいと思います。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 すみません、ミニ新幹線についてのご質問でございますが、ミニ新幹線の構想に入ったとかという部分につきましては、町としては現段階としては把握していな

かったということでございますので、これにつきましては、やはり国のほうの大きな部分の目線になってくるのかなということで、今後そういうお話があったと、そういうことであれば、しっかりと情報を掴みながら検討はしなきゃいけないものとは考えておりますが、現段階では把握していないということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 話題を変えたいと思っております。鳥獣被害対策についてでありますけれども、非常に捕獲にあたっておられる関係者の皆さんには、ご苦労されているということに対して感謝は申し上げておかなければならない、こんなふうに思います。

ただ、町民の声を聞く中では、もう少し見えるような活動というのがあってもいいのではないのかということで、お話、質問させていただいているわけですが、ご答弁の中では、かなりの成果をあげていますよということのご答弁でありましたので、さらにこのわな資格を持った、所持者の方々の、さらに捕獲に向けた対策として、この手当等を考えていったほうが、もっと効率が上がるのではないのかということのお質しでございます。

できるだけ多くの、免許を持った方々の力を借りないと、今イノシシそのものがものすごく出ているということ。それから電柵でも張っている限りは、ある程度防除はしています。一旦それを取ると、ものすごい、彼らは夜行性なんですけれども、昼間がなかなか見あたることできないが、夜の暴れ方は大変凄まじいものの跡になっています。

そういったところで、さらなる対策の上で、所持されている方々に対してのお考えが、いろんな手当等を一人一人に考えるというわけにはいかないというご答弁なので、そういったところをさらに煮詰めていただければのご質問であります。ご答弁をお願いします。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えいたします。

昨年度、ワナ免許を取得者、30名ほど取りまして、猟友会、それから猟友会の方々に、町の鳥獣被害対策実施隊に加入していただいておりますが、60名近くに隊員が増えたということで、体制整備ができつつあるということでございます。

イノシシ対策につきましては、議員おっしゃられたように、非常に被害が拡大しておりまして、それについて町でも三つの対策ということで、被害防除、電柵の支援、それから捕獲、それから集落周りの環境整備ということで、複合的に対策に取り組んでいるところでございます。

わなの免許取得者の方々の活動も、非常に重要な取り組みでありまして、今後支援を進めていきたいということですが、わなの設置にかかるわなの貸し出し、これについては、ほかの市町村の例なんか見ますと、自ら備えると、準備するということだそうではありますが、町ではほとんど町で整備したものを貸し出しているという、それで使用になっているということでございます。

それから、わなの設置ですとか、見回りに手当というところでありますが、それぞれの活動について、一つ一つ手当を考えるというのは、それをどうはかるかというのは難しい部分がありますので、町としては、もう今現在やっております鳥獣の捕獲に対する活動費、猟友会を通して活動費を支給しておりますが、それ、その金額の増額ですとか、それから実施隊員、これは個人ですが、些少ではありますが報酬、年間でいくらというような報酬

がありますので、その改定、それらは検討してまいりたいと思います。

それから、イノシシ、夜行性というお話ありましたけれども、イノシシ、夜行性ということではありませんで、日中も活動はするような特性がありますので、そこはご理解いただきたいと思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 話題を変えて、時間もございません。今1点だけ、生活道路の安全の関係でお尋ねをしたいと思います。ご答弁の中では、非常にきめ細かく調査、検査されているということでもあります。1点、町道の字線で、高速道路の橋架下のところの登り口の付近、急な曲道になっている箇所があります。分かりますか。ここは冬期間、あわやの事故になることが起きていることから、早急に直線の道路にする余地があると考えられますが、再度お尋ねします。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

町道野沢字線の字の近いところのカーブ、その箇所は認識しております。町としまして、検討というような段階というか、改良の有無について内部では調整しておりますが、まだ実施の段階ではありませんし、十分、慎重に検討はさせていただきたいなと思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 危険はとにかく取り除いていただきますことを、とにかく強く要望いたしまして、お願いをいたしまして、できるだけ政策に反映していただきたいと思います。

以上、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 皆さん、こんにちは。6番、三留正義です。今般、農林振興等について1問、一テーマですか、通告しておりますので、通告文を読み上げます。

質問事項としては、農林業振興などについて。

①として、西会津農林業振興アクションプランについて。テーマが農林業で幸せづくりを目指すということですが、どのような行動計画なのか伺います。

二つ目、②として、令和3年度、稲作経営緊急支援事業について、概要と作業の進捗状況について伺います。

○議長 農林振興課長、矢部喜代栄君。

○農林振興課長 6番、三留正義議員の農林業振興等についてのご質問にお答えします。

まず、1点目の、西会津町農林業振興アクションプランであります。令和元年度を初年度とした新しいまちづくりの指針となる西会津町総合計画（第4次）及び、西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）の下、農林業が抱える課題を克服し、持続可能な成長を実現するため、本町が目指すべき農林業振興戦略を明らかにしながら、実効性のある具体的施策の方向性と実施工程を定めた個別行動計画として位置付け策定するものであります。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想や、西会津町農業振興地域整備計画、西会津町森林整備計画など、法に基づく農林分野の基本的な計画との整合に配慮しながら策定し、計画期間を令和4年度から令和7年度までの4年間と定めたところであります。

本プランでは、本町の農林業の現状と課題、これまでの施策の実施状況やその評価について明らかにした上で、戦略的な農林業振興に向けた施策の実施方針を打ち出しております。

具体的には、農林業の現状と課題として、米、ミネラル野菜、菌床きのこ栽培を柱に農林業振興に取り組んでいる現状や、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の拡大、鳥獣被害対策、新たな森林経営管理制度への対応などの課題をまず整理しております。

その上で、西会津町総合計画（第4次）で定めた町の将来像であります、「笑顔つながり 夢ふくらむまち ～ずーっと、西会津～」の実現に向けて、「温故創新 地産地消のまちづくり」の方向性の下、町民が笑顔で“しあわせ”になることを願い、各種農林業施策に取り組むことといたしました。

施策の体系としては、意欲ある農業者による生産・販売活動の推進、生産基盤の整備と農村環境の保全、地産地消と農林業を通じた地域づくり、森林の活用と多面的機能の発揮といった大きく四つの項目に分けて、それぞれの施策に合計で10項目の戦略を盛り込み、戦略ごとに重点事業を含め主な実施事業を示しました。

例えば、施策1の意欲ある農業者による生産・販売活動の推進の戦略1、きめ細やかな新規就農サポート体制の構築では、就農希望者の実情に沿ったきめ細かい対応により確実な就農定着を図るため、研修や雇用就農の受け皿など多様な役割が期待される農業公社設立の可能性について、調査検討を進めるといった戦略を掲げており、重点事業の一つとして位置付け、取り組んでいくこととしております。

また、施策2、生産基盤の整備と農村環境の保全の戦略6、有害鳥獣に強い地域づくりの推進では、被害防除、有害捕獲、生息環境管理を三本柱として、被害低減を目指すことを戦略として掲げ、主な実施事業に電気柵設置補助やわな猟免許取得支援、解体処理施設の整備、ジビエ肉制限解除に向けた検討などを盛り込んでおります。

なお、プランに盛り込んだ施策については、各事業の効果や計画期間内に定めた評価指標を毎年度検証し、必要に応じ改善を加え、次の事業展開に反映させる、いわゆるPDCAサイクルで進行管理を行ってまいりたいと考えております。

町といたしましては、生産者や生産者団体はもとより、国や県などの行政機関や土地改良区、農協、森林組合などの関係機関と今後も密接に連携協力し、体制の強化を図りながら、本プランの戦略実現に向けて各事業を推進していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、2点目の稲作経営緊急支援事業のご質問にお答えします。

人口減少による米の需要減少や、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う業務用米の消費低迷などの影響により令和3年産米の価格は大きく下落している状況であります。3年産米のJA概算金では町の主要銘柄である会津産コシヒカリで前年比2,600円の下落、前々年比では3,200円の下落であり、稲作農家の経営への影響が懸念されるところであります。

こうした状況から、営農意欲の減退による離農や耕作放棄地の拡大、地域経済への影響も危惧されることから、町では稲作農家が次期作以降も継続して生産に取り組めるよう緊急支援として実施するものであります。

事業内容につきましては、営農計画書を提出している農家で主食用米及び備蓄米を出荷、

販売している農家を対象に収入減少分の補てんと、次期作支援分を合わせて 10 アールあたり 5 千円を交付するものであります。対象農家は 462 戸、事業費として 2,517 万 3 千円ほどとなる見込みであります。

なお、事業に要する経費につきましては、農家へのできるだけ早期の交付金支給のため、去る 11 月 22 日の町議会臨時会において関係予算をご議決いただいているところであります。

今後の作業であります。町農業再生協議会を事業主体とし、すでに対象農家に対しまして申請案内を発送したところであり、12 月 7 日から 9 日にかけて、地区別に面談しながら受付を行うこととしております。また、受付会場では農業共済組合の職員の方にも同席いただき、収入保険制度の説明や加入促進を併せて行ってまいります。

その後、交付申請の取りまとめを行い、12 月下旬にはそれぞれの農家に交付金の支払いができるよう鋭意作業を進めてまいります。

今後、令和 4 年産米につきましてもコロナ禍の影響や人口減少による構造的な需要減少は継続するものと思われまます。米の需給環境は依然厳しい状況が想定されますことから、町としましても農業再生協議会と連携し、ソバやミネラル野菜等を中心とした園芸作物への転換やナラシ対策、収入保険等のセーフティーネットの活用などを推進していくとともに、米・食味分析鑑定コンクール国際大会でも入賞している西会津産米の食味の良さを P R し、ふるさと応援寄附金の返礼品としての取扱量の増加や首都圏等における販路拡大に向け取り組んでまいりますので、ご理解願います。

○議長 6 番、三留正義君。

○三留正義 全員協議会でも説明をいただきましたが、非常に広大な行動計画で、ちょっと改めて聞きたいなと思いましたので、全体的に事業、各事業ある中で、国県が母体のものって何パーセントぐらいを占めていますか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えいたします。

財源を求める先というのは、かなりの割合、国県の財源、起債も含めてだと考えております。できるだけ有利なものを活用するといった考えでございます。割合として、この場で答える資料持っていませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 6 番、三留正義君。

○三留正義 割合だとか、そういったものは後でまたお知らせしていただければ結構なので、聞きたいのは、既に施行されている事業、補助事業なり、それをアクションプランで今後年度ごとに、将来に向けて、その幸せづくりというんですが、このテーマ、それに向けてその計画、各事業の推進というか進捗をもって、いろいろな農家さんに該当するものについて、十分に活用して行って、より振興していこうというような意味なのかなと、一応私は、大きくくくるとそういうふうなイメージで見ているんですが、それでだいたい間違いないのか確認したいと思います。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えいたします。

今回策定いたしましたアクションプランにつきましては、国県の義務的につくるもので

はなくて、町単独で将来的な持続可能な農林業を目指してつくる、策定したものでございます。あらゆる国県の事業、そういった有利なものをフルに活用しながら、町の状況に合った持続可能な農林業の振興に向けて、総合的に検討を加えて策定したというものでありますので、ご理解願います。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 それでは、ちょっと中の細かい部分についていくつか触れていきたいと思えます。昨日も話題に出ていた公社の設立について少しお伺いします、目標というか。説明を受けている内容、販路、新規就農、そういったことは確かに理解できます。ただ、みどりの食料システム戦略ですかね、ちょっとそちらもちらって参考に見させていただいたら、やはり公社を考えていく、構想していく上では、生産から消費者までを、やはり一つの総合的に取り扱っていきける、そういったイメージを持たないといけないのかなと、それも考え方の一つなのかなと。だから局所的なものだけを考えていくというのも当然、今必要なものはこれとこれがないとだめだという、アイテム的にほしい。それは私も分かります。

ただ、将来的に見据えていくと、今私の前に同僚議員の一般質問にもありましたけれども、複雑な社会環境の絡み、そういったものも扱っていただく部分も当然、委ねる部分も出てくる。そうすると局所的なものだけを委ねるような組織というのは、なかなか考えにくいのかなと、今後も検討会の中で、まだ今2回ということだったんですが、考え方の一つとしてテーブルにあげていく要素としては、そういったことも考えられるのではないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 農業公社の検討についてのご質問にお答えします。

現在まで今年度から開始いたしました、その調査検討においては、2回の検討会を生産者の皆さんですとか、関係機関の皆さんが入っていただいて検討をしております。その中で出された意見についても、やはり三留議員おっしゃったように、やはり生産者がなかなか取り組めない消費者とのつなぎですとか、販売活動ですとか、それから担い手が少なくなっている中で、農業施設の管理が大変になってきているというような現状を踏まえて、その部分を、農家を下支えするような、そういった公社のあり方というのが、今後方向性として見えてきたのかなという感じがいたします。昨日の答弁でも申し上げましたように、広く今後の持続した農林業の発展のため、広く検討してまいりたいという考え方があります。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 公社については、今後十分にテーブルの上で議論していくことが、まだまだ山積みだと思うので、私の今のは一つの案としてお話したまでなんです、よりよい形を目指してさらに検討されていくことをご祈念します。

それと、雪室なんです、ちょっと後ろ、後段のほうにありますけれども、雪室の活用について、前段の会議まで皆さんのご意見では、このスケジュール見ても現状維持みたいな形なんです、この辺の振興に多少力を注いでいくような話し合いはなされなかったのかお伺いします。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長　雪室につきましては、昨年度、設備の改修によって機能強化を図ったということでございます。主にふるさと応援寄附金の返礼品、米について今保管しているということでございますが、今後、現在国の補助事業で行っております山村活性化支援交付金事業、これで雪室に貯蔵した米を、どういったようにこれを付加価値を付けて販売していくかというようなことを調査検討するようなこともやっていますので、それも含めて有効な活用方法について今後検討してまいりたいと思います。この検討会の中では、具体的にはその辺の話までは出でいなかったかと思えます。

○議長　　6番、三留正義君。

○三留正義　雪室については、またおいおい折に触れて話題に出ることがあると思うので、またその折に話したいと思えます。

このアクションプランそのものというのは、総合計画、あと農業振興計画、それらをベースにしてというのかな、たたき台にして各法律でつくられた計画書をもとに、そういった流れでこうきているんだということであったと思えますけれども、昨今の時代の流れといますか、特に今年に入って、私の前の一般質問で同僚議員が話された地球環境をうたうものが、急激に話が進んできているのかなというようなイメージがあるんですが、みどりの食料システム戦略の中にも、たぶん課長はご存知かと思うんですけども、その中でバイオ炭の話とかこう出てきますよね。二酸化炭素の吸着、そういったものの話が出てくると思えます。

あと籾殻、特に水田農業経営体、やっている人、田んぼをやっている人の人数が少なくなってくれば、経営面積が大規模化してくる。そうすると残渣、籾殻、この部分についてどういうふうに計画を、その処理、対処というんですかね、町としてどういうふうに対処していくのか、このアクションプラン上にはプラス側のお話は出ているんですが、私の先ほどの一般質問と同じで、ほかに先駆けて、ある程度そういったものの問題にアプローチしておかないと、いっぱい、ブランド品をいっぱい作りましょう、この町で目指していきたいとき、どうしても障壁となってくるのがその残渣処理だと私は思うんです。安心に作付けできるというのは、事後処理もできる。最後まで完結できるということだと私は思えます。

町で全部丸投げでという話ではなくて、どうせアクションプランをつくるのであれば、そういったあまりメジャー、日に当たらない部分なんですが、温室ガスの抑制、そういった問題絡み、直接関係のある農業、特に水田なんかは直接的に関係性が出てくる。であるならば、その籾殻について、バイオ炭だとか、何かそういったことを、やはりアクションプラン上に計画として盛り込んで、具体的なものは国側から降りてくるものがほとんどなのは私も承知していますが、項目としては、やはり町として考えていくべきではないかと私は思うんですが、いかがでしょう。

○議長　　農林振興課長。

○農林振興課長　ただいま、バイオ炭、籾殻についての問題提起、ございましたが、籾殻につきましては、各生産者の皆さん、それぞれ自分の農地にすき込んだり、それぞれの方法で今のところ処理されているものと考えます。町に、それに非常に苦慮しているといったようなことの申し出と申しますか、そういったことは今のところあまり聞いていないよ



うな状況ですが、今後そういったことも問題としてあがるとなれば、それについては、やはり何らかの対処といたしますか、そういう計画についても検討が必要と考えます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 先ほどちょっと濁したのは、実情をご存知かと思ったので、具体的には申しませんでした。一応吸収という、二酸化炭素や一酸化炭素を吸収という言葉で置き換えたんですが、公の場でちょっと話にくい部分がありますが、なかなかやはり残渣処理、そのままですき込んで、そのままやっている方っていらっしゃいますか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えいたします。

町内の糞殻処理について、町として詳しく実態の把握というまではできておりません。散見される焼却ですとか、そういうことについては、あまり推奨されるものではありませんので、これについては、やはり自らの農地で適切に処理していただきたいということで、そういったことは申し上げておりますが、これにつきましては、もう少し町のほうで調査して、実態を把握して次の対処というような作業になろうかと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 先ほど菅総理の話、町民税務課長からありました2050年に完全移行という国の計画書、戦略、そういったものを見ても、やはり2050年に完全移行という目標を目指すというような書き方になっております。2030年までにおよそそういった目標に近づくような形づくりというふうなうたいになっていると思っております。

そうすると、やはりいずれは、やがては長期吸着、そういう炭素、炭素を長期吸着させるもの、たまたまみどりの食には、炭にして粉碎して土中に入れるなんていう案も載っていたようにすけれども、それは一つの例としても、今後我が町でも、非常に水田、主軸であるわけですから、そういったものは、やはりどういうふうにアプローチしていくのか、やはりそういった事業として計画そのものは持たないにしても、やはりそれはアクションしていかないといけない部分ではないかなと、私は思います。

あと、先ほどバイオの話で、うちの町は森林がすごく多いんだよと、バイオやっても森林が吸収している分、放出量は少ないんだみたいなイメージで、たぶんお話がなされていたようにすけれども、確かに森林が何十年か二酸化炭素を吸着してはおきますけれども、それを燃やしたときに発生する炭素量とどうなのかなと、確かに西会津町の森林全部をバイオにするわけではない。一部をバイオにしてというような考えなんでしょうけど、その吸着、森林の吸収と加工したものとの計算式があるのかないのか、森林どのぐらいで炭素どのぐらい吸着するのか、何年吸着するのか。つくったものがどのぐらい炭素を発生させるのか。それがベースにあってお話をされているのか、ちょっとそこだけ確認したいんです。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 森林の二酸化炭素吸収ということですが、燃やして発生した二酸化炭素を再度吸収する、これで同じ、カーボンニュートラルというような説明を先ほどありましたが、また再造林して、またそういった抑制対策をしていくという、循環型のそういう対

策を講じていくという考え方であります。

排出量と吸収量ということですが、今手元に数字ございませんので、分かるかどうかも含めて調査してみたいと思います。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 今そちらのほうの動きで、算定式はあるんだというふうに聞き及んだんですが、一応根拠はあるということと了解しました。それがゆえに、結局やはりアクションプランそのもの、もしくは別立てなのがいいのか分かりませんが、やはりある日突然国から言われて、農家の人、えっと、突然振られても、やはり移行期間というんですかね、やはりそういうものが私はあっていいのかなと。それにはやっぱり町も一緒になって考えていってほしい。ある日突然から、来年からだめだよというような切り方をされても、農家の皆さん非常に、じゃあどうするのっていうような事態にならないように、少しずつ我が町は移行していける、それについては考えていますよ、やっぱりそういった姿勢で農家の方と寄り添っていかないといけないと私は思っています。

まだ少し時間ね、あります。2030年まである程度形づくり、こういった中で、やはり大切な部分は早めに農家の方たちとのコンセンサスを取っていく、やっぱり絶やさず取っていく、そういった姿勢はやはりあってほしいと思うんですけれども、考え方としていかがでしょうか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えいたします。

この農林業振興アクションプラン、生産者の方がまず第一義的には主役でございますので、そういった皆さんによく理解いただきながら進めてまいりたいと思います。議員おっしゃられましたみどりの食料システム戦略、また県であります地球温暖化推進計画、そういったものも踏まえながら、町としてこれから環境に配慮した農業の推進について努めてまいりたいと思います。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 アクションプラン、今まで現行行われている事業、そういったものの形付け、関連付け、そういったものの方向付けである、私はよく仕上がっていると、私は個人的には思っています。あと今年出した令和3年版の各事業の冊子、一覧表ね。事業一覧ですか、あれも私は大変よかったと思って見えています。今後も農林にかかってくる諸問題というのが、いろいろなものが、地球環境保全の中では今カーボンの話をしましたけれども、そこにとどまらないわけですよ、実際は。だからそういったアクションプランでうたっていない事業だとすれば、また何らかの形で、やはりいつも共有した問題として扱ってほしいと思います。アクションプランについてはここで終わりたいと思います。

もう一つ伺っておきました2問目の経営緊急支援事業ということで、田んぼをやっている農家の方は、春先に営農計画書というのを皆さん出すので、対象者は町で100パーセント分かっているわけでしょうけれども、現行の中で、回答というんですか、10日まで、締め切りが10日までとなっていたかと思うんですが、既に提出されているのはどのぐらい、何割ぐらいというか、だいたいどのぐらいもう既に提出されているのか、お伺いします。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 今回の稲作経営緊急支援事業につきましては、11月の末に既に対象者の方にはご案内しております。集中受付ということで、本日から明後日にかけて、役場もそうですが、町内、保健センターですとか、新郷連絡所、それから奥川みらい交流館、こちらで集中受付を3日間かけて行います。それでかなりの提出があるかと思いますが、本日までは役場内で受け付けておりましたが、90件ほどということになっております。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 事前、集中期間前に90件ぐらい入っているということですね。先ほどの1件目の答弁の中で、12月下旬にはそれぞれの農家に交付金の支払いができるよう鋭意努めてまいりますということで、一応目標としていらっしゃるようですが、全員協議会の話でしたか、なかなか年内はちょっと難しい部分があるのではないかというようなお話でしたが、見解とすると、やはり年内はちょっと難しそうなのか、お伺いします。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 現在、作業を進めておまして、12月半ばには一旦取りまとめをして、12月末にはお支払するように作業を進めております。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 まったく年内目標ということで取り組んでいるということですね。承知しました。皆さん待ち望んでいたものですから、できるだけ早い段階でお支払いできれば、私もいいのかなと思っております。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。

○議長 暫時休議にします。(11時44分)

○議長 再開します。(13時00分)

9番、多賀剛君。

○多賀剛 皆さん、こんにちは。9番、多賀剛でございます。今定例会に2件の一般質問の通告をしておりますので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まずはじめに、行政DX、デジタルトランスフォーメーションの取り組みについてお尋ねをいたします。本町は20年以上前から周辺他市町村に先駆けてICTを活用したまちづくりに取り組んでまいりました。町内全域、全戸に光ファイバーケーブル網を敷設し、高速インターネット回線を整備することにより、本町のような地方にしながら都市部と変わらない情報デジタル環境を整え、テレワーク等の推進を図ってまいりました。また、本年3月には、これも周辺他市町村に先駆けて、西会津町デジタル戦略を策定し、今後5年間の間で各種それぞれいろいろな分野で取り組みを行うとしております。このデジタル戦略は、総務省が唱える自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画とあいまって、様々な変革が起きようとしております。そこでいくつかお尋ねをいたします。

一つ目に、このデジタルトランスフォーメーションにより、これから起こる変革は町民、住民生活にとってどのような変化をもたらすのか。

二つ目として、町民、住民の福祉の向上に寄与するものと確信はしておりますが、具体的にはどのようなことが可能となるのか。また、どこを目指すのか。将来ビジョンはどうかお伺いをいたします。

三つ目に、行政デジタルトランスフォーメーション、DXを推進することにより、町民、

住民はどのような利便性を享受できるようになるのかお伺いをいたします。

なお、次のような点などを例としてご答弁いただければ分かりやすいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

1点目は、マイナンバーの利活用方法。

2点目は、脱判子と窓口業務の簡略化について。

3点目に、オンライン申請等、手続きのあり方について。

4点目に、これは私は以前から申し上げてまいりましたが、各種証明書のコンビニ交付について。

5点目に、A I、ロボット等の利活用について。

最後に町民への周知方法についてであります。

次の質問に移ります。選挙投票所のあり方についてお尋ねをいたします。人口減少、高齢化が進む中、投票行動の変化を踏まえ、選挙投票所のあり方について検討すべき時期にきているのではないかとの声があります。本町では期日前投票をする方が、7月の町長選挙においては55.89パーセント、10月の衆議院議員総選挙でも60.68パーセントとなり、ともに半数を超えております。最近の選挙では投票日に投票する方よりも期日前投票する方が年々増加傾向となっております。有権者数の少ない集落の投票所にあつては、人手が少ない中、当日投票をする少人数の方々のために、一日中投票に立ち会っていなければならないなどの話も聞かれます。投票立会人、選挙事務の負担軽減を考えると、投票所の再編、統廃合を検討すべき時期にきたのではないかと考えます。しかし、ただ再編、統廃合を進めるのではなく、18歳以上の国民に等しく与えられた投票する権利を損なうことのないよう配慮することも必要であります。

先ほど話しましたように、全国的にこれだけ期日前投票をする方の割合が増えているとなれば、もう何箇所か期日前投票所を増やすことや、あるいは日時を指定した移動式期日前投票所、これは移動しやすい車、バス等などでもいいと思いますが、そんなことも検討すべきではないのかお伺いをいたします。

以上、私の一般質問といたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 9番、多賀議員の行政のDX、デジタルトランスフォーメーションの取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

町では、人口減少に起因する様々な課題の解決や行政サービスの向上、さらに、移住定住の促進等を図るため、本年3月に、他の市町村に先駆け、六つのビジョン、戦略から成るデジタル戦略を策定したところであります。

町では今後、人口減少によって、集落機能の維持が困難な自治区の増加、高齢化に伴う各分野での担い手不足、小売店の減少などによる地域経済の縮小といった課題が顕著になると予測されます。また、新型コロナウイルス感染が終息しない中、デジタル技術を道具として有効に活用し、同時に、既存の仕組みや業務などを新たな視点で見直しを行い、行政をはじめ、産業、暮らしなどあらゆる分野でデジタル変革を進め、誰もが働いたり、移動したり、自分らしく、いきいき健やかに安心して暮らせる、そして、夢に向かって挑戦することができる、ずーっと住み続けたい町の実現を目指しております。

ご質問の1点目、変革による住民生活の変化についてであります。行政の分野では、行政手続きの簡略化をはじめ、誰もが行政情報を容易に取得でき、また将来は、電子申請により役場に行かなくてもオンラインで行政手続きができるような環境づくりを目指しているところであります。

また、くらしの分野では、去る11月8日よりAIオンデマンドバスの実証運行を開始いたしました。スマートフォンによる乗車予約やAI、いわゆる人工知能による運行の効率化、標柱のないバーチャルバス停留所新設による利便性向上など、デジタル技術を活用し、町民サービスの向上と業務の効率化を図ってまいります。

次に、2点目の具体的にどのようなことが可能となるのか、目指すところについてお答えいたします。デジタル戦略に掲げる、しごと、招致、もてなし、くらし、学び、行政、対話、コミュニケーションの六つのDXの取り組みにより、課題解決、行政サービスの向上を図るとともに、働き方改革を進め、将来にわたって持続可能なまちを目指してまいります。

次に、3点目の行政のDX推進による町民の皆さんが享受する利便性であります。各種行政手続きにおける押印、署名、対面規制などの見直しを現在進めているところであります。また、国が普及を進めているマイナンバーカードであります。マイナンバーカードを活用することによって、コンビニエンスストアで住民票や印鑑登録証明書、税証明などを取得できることから、町民の皆さんの利便性向上のため、コンビニでの証明書等の交付について検討を進めているところであります。

このような見直し等により、役場に行かなくても行政手続きが可能となるよう様々な検討を進めております。

次に、AI、ロボット等の利活用についてであります。AIオンデマンドバス導入のように、各分野でデジタル技術を活用した業務の効率化に向けて、各課が主体となり検討しているところであります。

最後に、町民への周知方法についてであります。現在開催しているデジタル教室や、デジタルよろず相談、ケーブルテレビの番組制作により新たな取り組みについて町民の皆さんに理解を深めていただき、利用してもらえよう取り組んでおります。また、現在構築中の情報連携基盤、いわゆる町公式LINEを活用しプッシュ型による情報発信を行い、特に若い世代の皆さんに情報を提供してまいりたいと考えております。

町といたしましては、私を先頭に全庁をあげて、デジタル変革に取り組み、将来にわたり持続可能な町を目指してまいりますのでご理解願います。

○議長 選挙管理委員会書記長、新田新也君。

○選挙管理委員会書記長 9番、多賀剛議員のご質問のうち選挙投票所のあり方についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、選挙投票所統廃合の検討についてのご質問であります。町選挙管理委員会では、昨年6月に開催の委員会において、人口減少などの理由により、投票所機能を維持していくことが困難と見込まれる投票所について、統廃合を検討していくとの方針を決定したところであります。

この方針に基づき、町内に20カ所ある投票所のうち、選挙人名簿登録者が50人以下の

四つの投票所を統廃合の対象として、自治区役員との協議や地区説明会の開催により調整を進めてまいりました。

その結果、統廃合の了承を得られました井谷投票所と弥平四郎投票所につきましては、本年7月に執行しました町長選挙より、井谷投票所は樟山投票所に弥平四郎投票所は極入投票所に統合したところであります。

投票所の統廃合につきましては、今後も選挙人名簿登録者数の推移や地区の状況などを踏まえ検討してまいりたいと考えております。

次に、期日前投票所の増設や移動式期日前投票所の検討についてのご質問であります。期日前投票所の増設や移動式期日前投票所につきましては、投票管理者及び立会人の増員やシステムの増設など、必要経費の増額が伴うことや、投票事務を行う職員の増員も必要となること、また、二重投票などのリスクも増えることから、今後、選挙管理委員会の中で十分に検討してまいりたいと考えております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 まず行政のDX、デジタルトランスフォーメーションについて再質問をしたいと思います。町長からご答弁いただきましたけれども、このDX、最近いろんなところで聞かれるようになりました。私も最近、これ知ったところでありますが、ただこのDX、文字だけ見れば、普通の人是最初デラックスと読むのかなと、何か豪華なことが始まるのかなというイメージもありますし、また、デジタルトランスフォーメーションといいますと、デジタルはなんとなく分かりますけれども、トランスフォーメーション、トランスフォーマーって自動車がこう変化して合体して、列車が変化して合体して、巨大なロボットになっていろいろ活躍するアニメーション番組ありますけれども、そんなことを想像、私はしておりました。

町長言ったように、このいわゆるデジタルトランスフォーメーションというのは、私は当初、都会で流行っていたという言い方おかしいですけれども、都会で成功したものを地方に、もっとやらないといけないのかなという思いでございましたが、よくよく聞いてみると、少子高齢化で人口減少に悩む、この地方でこそ、本町のような場所でこそ、このデジタルトランスフォーメーションというのは必要なんだということを聞きましたので、これはもう積極的に否が応でも取り組んでいかなければならないところであるなど私は認識しております。

私の認識に違いはないと思いますけれども、そんな中で、いろいろご答弁いただきましたけれども、いかに町民の皆さんが、昨日あたりは同僚議員、今日もそうですけれども、やり取り聞いていますと、本町はもう高齢化率が47パーセント、48パーセント、高い高齢化率、お年寄りが多い町でありますから、いきなりデジタルとか、デジタルトランスフォーメーションなんていっても、なかなかとっつきにくいんじゃないかなと。AIオンデマンドバスにしても、電話でやる人が多いんじゃないのかなというお話しましたけれども。これ推進してためには、やっぱり何かこんなことをやったら便利になったなど感じさせるようなことが私は必要だと思います。

私もいろんなデジタルツール、思い返してみますと、いろんな変遷の中で現在に至っているんですけれども、やっぱりその都度、何か、ああ、こんなことが使えるようになった

から便利だなと思って、その使い方を覚えるし、使ってきたということがありますので、この行政デジタルトランスフォーメーションを進める上でも、大きなことをやらなきゃいけないというのは分かりますが、まず、町民がこんなことをできるようになって、こんな便利なことがあるよということを、簡単なことからやっぱり進めいく必要があると思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長 企画情報課長、伊藤善文君。

○企画情報課長 お答えいたします。

まずデジタルトランスフォーメーションを進める上で、やらなきゃいけないことと申しますか、住民に恩恵のあるような形でどう進めたらいいかという部分のご質問にお答えしたいと思います。

まず、やはり国が示しておりました自治体のDX推進計画におきましても、やはり一番課題となっているのはデジタルデバイド、いわゆる弱者ですね。デジタル化について、ついていけない方々への対応というものが求められているということでございます。

それを踏まえまして、町といたしましても、現在、やはりデジタル教室並びにスマートフォン教室等、デジタル機器に触れていただく機会を多く設けようということで、これまで開催してきたところでございます。

まず自治区でのデジタル教室につきましては、今まで8回開催しておりまして、参加者につきましては94名の方、最高齢は85歳の方、受講されているというような形になっております。また、民間事業者と共同いたしまして、スマートフォン教室につきましても8日間、4回開催しまして、46名の方が受講されているということで、早く申し上げれば、やはりデジタル機器に怖がらずに、まず触れていただくというのが一番重要なのかなと。

その中でいろいろ議論になっておりますが、高齢者への伝え方という部分につきましても、丁寧に説明しているということでございますので、そういう形で自治区におけるデジタルデバイド、並びに、先ほど申し上げてはいたしません、CDOによりますよろず相談などを踏まえて、その解消、デジタルデバイド対策というのは進めていかなければならないと認識しているところでございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 最初に私申し上げておかなきゃいけなかったんですが、執行部の皆さんとは常々この横文字を羅列するような難しい言葉を使わないで、話、やり取りしましょうという話しましたけれども、なんせこれは事業名自体がこういう横文字なので、ましてこのデジタル関連というのは横文字が多いので、私も使わざるを得ないのでご了承いただきたいところであります。

私も実は、このDXなんていうのは、全然よく分からなかった。実は先日、本町のデジタル最高責任者の藤井先生の講演を聞いて、ああ、DX、デジタルトランスフォーメーションというのはこういうことなんだというので、改めてというか、初めて気が付かされたようなところがあるんです。だから今、企画情報課長おっしゃったように、まずとっかかり、取っ付きやすいところを、なんとかいわゆるツールに馴染んでいただくというようなことで、最初から難しいことを、これを使って、行政いろいろ手続き難しいことを簡単にしましょうというのもなかなか難しいんでね。私いつもスマホ教室とかデジタル教室の

内容、藤井先生の講演の中でちらっと話は聞きましたけども、本当に身近なよろず相談からいろんなこと混ざっている。私の親もそうですけれども、お年寄りで一番最初にスマホ使うのは、やっぱりコロナ禍の中で、あんまり地方に行ったり来たりできなくなって、孫やひ孫とのテレビ電話を楽しむためにこれ使っているんだと。本当に一番身近な使い方だと思います。そんなところから、いわゆる行政に何か生かせることがないのかなということなどを常々考えております。

その中で、最近テレビでいろんなニュース報道見ますと、たいがいの事故、事件の現場では、映像、映像というか動画があります。それは皆さんが、報道カメラが撮っているわけじゃないんですよね。いわゆるその住民の方がスマホでみんな動画を撮って、その動画を共有して、報道機関に投稿してだと思えますけども、ニュースソースで、いわゆる住民の方が撮った動画をニュースソースにして使っている。あんなの見てると、日本国民、本当に全員がもう報道カメラマンみたいな状況になっているなという感じ、私受けるんです。私の身近でも、いろんなきれいなスポットだとか何か、みんなもうスマホを掲げて動画なり映像を撮っている姿をよく見ます。だから、そんなことを利用するには、デジタルツールというと、パソコンだとかタブレットだとか、いろいろ使えますけれども、このスマホの使い勝手をもっとうまくしていくべきじゃないかなと。

その中で一つ思っているのは、今日もいろいろ道路の整備とかの話ありましたけれども、今まで町道でもどこでもいいですけど、道路に穴があいて、これははまったらハンドル取られて事故が起こりそうだなと思えば、役場の担当課に電話する方もいるでしょう。あとは区長さんに言って、あそこ直してくれよという人もいるかもしれませんが、皆さん、先ほど言ったように電話を持っている。もう映像なり動画をその場で撮って、役場でそれを受けるシステムがあれば、アプリケーションを使っても何でもいいんですけども、すぐ対応できる。道路の穴ぼこばかりでなくても、例えばこれから災害なんかあった場合に、1分1秒を争うようなときは、電話で話すのもいいですけども、そういうスマホの住民の方の動画を見れるような、すぐ反映できるようなシステムがあれば、わざわざ行って、職員が行って確認して、その後の対応を考えるよりも、うんと早く初動の対応ができるような気がします。

という意味で、いわゆるLINEでも何でもいい、アプリを使って、いわゆる町民全体、全員から動画なり映像が集められるシステムをつくって、このデジタルトランスフォーメーション、身近なものだなというところからというのも一つのアイデアだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

まず危険箇所等の、いわゆる写真等で送ったものを行政にできるシステムというような部分でございますが、県内の自治体においては福島市等で、事前に今運用を開始しているというような状況でございます、そういうところでございます。また、各全国の市町村でもそういう情報をあげていただいて、迅速に対処しているというような事例もございます。

今現在、町として、今現在、いわゆる先ほど申しあげました情報連携基盤で構築を考え



ておりますのは、有害鳥獣の目撃情報を位置付けするというような形で、今、連携基盤構築を考えております。

従いまして、今現在の危険箇所については、今後どういう形で運用していったほうがいいのかという部分も踏まえながら、十分に担当課と打ち合わせしながら進めていきたいと考えております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 検討なさるということで、いいですけども、私は手続きを簡単に、今までのようなアナログのやり方をやめろというわけじゃないんです。ちゃんと役場に来て申請書をつくって、写真を貼り付けて依頼してくれということも必要なんでしょうけれども、初動が少しでも早く、安全安心に関わることであれば、そんな対応も必要だし、今私も言おうとした有害鳥獣対策も一つの手だと思います。

本当に多くの町民の方がみんなスマホを持って、カメラ機能を持っているわけですから、今のカメラ機能は素晴らしい映像が撮れるような機能がついていますから、そんなことを使えるように。

それにしても、やっぱりそのどうしても役場で周知しようという文字で書いたり、広報でやったりという、そういう方法が多いんですけども、いわゆるそういうドラマを、絵を書くとかね、ケーブルテレビなんか使って、こういうことができますよ、実際やって見せるとかね。そういう見て分かる、コンタクトが私は必要だと思いますが、そういう周知方法もご検討してはいかがでしょうか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 情報等については、ケーブルテレビの放送をするというような形の認識で、使い方ではなくてということで、よろしいですか。

まず、今現在LINEの情報連携基盤を今構築中ございまして、まずはやはり、構築しましても、やはり使っていただけないと何も意味はないわけございまして、まずは使っていただくための友達申請をいっぱいまずしたいということで、その辺につきましては、ケーブルテレビ並びに、先ほど、今開催しておりますデジタル教室等で周知徹底を図っていききたいと考えております。

それを踏まえまして、その使い方と、こういうものの使い方できないかという意見をあげていただきまして、それを今後反映させていききたいと考えております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひそうしていただきたいと。先ほど、私、自分のこのデジタルツールの変遷の話、ちょっとしましたけども、やっぱり何でいろんな新しいものに飛びつくとか、始めるようになったかという、それを使うことによって、便利だなと思って感じたからなんですよね。だからそれを感じないと、なかなか先に進まないと思うんです。だからそういう意味で、今ご答弁いただいたような形の周知方法をしながら、町民にも身近なものとしてね、感じてもらえる。

先ほどスマホ、スマホと私言ってますけども、これから、実は先日、視察に行ったふるさと納税、何も町の産物ないのに19億円も集めている町なんかは、やっぱり何やったかという、スマホなんですよね。首都圏から単価が1万程度の寄附をお集めになっていると

ころらしいんですけども、首都圏で、やっぱり1万ぐらいの寄附、19億円も集めるって、スマホ対策、聞いたらば、都会では電車に乗っている人、みんなイヤホンして、みんなスマホ見ているんですよね。昔みたいに中吊りになって今少なくなってきたそうです。上向いている人少なくなってきたから。そうすると、スマホでいかに目立つ画像、画面をつくるか。いわゆるアイキャッチの部分で相当苦心して、あの小さい画面の中で手続きを簡単にするというような、そういう手法なんだよと聞いたとき、ああ、確かにそうだなと、立派なパンフレットだとかパソコンの画面で見るイメージでつくるのではなくて、あの小さい画面でどれだけインパクトのある、訴求できることが必要なんだなということを感じましたので。

これから皆さん、デジタルツール、新たに捉えるんじゃないくて、スマホの普及率、私、知ってませんが、相当高くなっていますから、そういうことを利用しながら、いわゆるデジタル戦略に取り組んでいただきたいと思います。

もう一つ、町長にはいつも言うんですが、これらいわゆるデジタル戦略、5年間の中でいろんな取り組みをしていくということでもありますから、やっぱり5年後のビジョン、しっかりと絵を町民に分かるようにすることも必要じゃないか、いわゆる夢を語りましょうよとよく言うんですけども、これを進めることによってこんな町になりますよ、こういう未来がありますよということをやっぱり知らしめることが、夢を持たせるという言い方が適当かどうか分かりませんが、私はそういうことが常々必要だなと思います。

本当に絵を描けばいいんです。大きな模造紙に人を描いて、人がこんなことをして、穴ぼこを見つけたら、役場にLINEを送ったら1時間後に来て穴を埋めている絵を見せるとかね。そういう実際絵を描いて進めていくということが、夢を語る一つの部分だなという思いはありますけれども、その辺は町長、いかがでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまの質問でございますけれども、ようやくデジタル戦略の具体的な内容に今年度から入りました。今いろいろお話ありましたような、いろんな使い方、利用の仕方については、この西会津町でできるあらゆることを、やっぱりこれからね、このデジタル戦略の中で取り組んでいかないといけないのかなというふうに思っています。

ですから、先ほどお話ありました道路の陥没の状況だとか、あるいは災害の状況だとか、あるいは除雪のブルの出動に対する動画だとか、あるいは今やっているバスの運行、いわゆる予約だとか、あるいは消防のアプリだとか、ほかのやっていないことを私はたくさん、西会津町の場合はできると思っているんですよね。そういう意味では、まだまだ想定、今の段階でできていないことも、今いろんな方の応援をいただいて、これからのいわゆる本当の意味でのデジタルの戦略を西会津町でやっていきたいなというふうに思っていますので、どんどん新しいツールを増やしていきたいなというふうに思っています。

それを今度はどう町民の皆さんに理解して、それを有効活用してもらえるかということになると、今始まったばかりでどういう絵を描いたらいいのか、どういう将来、5年後になるのかということもまだまだちょっと、いわゆる想像できないといえますか、はっきり絵にすることができないわけでもありますけれども。そんなことをいつまでも言っておられませんので、できるだけ早く、このデジタルを使って町民の暮らしがどれだけ便利にな

るか、あるいは今のスマホを使ってどういう活用ができるかというようなことは、一目瞭然で皆さんに理解できるようなことを、これからそれこそ藤井先生とも相談しながらつくっていききたいなど、そんなふうに思っています。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひそうしてください。私も藤井先生の話、聞くまでは、全然こんなことはとんちんかんであたまから、こんなことに取り組んでいくんだなという思いであります。

あともう一つ、町長のご答弁の後で大変恐縮なんですけど、最初のご答弁でもありましたけれども、これから何を町民のため、デジタル戦略、いわゆるデジタルトランスフォーメーションが利便性よくなるのかなと思ったときに、町長ご答弁いただいたように、町民がわざわざ今まで役場に行ってやっていたことが、役場に行かなくても、これから家でできる。そういうことが少しでも、一つでも二つ目でもできれば、ああ、こんなに便利になったということが感じられるようになると思うんです。

その意味でこの役場の機能、これからのことですけども、我々の業界でも、今まで紙ベースでやっていたのが、タブレットを持ち出して出先でいろいろ手続きができるようになってきたということがあります。これもこれからのことなんでしょうけれども、そんなことを進めることも、役場に来てもらうのが来なくなったばかりではなくて、今度は役場から出て行って、先の手続きが、いわゆる出先でできるというようなことまで私は想定しながら、先ほどの絵を描いていく必要があるかなという思いでありますけれども、その点についていかがでしょうか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

まず基本的な部分、今現在、役場に来ていただくことは、基本として行政手続きが行われているということでございますが、今現在、押印の廃止等、いわゆる対面規制の関係とか、全て今見直しを進めておまして、それを踏まえまして、今オンライン申請できないかという部分で、今検討を進めているところでございます。

一応現段階で申し上げれば、水道の給水の開始とか、廃止届をオンライン上で完了できるようなシステムとか、あとは住民票の交付、まだ予約システムとか、そういうような部分で住民の利便性が上がるような形のシステム、オンライン申請を進めていきたいということで、今各課と連携しながら取り組んでいるというような状況でございますので、今後そういう形で拡大していければなと考えております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひこれからの、いわゆるデジタル戦略、行政のデジタルトランスフォーメーション、期待しておりますので、町民の福利厚生に寄与する施策をどんどん進めていただきたいと思います。行政のDXについては終わります。

次の質問に移ります。投票所の再編について、選挙管理委員会の書記長のほうからご答弁いただきましたけれども、今2カ所ほどの統廃合はしてきたということでもあります。確かにこれ考えるとき、投票所ばかりでなくて、本町のように面積が300平方キロメートル以上もあって、その中に89の集落が点在していると、ものすごく行政効率の悪い中で、やっぱりこの投票に関しては、先ほど言ったように18歳以上の国民に等しく与えられた

権利を阻害することなく、同じようにやっていかなきゃいけない、構築しなきゃいけないというのは、大変難しいことでもあります。

そんな中で、今後検討材料の中でいろいろありました、検討されるということなんで深くは申し上げませんが、期日前投票について、やっぱり都会では、いろいろ投票行動も変わってきていると、まして今度 18 歳、19 歳の方が投票できるというようなことで、学校構内に投票所を設けたり、あと例えば駅の近くとか、スーパー、百貨店の近くに投票所をつくったりという、投票率を上げるためにいろんな工夫がなされているようであります。

そんな中で、私はそんなことはうちはできないにしても、移動式の期日前投票所という有効性というのは、私はものすごくあると思うんです。確かに、なかなか選挙事務、ちょっと複雑になるようなご答弁ありましたけれども、ただ難しくするばかりではなくて、いわゆるやることによって効率化という、効率ばかりで計れるものではありませんので、そういうことも今後は検討、検討するといいますか、検討するんでしょうけれども、やっていく必要があるという思いであります。その辺いかがでしょうか。

○議長 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長 移動式の期日前投票所のご質問にお答えをいたします。

直近の衆議院議員選挙で、県内で移動式の投票所を開設した市町村が、田村市、南相馬市、下郷町、柳津町の四つであります。今全国的にも数も増えてきているところがございますけれども、確かに移動式期日前投票所につきましては、有権者の方にとっては、当然便利になる仕組みでございます。

本町でも今後、今実施した団体等の調査等を行いまして、十分に調査した上でやったほうが良いというような結論に、選挙管理委員会の中で議論をして、やったほうが良いということになれば、当然実施していく考えでございます。

○議長 9 番、多賀剛君。

○多賀剛 そういうご答弁いただければ、これ以上申すことはありません。とりあえず、とりあえずは、何においても言わなければいけないのは、国民の権利である投票する権利を阻害することのないようにやってください。それで今日の新聞なんか見ますと、若い人の投票率が低い低いといわれていましたけれども、先の衆議院選挙では、18 歳の方が 1.01 ポイント、19 歳の方が 4.98 ポイント投票率がアップしているということでありますので、その移動式投票所を構える場合に、例えば昼休みに学校におたつて、私はいいのかなという思いがありますので、その辺もぜひご検討の材料にさせていただければと思います。最後にその辺のご答弁をお願いします。

○議長 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長 お答えをいたします。

今回行われました衆議院選挙の投票率でございますが、西会津町は管内で 10 番目でございます。全体の投票率が 74.96 パーセントと、県内では 10 番目ということで、いろんな選挙ございますが、西会津町の投票率は県内でも高いほうでございます。先ほどの移動式期日前投票所を実施すれば、さらに高くなるのかなという思いはあります。

ただ一方で、選挙事務で一番大切なことは、投票率もさることながら正確性です。間違

いがあるとはいけないということで、そこら辺、移動式投票所をやった場合に、そこら辺の問題点、先ほど1回目のご答弁でも申し上げましたが、二重投票の恐れがあるようなリスクもございますので、そこら辺をきちんとクリアした上での導入ということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひそのような形で進めていただきたいと思っております。今後も西会津町の投票率、上位のほうにどんどんいくように期待しております。

以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 10番、青木照夫でございます。

12月は次年度に向けた予算編成など各課にわたり、さらなる目標を立てられ取り組まれているものと推測されます。そのことが住民生活の予算に振り向けられることを願い質問させていただきます。今次の一般質問は3項目を提出させていただいております。

はじめに、克雪対策について質問をいたします。雪国としての除雪作業は、生活には避けて通れない作業です。近年、頼りとする若い世代が減少したことから、高齢者が除雪作業せざるを得なく、困難をきたしています。特に屋混みの状態にある野沢町内の幹線や枝線などは、ドーザー残していった雪の塊の除雪には、高齢者には大きな負担となり、住み慣れた家や土地を手放さざるを得ない状況にあります。

そこで、ドーザーのおいていった雪を、除雪が困難な高齢者世帯に対して、小型除雪機械などで、新たに雪処理などができないか伺います。

二つ目、小型除雪機で取り除いた雪を一時的に空き家の敷地や更地などに保管をしていただき、支援することはできないか伺います。

次に、冬期間、一部の子どもたちが集団登校する通学路が、除雪などで道路幅が狭くなり、また坂道などで子どもたちの安全性を心配する声があります。通学路の安全性の確保はなされているのかをお伺いします。

二つ目、協働のまちづくりについてお伺いします。先日、西中多目的ホールで協働のまちづくりの推進委員会や他の活動報告が長時間にわたり開かれました。その中で、まちなかを再生するところで、採用すべき提案が多く出されていたことからお伺いいたします。

一つ、越後街道、野沢宿場、古の家屋などの利活用の提案内容が発表され、まちなかを再生する大きな力になり得ると受け取りました。協働のまちづくりを目指す町として、その提案を積極的に取り組むべきと思いますが、いかがですか。

次、グループの発表の中で、野沢の町並み景観をよくしようとする提案などが出されました。提案内容を実現させるには景観条例などが必要です。いかがですか、お尋ねします。景観条例が実現できれば、まちなかの電柱などを埋没させ、景観をよくすることによって古の町としての越後街道、野沢宿場の面影を歩行しながら観光する方にとって、メリットがあります。いかがでしょうか、お伺いします。条例によってまちなかの景観にふさわしくない家屋などに対して、適切な対応が可能になると思われそうですが、いかがでしょうか。

次、生活支援ハウスについてお尋ねいたします。本年3月定例会議会においてお伺いしています。質問内容は、高齢者世帯などで冬期間、生活支援ハウスを利用される方が増加

していることから、空き家などを利用する生活支援ハウスについての質問でありました。それに対してのお答えに、町は、空き家を利用した高齢者生活支援ハウスは、高齢者が日常生活で抱える不安の解消や、住み慣れた地域において暮らしを続けたいとの希望をかなえるなどの、高齢者の質を高めるために大変有効であると答弁をいただきました。その後の事業計画及び予算の確保などの進捗状況はいかがですか、お伺いします。

次に、第8期介護保険事業計画、第9期高齢者福祉計画に位置付けられて検討するとの答弁をいただいておりますが、3年の計画期間の中で、本年1年目の取り組みの経過など、分かる範囲でお示しいただきたいと思っております。

以上3項目が私の質問であります。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 10番、青木照夫議員のご質問のうち、はじめに克雪対策についての雪処理支援隊による高齢者宅への新たな雪処理についてお答えいたします。

本町での冬の暮らしにおける雪処理対策は、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活するために重要な対策であり、そのため平成27年度から雪処理支援隊事業を、平成30年度からは除排雪費用助成事業を実施し対策の強化を図っております。

議員お質しの雪処理支援隊事業につきましては、高齢者のみ世帯や障がい者世帯、母子世帯などの非課税世帯のうち、自力での除雪が困難で、家族や地域からの支援が受けられない世帯を対象を絞り、玄関から道路まで人力や小型除雪機械を使った除排雪を行っております。また、対象となる世帯数は年々増加の傾向にあることなどから、現在のところ雪処理支援隊の支援対象を広げる考えはありません。

お質しの、一般高齢者宅等の雪処理支援については、基本は身近な家族などの自助や地域の共助により対応していただくとともに、除排雪費用助成事業の活用や社会福祉協議会の225人の見守り協力員の皆さん、また豪雪対策本部設置時には除雪ボランティアの皆さんの協力をいただき支援をお願いしているところでありますので、ご理解願います。

続きまして、生活支援ハウスについてのご質問にお答えいたします。

本年3月定例会において青木議員の一般質問に町長がご答弁申し上げましたとおり、高齢者生活支援ハウスは、高齢者が安心して健康で明るい生活が送れるよう、現在は主に冬期間の生活に不安のある方の不安解消や、高齢者の生活の質を高めるための生活の場所として、大変有効な施設であると考えております。なお、本年度は5人の方がご利用いただいております。

まず、1点目の事業の計画及び予算の確保などの進捗状況であります。現在施設のあり方について既存施設の利用実態の分析やニーズの把握、地域にある空き家の利活用に向けた利点や課題などを整理している段階であり、具体的な事業計画や予算の確保までには至っておりませんので、ご理解願います。

次に、2点目の第8期介護保険事業計画等に位置付けての検討についてであります。計画へは高齢者の生活支援として、安心して暮らせる住宅の確保として位置付けており、1点目のご質問でお答えしたとおり、現在その施設のあり方について精査している段階でありますので、ご理解願います。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 10番、青木照夫議員のご質問のうち、克雪対策について、お答えいたします。

はじめに、本町は特別豪雪地帯に指定されており、雪対策は、町民の皆さんが冬期間の日常生活や経済活動を行ううえで、最重要課題の一つであると認識しております。

現在、道路除雪は多くの路線で除雪ドーザーにより行い、その排雪場所につきましては、田畑や空き地等を自治区や土地所有者のご協力をいただきながら確保しております。また、排雪場所の多くは、個人の所有となっているため、所有者との合意形成を図りながら、除雪作業を実施しているところではありますが、昨今、様々な理由により排雪場所の確保が困難になっている状況にあります。このようなことから残雪の処理につきましても、排雪場所の確保が課題となっております。

町といたしましては、今後も有効な排雪場所の確保に努めるとともに、余力の中で残雪処理の実施につきましても検討してまいります。

次に、通学路の安全確保について、お答えいたします。

道路除雪は、外側線の内側となる車道幅員内を除雪することを基本としており、児童生徒の多くが通学する路線につきましては、歩行に支障が生じないように極力除雪幅を広く確保することとしております。また、歩道除雪につきましては、登下校に合わせ、小型の歩道除雪ロータリーにより作業を実施しており、道路勾配が急な箇所につきましては、路面の凍結による事故防止のため、融雪剤の散布を行うなど、歩行者の安全確保に努めているところでもあります。

町といたしましては、町民の皆さんの冬期間における安全、安心と快適な生活を確保するため、引き続き万全な体制で克雪対策に取り組んでまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 企画情報課長、伊藤善文君。

○企画情報課長 10番、青木照夫議員の協働のまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

町では現在、協働のまちづくり推進委員会、まちづくりデザイン会議において官民が連携し、協働のまちづくりを進めているところでもあります。

まず、協働のまちづくりを目指す町として、まちなか再生に積極的に取り組むべきと思うがどうかについてのご質問であります。去る11月20日の合同活動報告会で各委員会のグループから報告のありました野沢宿場、越後街道、空き家の利活用等の提案内容は、本年度策定を予定しております中心エリア整備構想に、その視点や考えを反映していきたいと考えております。

今後も、協働のまちづくり推進委員会や、まちづくりデザイン会議において、まちなかに不足している機能の発掘、将来を見据えた真に必要な機能の整備、人材の育成も併せて、行政と町民が一体となって議論を深め、魅力あるまちづくりに取り組んでまいります。

次に、景観条例についてお答えいたします。町内に観光客等呼び込むためには、見てみたい、行ってみたいと思っただけの町並みや景観をつくっていくことも大切な要素であると考えております。しかしながら条例は、建築条件などの規制を設けることになるため、地元商店をはじめ地域住民の皆さんとの合意形成が必要であります。

今後、まちなかの無電柱化、景観に相応しくない家屋への対応を含め、景観条例の必要性について、まちづくりデザイン会議の議論を踏まえ、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 再質問させていただきます。まずはじめに克雪対策についてお尋ねします。今の介護福祉課の課長が最初にご答弁いただきました。その中で、現在、雪処理支援隊員は人数は何人でやってらっしゃいますか、まずその点。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それではご質問にお答えいたします。

雪処理支援隊員、今年度の体制でございますが、8人体制で今年度、臨んでまいります。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 その中で、8人体制で例えば、大雪が降った場合は、どういう順序というか、優先順位で回られるのか、この8人という方は西会津町全体の中での8人なのか、また限られた地区集落の8人なのか、その配置の中身を教えてください。

○議長 青木議員に申し上げます。質問、一問一答ですから、一つ一つお願いします。福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

8人の隊員につきましては、3班体制で町内全域をカバーすることになります。野沢尾野本地区で1班、群岡新郷地区で1班、奥川地区だけで1班ということで、3班体制で全域をカバーすることになります。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 と申しますのは、私が最初に質問したのは、野沢の幹線道路、また枝線ということのただし書きで質問したわけでありまして。その中で、今の人数メンバーで、また1班、それは3班制度で、例えば大雪が降った場合に、車を出したい、またすぐ道路を確保したいという場合には、どんな編成をされていますか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 大雪の際の対処でございますけれども、やはり町内に、全域、大雪になった場合には、除雪時間としては、やはり1軒当たりの時間がかかるために、班体制で臨んでいても、どうしても全ての家庭を処理するには時間がかかってしまいます。通常であれば午前中での作業がだいたい見込まれるわけなんですけど、それを1日の作業に時間を延ばしたりして対応をするわけでございますけれども、やはりどうしても、その際には3班体制の中で臨機応変に班を、編成を変えながら、大雪が降ったところに、また協力するといった雪処理支援隊全体組織の中でのやりくりなんかもしながら、できる限り早めの除雪を心がけているといったところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 私がこれ取り上げたのは、本当に20年、30年前は、みんな若くて元気で、何の問題もありませんでした。今、70代後半、80代の方が家を守っていらっしゃる。その中で、私の今関係している中で、もう私は除雪できません、残念ながらということで、家を離れる方がおります。それで、私もこの225人の中にメンバーとしてお手伝いさせて



いただいておりますが、私はそういう、よく10年、20年の間に、もう除雪できませんという方が、もう離れられた方が、もう4世帯あります。

一つの例は、県道、側溝のない県道があります。その庭、ブルドーザーが朝4時、その前に3時半に出しておかないと、高齢者の女の人ですが、出せない。私は3時半に行ってお手伝いはしましたが、残念ながら、もうここには住めないということのような状態もあったものですから、これは本当に真剣に皆さんを守っていかないと、1人、2人離れて、非常に残念だなということで、小型機械で、もし大きな塊があったら、小型機械で除雪できないかと。

建設水道課長は、この余ったとか、いろんなそういう捨てる場所が、余地がないというようにお言葉でありましたが、やはりその中で、やっぱりいろんな見直しをしていかないと、今のドーザーの運転していらっしゃる方は、時間も決まっております、もちろん予算も決まっております、その中で働いていらっしゃる、決まっているから、それを全部見直せとは言えないと思います。でありますので、そういう小型機械で除雪をしていったならば助かるんじゃないかなと思って、私は切にならぬ思いでこの質問を取り上げましたが、その点はいかがでしょう。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それではお答えいたします。

まず雪処理支援隊につきましては、毎年対象となる世帯を冬前に決定させていただいて、その対象となる世帯を雪処理支援隊員で支援をするといった事業でございます。ですので、日々の降雪の中で道路除雪をした際に、高齢者宅のお宅の前に、大きな塊をおいていかれたといっても、それを雪処理支援隊が支援するといったことでは、対応は難しいということでございます。

雪が降れば町内全域でそういった問題が発生することになりますので、そういったところは、先ほどご答弁で申し上げましたように、自助、もしくは共助といった地域の方の、議員も見守り協力員になっていただいているというお話でございますが、そういった方々のお力を貸していただくしか方法はないのかなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 住んでいらっしゃる、そういう環境を、環境はまだ分かっていらっしゃるからそういうことの答弁になったと思っております。住んでいる中で、手伝いしている中で、これではどうしても乗り越えられない、乗り越えるにはどうしたらいいかということで、質問にはあげていませんが、例えば、小型機械で、余地がないのであれば、小型機械とダンプを用意して、そこに、ダンプの中に吹き飛ばして、ずっとやっていただければどうなのかなと、私の思いがありました。

そういう中で、福祉介護課長なのか、私は建設水道課長になるのか、その辺、私はよく分かりませんが、そのことまでやらないと住めない、住みにくい、離れざるを得ないというような、オーバーな話ではありますが、オーバーではないんです。その辺どうぞ。もう一度お答えください。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 青木議員のおっしゃること、本当に私もよく分かります。我々建設水道課からいいますと、まず道路除雪というのを主眼としてやっているというところから話させていただきたいと思いますが、議員おっしゃるとおり、町の克雪対策につきましては、町に雪対策基本計画、それがありまして、それを拠りどころとさせていただき、ハード、ソフト、両面でこの克雪対策をやっていこうというような覚悟で向かっております。その中で、今、福祉介護課長も申し上げましたが、やっぱり官民協働という部分も必要なのかなというふうには感じております。

そんな中で、道路除雪を、まず生活道路の除雪を主体とさせていただく中で、議員の排雪処理の件につきましても、今後、これ時代とともに除雪体制、そういった部分も変わってきておりますので、余力の中でというふうな表現ではありますけれども、今後検討させていただければなというふうに思っております。

ですから、具体的には、そのダンプに積んでというようなお話もございましたけれども、それらも含めて検討の、近い将来に検討しなくちゃならないのかなとは思っております。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 今の福祉介護課長と建設水道課長、2人合わせた意見を、今後ぜひ生かしていただきたいと思います。

次、質問を変えます。協働のまちづくりについてお尋ねします。これは、今年は5人入所していらっしゃるということで、少ないんじゃないかなということだろうと思いますが、私は、これは。

○議長 協働のまちづくりじゃなくてあれじゃないですか、支援ハウスの話。

○青木照夫 ごめんなさい、支援ハウスのことであります。ごめんなさい。

その中で支援ハウス、今言ったように5人しか入っていない、コロナのせいもありましたしょうけれども。私がこれ平成14年、前々町長が施設をつくられた。当時、私は生活支援ハウスっていう頭よりも、ひだまりという感覚がありました。その中の入所されていたふれあいということがありましたが、どういう運用内容であったかご存知ですか、14年前の発足当時。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 じゃあ申し上げます。10年前は、当時、ひだまりとして一般の方も利用できました。食堂がありました。カラオケありました。それでビアガーデンもありました。そういう、ひだまり、支援ハウスだったんです。その中で、私は2週間に1回面会をして、ふれあっていました。町ではさらに、放課後子どももそこに毎日来ていました。というのは、町長が前回答弁いただきました、そのくだりの中は、その当時のことを合わせて、全くそういう生き生きとした地域の方がふれあう中で暮らしを続けたいということの有効な生活だという、同じ、一致するわけですね。

今はどうですか、5人しか入っていません。面会できません。もちろんコロナもあります。行くと、その1階でシャットアウトです。私はそれが施設なのか、生活支援ハウスなのか、私はその辺のことをきちんとしないと、本当の生活支援というのは、さっき言ったように、いろんな方、ふれあう。それで施設に入った人が自立できる人ばかりなんです。前回言ったのは、しかし、階段があつては、上れない体調の方がいらっしゃるわけ。だ

から私は、まちなかの空き家を利用したそういうもので、そういう方々の、そういう立派な施設でなくても利用できないかということの、前回は質問させていただいたわけですが、そのふれあいということで、いかがでしょうか。入所されている方と本当の、そういう高齢者の生き生きとして生活できる環境づくりか、どういう考えでいらっしゃいますか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、お答えいたします。

高齢者支援ハウスにつきましては、施設の構造上、1階に介護保険のデイサービスセンター、2階が高齢者支援ハウスとなっております。議員がおっしゃるように、昨年度、また今年度も、今のところ感染症対策を徹底するために、面会については、やはり下のデイサービスセンターへの影響などを踏まえまして、ご遠慮いただいているといったところでございます。

なお、2階部分でございますので、階段があったり、施設としては高齢者の方がご利用する際には、大変ご不便をおかけしておりますが、構造上の問題でございますので、ご理解をいただければと思います。

また、ふれあいの部分でございますが、先ほど言われたように、以前は放課後児童クラブがそこで活動をして、入居者の方とのふれあいなどがあったというふうに理解しております。現在は放課後児童クラブも別の場所に事業を移しておりますし、あそこの施設自体で、何か催し物が行われるのが年に何回かございますけれども、定期的な開催には至ってございませんので、非常に人とふれあう、例えば冬期間、どうしても閉鎖された空間に身を置くことが多くなりますので、そういったときにボランティアの方ですとか、あと地域等のふれあいなどといった機会が設けられることは非常に有意義であるというふうに理解しておりますので、施設の管理者でありますにしまいつ福祉会と協議しながら、そういった面についても配慮していければと考えてございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 本当にふれあいというか、12月から3月までの間ですか、11月もその期間が限定されているわけですね。家を離れて、そういう年寄りの方がそこで入所されるわけです。私なんかは、やっぱりそういうふれあいというか、下手なピアノとか、カラオケとか、それ食事をしたり、そういう喜んでくれるんです。今できないんです、残念ながら。だから、そういう方たちのふれあい支援、生活の支援ができるようなことが、やっぱりもう一步身近なところでできないかということの提案だったわけです。

この中で、提案の中で、昨日子どものコミュニティ関係のことで、芝草の話がありました。その中で、もしそういうところが使えれば、二つの部屋が空いている。12月から3月までだったら、そういうところも使えるのではないかなと、私、ふと思ったことはありましたが、それは今後皆さんと一緒に、地域の支援、高齢者の入所者の方のために、どのような形で皆さんの支援できるのかということをお考えいただきたいと思えます。

次、質問を変えます。協働のまちづくりについてお質します。これは先だって、朝10時から午後3時近くまで長時間にわたり、13グループが一生懸命発表されました。私は途中で立とうかなと思ったら、その皆さんの発表に感激して、最後まで聞かせていただきま

した。その中で本当に、これはまちなかを再生するためには取り上げてあげるべきだということの思いをした1人として、質問を今回させていただきました。

そういう中で、ここであげました一つの越後街道、野沢宿場、古の家屋ということで、まちなかをよくしようという発表会の中で、皆さんお話されましたけど、これ本当に生かすには、やっぱりまちなかを、景観をよく見直さないとなのかなと思います。今それぞれ若い人が各お店を借りたり、それなりの店を構えてこれからやろうとする方もいらっしゃいます。

また町では、一つの施設、アドレスと提携した空き家の生かし方も始めています。今、どういうリフォームして、どういう景観になるのか分かりませんが、やはりそういう13グループの中で発表された方々の意見を、やっぱり実現させるには、そういう景観に対しての考え方も、商工観光課のやっぱり考えも、これからまちなかに対してのそういう景観を考えていただければと思いますが、その景観に対しての見方、商工観光課長はいかがでしょう。

○議長 商工観光課長、岩淵東吾君。

○商工観光課長 観光の部分での、その景観の考え方ということでお答えをしたいと思います。

議員がただいま述べられたとおり、多くの観光地では、景観に対しての配慮、大変重要視しているところがございます。本町におきましても、野沢の宿場町、再現をしながら観光や地域づくりに生かしていくためには、やはりその景観の問題というものも避けては通れないことかというふうに認識をしております。

現在、野沢にお住まいになっている皆さま、商工業者、あるいはその観光に携わる皆さま方と色々な意見を伺いながら、今議員が例に申されました地域づくりのグループ、そういったアイデア等も生かしながら、意見を集約して総合的に判断をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 景観ということですが、今アドレスを利用しようと提携されて、リフォームをして、今町が中心でやりますが、その真ん前は自慢館です。自慢館は昔の佇まいでムードがあります。その反対側ですから、この景観的なことも、これから見直すことができれば、その辺の検討もやはり必要ではないかなと思います。今言われた課長の中で、またこれから検討していただきたいと思います。

次、景観条例について。景観条例は、市町村の決め事で、決め事というか、決まるわけですね。今いろんなまだ難しいようなことのご答弁のようでございますが、私は今言った、先に述べた協働のまちづくりをやるには景観条例、これはやっぱりやるべきだと。

福島県は平成10年に、この景観条例を実施されている市町村があります。そういう中で、町をよくするには、やはりこの景観条例を、やはり、ぜひつくっていただきたいと思いますが、その点、町長はいかがでしょう。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 景観条例の制定についてのお質しでございますけれども、その景観条例をつくる目的ですよね。過去に空き缶ポイ捨て何とかという条例つくりましたが、あの条例だっ

て景観条例の一つだと思うんですけど、あの条例というのは実際に生きているのかどうか、私は非常に疑問を持っているんですよ。

だから景観条例を、これから将来に向けてのまちづくりにおいて、あるいは観光面において、確かに必要な部分かもしれませんが、今、今やらないといけないこと、あの野沢のまちなか、あるいは西会津町の活性化を考えたときに、いわゆる景観条例よりも先にやらなければいけないことといのは、私たくさんあるなと思っています。

従って、どっちが先かという議論になるかもしれませんが、まずそちらのほうを先に優先して、活性化と同時に景観条例も考えていかないといけないのかなというふうに思っております。中には、まちなかだけじゃなくて、例えば飯豊連峰が、そのよく見えるところが両端に電柱がばっと並んでいるという、あれだって飯豊山、あの風景を売り物にしようと思えば、いわゆる地中への埋設ですよ、地下の埋設を考えないといけないわけですよ。

だから、いろんなことを考えないとイケませんので、景観条例も確かに今後のまちづくりでは必要だと思います。その前に、今日の前にやらないといけない、要は町をどうやって活性化図るか、このことがやっぱりちょっと優先しないとイケないのかなと私はそんなふうに思っています。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 景観条例を、やっぱりその優先順位みたいなことを言われましたけど、これが思いきってやれないということのご答弁だと思いますが、私はこの間、私の仲間が東京から移り住んだ方います。それは20年来の友だち、それは喜多方に食事に行ったとき、びっくりして、えっ、喜多方ってこんなだったけか、すごいな、変わったなと。よく見たら電柱が埋まって、街路灯があつて、それで見方が、いやこういう町はすごいなと、西会津町はできないかと言われたこともありました。その方は今西会津に住みます。

そういうこともあります。私はそういうまちなかをよくしようとか、尾野本、野沢地区を対象に、いろんなそういう企画課長が先頭に立ってやっていらっしゃるわけですから、私はまちなかをよくするには、やはりそのいろんな問題もありましようけど、これを実施して、今言った電柱が埋められれば、今度は除雪も楽になるんです、電柱が邪魔なんです。だからそういう意味も含めて、私はそういうプラスになるのではないかなと思います。

そういうことですので、企画課長はどうですか、情報課長、その辺の青木の考えどうですか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 景観条例と簡単に言いますが、じゃあ今ある建物、新しく建てる家、屋根の色から壁の色から、立て方から、全てその制約をするわけですよ。今ある家だって、これから直すときには全部その制約を受けることになる。だからそう簡単には、私はなかなかいかないのかなと。こういうものというのはすごく時間がかかるし、そして、いわゆる電柱の地下埋設、これ膨大な金がかかるんですよ。その財源、じゃあどこに求めるか。ですから、なかなかクリア、課題がたくさんあって、確かにいいことは分かるんです、景観条例つくるといいことは分かるんですけども、それをつくる、実行するまでには、もうちょっと時間をかけないとイケないのかなというふうに思っています。考え方と

しては私は、決して反対するものではありませんので、今後そういうような将来のまちづくりに向けては、いわゆる検討課題の一つだなというふうに思っています。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 いろんな時間がかかる、膨大なお金もかかるということで答弁をいただきましたが、私は最後に、答弁はいりませんが、景観条例の中で、それで電柱が埋まれば、本当は話がありますが、除雪をするには、本当は消雪パイプがあれば解決しちゃうんです、ブルが来ないから。でもそれは、そういうお金の、もしやれたらお金もかかるんです。この景観条例よりもかかるかもしれません。でも、未来、話戻りますが、その13グループが発表したその中の声を大事にするということでは、私はぜひ腰を上げて、そういうところにお金を使っていたきたい、そう思います。

以上、私はこれで質問を終わります。

○議長 暫時休議にします。(14時35分)

○議長 再開します。(15時00分)

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 12番、武藤です。一般質問を私で最後となりました。私の今次の定例会において大枠で1点、考え方や課題解決に関し質問を通告しております。

町は様々な方策によって町勢発展のため、町民のための事業や福祉計策を行っております。職員の皆さんも鋭意政策実現のために努力されていると認識しております。

また、先日からの同僚議員の質問に対する答弁で、私の質問の大まかな部分が見えてきました。ただ、私は他地域視察や研修のたびに思うところがあります。我が町の政策や行っていることは、先進地といわれる町村と大差ないと感じております。またそれ以上に努力されているとも感じております。一方、なぜ町は成果や効果において、今一歩的なのかとも感じている次第であります。なぜなのでしょう。その点をどのように町として捉えられますか。

町長も2期目のスタートとなったわけではありますが、令和4年度の予算編成における町長の公約の実現や考え方、実施について、確認の意味も含めましてお伺いいたします。加えて町の各審議会や検討会を経ての実施計画の策定や、今後の事業推進の方向性を模索されていると感じますが、どの点で町長のリーダーシップが発揮され、それに町スタッフが目標と効果をどのように捉えて実行しようとしておられるのか伺うものであります。

まず、令和4年度の予算編成の考え方について町長に伺います。重点施策に位置付ける予算の根拠とその目的、目標、マストスケジュール、あるいは計画を含めてお伺いします。町が様々な政策や町民の福祉の充実に努められていますが、この町は、住みやすさ、暮らしやすさに関して、町の現状をどのように捉えていますか。

1点として、一つとして、経済、個人所得の水準はどのようになっていますか。福祉、特に老人、若者、子育てに対しての環境整備の状況をお示してください。移住定住、生業、雇用、若い世代の定着に関する施策についてもお伺いします。

先日の町主催の中央エリアの活性化や町のデザイン化、そして若手職員の取り組みなどの発表や、子どもの主張大会における発表者の考え方、町の将来への期待や行動に対して頼もしく感じられました。それらの考えを具現化する重要性を再認識した次第であります。

次に、町農業政策の方向性について。町の農林業振興アクションプラン、テーマとして農林業で幸せづくりによって、おおよそのことは分かりましたが、具体的な目標数値や農業所得向上のために、町は実際どのようなアクションを起こそうとされているのか伺います。

特に稲作農政の現状と課題について、うまい米生産推奨と、それをどのように農家の生産意識向上につなげていくのか。また、所得向上につなげていくのか、その考えはいかがなものか、どうなのかお伺いします。加えて、就農者の高齢化と後継者不足や鳥獣被害により、年々増加する遊休農地抑制に、それらがつながられないのか、お伺いします。

新型コロナ影響や米の消費量の減少対策により、JA等は備蓄米や飼料米への作付け転換を進めていますが、町のうまい米生産拡大においての方策を伺います。

また、県は米国への輸出政策の方針を発表されましたが、町の米販路拡大の考えと、その県の対応についてお伺いするものであります。

次に、限界集落、消滅集落の言葉があるように、人口減少、少子化、著しい高齢化が進む中、集落を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。集落の維持継続において、直面する課題や問題が山積する現状の中での、町の目指すサステナブル政策の主なものはどのようなものがあるのでしょうか。それをまたどのように実行していこうとしておられますか。

次に、これらの町の現状を踏まえ、サステナブル、持続可能な町をつくるため、より町民の意見や満足度、ニーズ調査を実施し、それらを町の政策の検証や政策の計画に参考にして、より住みやすい、より暮らしやすいまちづくりが重要と思いますが、町長の考えを伺うものであります。

以上、私の一般質問とさせていただきます。明快なる答弁を求めるものであります。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 12番、武藤議員の令和4年度の予算編成の考え方についてのご質問のうち、重点政策と位置付ける予算の理由と目標、町のサステナブル政策の主なものについてのご質問にお答えをいたします。

令和4年度は、引き続き西会津町総合計画に基づき、人口減少対策の三本柱として、人材育成、移住定住の促進、健康長寿を事業推進の基本的な考え方に据え、この三本柱を加速させるため、デジタル戦略の着実な実行、西会津版SDGsの推進、ウィズコロナ、アフターコロナへの対応に取り組んでまいります。

まず、ご質問の重点政策に位置付け、予算化する事業についてであります。総合計画の数値目標の達成に向け、基本的には、総合計画のプロジェクトXで定めるプロジェクトに重点を置いて進めていく考えであり、特に、有害鳥獣対策や農林産物ブランド化、子育て支援などは最重点事項として取り組む考えであります。

具体的には、まず、子育てコミュニティづくり関連では、新たに、子育てコミュニティ施設の運営や出産祝金の額の見直し、こうのとりのサポート事業の支援の拡充を行ってまいります。

産官学民連携教育では、GIGAスクール構想の実現に向け、授業支援ソフトの新規導入などにより、ICT教育環境の充実を図ってまいります。

西会津産農林産物ブランド化では、西会津産米のPRの強化、ミネラル野菜、菌床キノコの産地化に向けた各種取り組みを継続するとともに、新規事業として、西会津産米の米ぬかを使った化粧品などのオリジナル商品開発を進めてまいります。

有害鳥獣対策につきましては、大変重要な課題として、被害軽減のため各種対策を継続し複合的に取り組むほか、令和4年度は新たに猟銃新規購入者に対する補助を行ってまいります。

継業、創業、起業支援では、空き家・空き店舗利活用補助事業、定住促進助成事業を継続するほか、創業支援事業では、創業・起業に係る各種支援、アドバイスを行うインキュベーションマネージャーによる伴走支援により拡充を図ってまいります。

健康寿命の延伸に向けては、令和2年3月に策定した健康増進計画第2期に基づき、鎌田實先生から助言、指導を受けながら各種事業を推進してまいります。

除雪弱者対策関連では、高齢者の皆さんが冬期間も安心して生活を送れるよう、雪処理支援隊の設置と除排雪助成事業を引き続き行うほか、小型除雪機械の計画的な更新を行ってまいります。

中心エリア整備構想につきましては、今年度、まちづくりデザイン会議を新たに設置し、構想の策定に向けた検討作業を進めているところでありますが、令和4年度は、構想の実現に向けた町民主体による協働の取り組みの検討作業を進めてまいります。

以上、重点を置いて進める事業についてご説明を申し上げましたが、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を最優先に、人口減少と少子高齢化対策という大きな課題に向かって、将来に夢と希望が持てる、活気あるまちづくりに資する事業に重点を置き、総合計画に掲げる将来像の実現のため、取り組んでまいりますので、ご理解願います。

次に、主な町のサステナブル政策についてのご質問にお答えいたします。

2030年までに、貧困や教育、気候変動対策などに全ての国々が協力して取り組み、持続可能でよりよい世界を実現するため国連が採択した持続可能な開発目標、いわゆるSDGsの17の目標の達成に向け、国内では自治体や企業の取り組みが活発化しているところでもあります。

本町でも、持続可能なまちづくりに向け、このSDGsの取り組みを積極的に進めていく必要があると認識しているところであります。

町では、これまでもSDGsの趣旨に沿った事業を数多く展開してきたところでありますが、さらにこうした事業に磨きをかけ、意識の向上を図り、目標を持って取り組んでまいります。

具体的には、17の目標のうち、特に、すべての人の健康と福祉、質の高い教育、持続可能な経済成長及び雇用を促進する働きがい・経済成長の三つに力を入れてまいります。

加えて、エネルギー対策といたしまして、新たに、小水力発電の可能性調査や、蓄電池設置に対する補助制度の検討などを行うとともに、こうしたSDGsの取り組みについて、町民の皆さん、団体、企業の皆さんに周知し、行動を呼び掛け、本町ならではの西会津版SDGsを推進し、将来にわたって持続可能な町を目指してまいりますのでご理解願います。

次に、町農業政策の方向性についてのご質問にお答えいたします。



まず、稲作農政の現状と課題であります。全国的に人口減少や生活様式の変化により米の需要が減少する中、昨年からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響により業務用米の消費が低迷し、需給環境はさらに厳しさを増しております。こうした状況を反映して、令和3年産米の価格は全国的に下落し、会津地方においても、農家に示されたJA概算金は主要銘柄である会津産コシヒカリが60キログラム9,300円と前年よりも2,600円低下し、過剰供給により大きな下落のあった平成26年産を下回る極めて低い価格水準となっております。

町としましては、来年以降の営農継続や地域経済の維持のため、町内農家に対し令和3年産米の作付面積に応じ10アール当たり5千円の稲作経営緊急支援事業を実施することにいたしました。また、需要に応じた米の生産推進のため、国の交付金を活用しながら、飼料用米などの新規需要米や米以外の戦略作物の作付けなど、主食用米からのさらなる転換を推進していくことにしております。

お質しの、西会津のうまい米を農家所得の向上につなげる方策であります。町では平成26年度より、西会津産米の知名度向上、販売力強化を図ることを目的に、西会津うまい米コンテストを開催し、西会津産米の食味の良さをPRしてまいりました。さらに上位入賞米については例年、米・食味分析鑑定コンクール国際大会に出品しておりますが、今年度は町内産米2点が入賞するという素晴らしい結果となり、改めて西会津産米のおいしさが認められた形となりました。今後も様々な機会を捉え西会津産米のおいしさをSNS等の情報ツールを積極的に使って、広く発信してまいる考えであります。

また、昨年度大きく寄附額を伸ばしたふるさと応援寄附金における返礼品でも最も人気が高い品目が米であることから、西会津産米の食味の良さを最大限に活かし、高品質で付加価値の高い商品として、寄附者の拡大や顧客の増加に結びつけていきたいと考えております。

また、高品質、高食味米として高価格で販売できるような状況をつくり、農家の生産意欲向上につなげていきたいと考えております。

次に、遊休農地抑制対策であります。本町では、耕作者の高齢化、後継者不足、米価の低迷、イノシシ等による鳥獣被害の増加などにより、年々耕作放棄地や遊休農地が増えています。そのため町では、多面的機能支払交付金制度や中山間地域等直接支払制度を活用して、地域での農地や農業施設を保全する活動を支援するとともに、経営所得安定対策や有害鳥獣対策などにより、耕作の継続を支援しています。

しかしながら、耕作放棄地の発生防止や解消は非常に困難な課題であります。今後は地域において守るべき農地を明確化し、それぞれの地域において問題意識と将来像の共有を促し、必要な支援や対策を複合的に実施してまいる考えであります。

次に、県の米国への米輸出政策と町の考えはとのお質しであります。アメリカへの福島県産米の輸出については、東京電力福島第一原子力発電所事故以来、輸入規制が採られていましたが、本年9月に他の農産物とともに全面的に解除となったところであります。

福島県知事からは、日本産農林水産物の重要な輸出相手国である米国の輸入規制撤廃は、他の規制実施国へ影響を与え、本県の風評払拭を後押しするものと考えている。といった趣旨のコメントが発表されておりますが、アメリカへの米の輸出に関する県の具体的な取

組み方針などは示されておりません。

現在のところ、他の国も含め町内産米の海外への輸出実績はないものと思われませんが、全国的には海外への輸出は増加傾向にあり、アメリカを含めた海外への輸出の可能性については、今後の推移をみながら、県などの指導も受け検討してまいりたいと考えますので、ご理解願います。

その他のご質問については、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 企画情報課長、伊藤善文君。

○企画情報課長 12番、武藤道廣議員の令和4年度の予算編成の考え方についてのご質問のうち、町の経済、個人所得の水準の現状、町民のニーズ調査についてのご質問にお答えいたします。

まず、経済、個人所得の水準の現状についてお答えいたします。個人所得額の直近の統計データ平成30年度福島県市町村経済計算年報によりますと、平成30年度の本町の市町村内総生産は、214億円で、1人当たりの市町村民所得は、224万円となっております。人口減少に伴い、給与等の雇用者報酬や家計の財産所得などは減少傾向にあります。

町といたしましては、これまで町民所得を上げるための施策として、地域経済を支える町内の企業、商工業者への企業支援補助金や利子補給補助金などの支援制度の実施をはじめ、農林業経営の支援として、園芸作物や菌床栽培用のハウス施設整備、さらに、新規農産物の導入により農林産物の産地化、ブランド化を推進するなどの支援を行ってまいりました。今後も町総合計画に基づく諸政策を総合的かつ着実に推進し、町民所得の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、町民のニーズ調査実施による政策の検証等のご質問にお答えいたします。町では現在、内部評価を中心とした政策の評価、検証や事務事業の見直しを行っており、また、計画策定にあたっては、町民参加により作業を進めているところであります。

政策の検証、課題やニーズを把握するための手法として、施策の満足度や重要度をアンケートで調査する方法がありますが、調査対象者が、その施策等の利益を受けていない場合、あるいは当該施策を認知していない人の場合、正確な結果が得られないといった課題もあることから、ほかの調査や広聴の手法、またデジタル技術の活用も含めて調査検討してまいりますのでご理解願います。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 12番、武藤道廣議員の令和4年度の予算編成の考え方についての2点目、住やすさ、暮らしやすさに関して町の現状をどの様にとらえているのか、とのご質問のうち、二つ目の、福祉の環境整備状況についてお答えいたします。

本町では、人口減少に伴う少子高齢化、核家族化、高齢者の一人暮らしや高齢者のみ世帯の増加等により、従来、家庭や地域が担ってきた役割に変化が生じてきており、子どもから高齢者まで、また障がいの有無に関わらず、生まれ育った地域で安心して豊かな生活が送れるよう、地域社会全体で協力し、支え合う仕組みづくりが求められており、このため本町においては、これまで各ライフステージにおいて必要な環境整備に取り組んでおります。

まず、児童福祉では、子育て支援の拠点であるこゆりこども園において、0歳児からの

保育や教育、こうのとりのサポート事業、出産祝金や乳幼児家庭子育て応援金などの妊娠期から子育て期までの切れ目のない育児支援、放課後児童クラブによる遊びや生活の場の提供などがあります。

次に、障がい福祉では、障がい相談事業所において、障がいのある方が希望するサービス利用への相談や利用手続きの支援、生活の困りごとなどの解決の支援、また障がいサービス事業所の利用や福祉用具の提供をしております。

次に、高齢者福祉では、地域包括支援センターにおいて、生活の安定のための相談や必要な援助、高齢者生活支援ハウスによる冬期間の生活の場の提供、また介護保険施設や在宅介護サービス事業所などの介護保険サービス利用による生活介護などの整備が図られております。

さらに、多面的な支援として町社会福祉協議会や民生児童委員、各種ボランティア、シルバー人材センター、そのほか保健、医療、福祉、介護に携わる関係機関や団体等が連携して地域の課題解決などに取り組んでおり、地域を包括的に支える体制づくりの推進が図られております。

今後とも、福祉が必要な方に適切にその必要な福祉サービスが届けられるよう、きめ細かな福祉環境の整備に向け、関係機関等と連携して取り組んでまいりますので、ご理解願います。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 12番、武藤道廣議員のご質問のうち、住みやすさ、暮らしやすさに関して、町の現状をどのように捉えているか、の移住定住、生業、雇用について、若い世代の定着についてお答えします。

まず、移住定住については、民間の調査資料によりますと、コロナ禍において地方移住への関心が高まっている一方で、実際に検討や行動に移している人は少数であり、また受け入れ自治体の半数が、働き口がないことを課題としてあげ、本町においても同様の助教にあると捉えております。

しかしながら、住みやすさ、暮らしやすさの点においては、移住者の居住地選択の主な判断理由として、コロナの前後で医療福祉機関の充実、周囲の自然環境が大きく伸びており、本町においても十分に優位性をPRできる状況にあると認識しております。

町では、平成27年度から移住定住総合支援センターを開設し、昨年度までの過去6年間においては、累計で移住相談件数が370件、移住者数が62名となっており、また本年4月からは、商工観光課課内に相談窓口を設置し、県などとの連携や若い世代をターゲットとしたSNSの活用等に積極的に取り組んでいるところであります。

次に、生業についてですが、西会津町商工会の過去5年間の会員数の推移によりますと、全体的には事業の廃業等による脱会者の増により、会員数が5パーセント程度減少しておりますが、ここ2年ほどは新たな起業、創業等もあり、新規加入者が脱会者を上回り、やや回復している状況にあります。

また雇用につきましては、町内の主な企業においては、雇用の確保が最大の課題となっており、就職希望者が不足している状況にあることから、若い世代を対象に町内企業の魅力を広くPRする取り組みが重要であると認識しております。

町といたしましては、令和4年度におきましても、町政の最重要課題である人口減少対策に向け移住定住の強化、町内企業への支援拡充による雇用の確保、さらには起業、創業支援の強化等に取り組み、若い世代が定着していただけるよう、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 大変素晴らしい方向性、そして計画と感じております。本当にバランスよく町政全体における取り組み、それは大変評価するものであります。そしてこれらが本当に実現すれば、日本一のまちづくりにもつながるんじゃないかと言えるような内容であります。

ただ、先ほど申しましたように、これらの計画が一朝一夕、令和4年で実現するとか、そういったものではないことも承知しておりますけれども、今まで最初に、冒頭に申し上げたように、皆さんが努力してこういう中でも継続してやってこられた中で、じゃあなぜこの町は移住定住、あるいは若い人たちが出ていく、これはしょうがないんだけど、ある意味ではね。そういった意味で活性化に一步つながっていない。その辺は各担当の人たち、あるいは町長、どのように捉えておられますか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまの質問でございますけれども、町では、いわゆる地域活性化のために、いろんな方策というか対策と申しますか、その一つとして協力隊の採用等をしてきたわけでありまして、よくよくやっぱり皆さんのいろんなお話を聞いて反省しているのは、やはり地域の人、皆さんとの関わりと申しますか、地域の人たちと一緒にした活性化、活性化と申しますか、活動ができていない。そのことがやっぱり私は大きな反省点なのかなというふうに思っておりました。

従って、これまでのいろんな町民の皆さんからのご意見を踏まえて、やはり地域の活性化を図るためには、その地域はもちろんでありますけれども、町の人と、いわゆる一緒にこの町の活性化をしていかないといけないのかなというふうに思っています。

従って、今ご指摘のあったようなことにつきましては、今後の、いわゆる協力隊も含めて、まず地域の皆さんの理解と合意形成を図って、そして活性化に取り組んでまいりたいと、そんなふうに思っています。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

まず、やはり先ほども町長申し上げましたこととあれなんです、やはり活性化に至っていない現状という部分で捉えますと、やはり働く場所なり、生業という部分がなかなかないのかなというように認識しておりますが、そういう中におきましても、先ほどの福島県の経済年報の調査によりますと、町としてこれまで農林産業分野、商工分野に相当な投資をしているということでございます。

こちらのほうは、2番、上野議員のほうにもお答えしましたが、まず総生産で申し上げますと、やはり1次産業が前年度と比較しまして5.1パーセントで約4,700万円も伸びているという部分。加えて農業につきましては、2,900万円の増の8億700万円。農林業につきましては、12.9パーセントの伸びの1,700万円の伸びということで、これまで取り組

んできた農業政策の部分では効果が現れているのかなと考えております。あと第2次産業につきましては、製造業の伸びが多いという部分でございますが、やはり一番大きな部分につきましては、やはり3次産業の中での、宿泊、飲食、小売、卸売業の減少幅が大きいという部分で、現状を捉えておまして、今後もそういう形の政策を通じながら、所得の向上並びに活性化に向けた様々な政策を進めるべきと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 ただいまの議員のご質問の中で、なぜ若い人が出て行ってしまうのかというふうなお質もございましたけれども、実は町内の求人の状況を見ますと、有効求人倍率は西会津町は13.1倍でございます、喜多方管内の平均が1.35倍でございますから、企業はどんどん働く人を求めているにも関わらず、それに応じる若い方の労働力等がないというような状況にあります。

これに対して、やはり町といたしましては、企業からの声もありましたけれども、どんどんその町の企業の魅力というものを、求職されている若い方にPRしていただきたい。そのための企業見学会等、積極的に協力させていただくというような声もいただいておりますので、そういった企業と働く方とのつなぎ、こういったものをしっかりと令和4年度に向けてはやっていかななくてはならないなというふうに感じているところでございます。

また、外から西会津町に移住されて来られる方々も同様でございます、なかなかその西会津町で住む場所、働く生業、こういったものを見つけるのが難しい。こういったこともございまして、令和4年度におきましては、いわゆる西会津町に来て起業される方については、さらにその起業のサポートを強化してまいりたい。

また、継業の部分につきましても、実は継業に関して、町内の事業者には意向調査を今年度いたしました、なかなか積極的な意見がちょうだいでできなかった。また商工会役員の皆さんとも意見交換をさせていただきましたけれども、これまたなかなか積極的な意見がちょうだいでできなかったというような、大変厳しい現状にございますが、今後ともその事業者の皆さま、商工団体等の皆さまとも十分に意見交換をしながら、積極的に取り組んでまいりたいというふうを考えてございます。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、福祉の観点から地域の活性化について申し上げたいと思っております。

福祉、先ほど申し上げました様々なライフステージで環境整備を整えているところでございます。主に地域の活性化に役立てられる若い世代の支援として、様々な子育て支援を町では実施しております。財政的な支援や、また保育環境の整備、さらには地域とのつながりなども含めながら支援にあたっているところでございますので、そういった町で特に力を入れている部分、他町村でも行ってないようなものを情報発信しながら、町外からも町で子育てしたいというふうに見えるような支援を、これからも引き続き行ってきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 本当に素晴らしいといえますか、しっかりとした考えで、これが実現できれ

ばと思います。

ただ、この今ほこの中で、本当に協働のまちづくりというものに言い尽くせる部分があるんじゃないのかと、町民の皆さんがこれだけの施策をやっている町、あるいは対する理解度が、こんなこと言うと怒らるのか、その辺がちょっと不足しているんじゃないかなというように、そのPR不足とか、町民の人に対する説明。あるいはその協働のまちづくり、一緒に共有しながら町政にあたっているんだと、まちづくりをするんだという点が、いまいち欠けている部分で、なかなか郷土愛といいますか、そういった言葉だけでは済まされない、暮らしづらさとか、そっちのほうに先に立ってんじゃないのかなというのを感じられるわけなんです、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君

○町長 ご承知のとおり西会津町のまちづくりは協働のまちづくり、いわゆるまちづくり基本条例に基づいたまちづくりを進めているわけでありましてけれども、ちょっとこれ、今のお質しではありませんけれども、表現の仕方って非常に難しいなというふうに思っていますが、やはりそれぞれの町民の皆さん、それから議会の皆さん、そして行政の、この三者一体となって、このまちづくりを進めているわけでありましてけれども、それぞれのやはり役割といいますか、何をやらないといけないかという、やっぱり理解をまずしていただくというか、理解をした上でまちづくりを推進していかないといけないのかなというふうに思っています。

そのためにはやはり、いろんな事業をこれから、いろんなこともやっていますが、これから先、新しい事業を取り組むわけでありましてけれども、その中で、まずやっぱり町民の皆さんの理解をいただく、この作業をやっぱりしっかりやらないといけないのかなというふうに思っています。

そうした上で三者が一体となって協働でまちづくりの事業を推進していくというふうになるわけでありまして、それぞれ反省をしながら、どういうやり方をすれば効果の上がるまちづくりができるか、ここをやっぱり再度認識を新たにして取り組んでまいりたいなと、そんなふうに思っています。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 私はそのためにも、さっきの答弁によるとアンケート調査等は、その個別のあれで難しい部分があると、それは承知しておりますけれども、やはり今いろんな事業をやっています。町民としては一番望んでいるのは何なのか、順位付けですね、重要性。やはり町側とまた町民側のまたあれがちょっと違うんだと思います。それとその満足度ですね。何が満足できて何が不満なのかという、やはりこれはしっかりと把握して、それはアンケートだろうが、座談会だろうが、方法はいろいろとあるとは思いますが、その辺はしっかりと掴むべきだなと、そのように思いますが、どうでしょうか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答え申し上げます。

まず現総合計画の第4次の中でも、一応町民に対してはアンケート調査を実施しているということでございます。やはりその中で一番要望が多かったと部分については、働く場所の確保というのが一番多かったのは現状でございます、ただ、その設問等につきまし

て、本当にそれが必要なものなのかどうかという部分に対しての、あれはまだどうかという部分がありましたので、そういうアンケート調査を否定するものではございませんが、先ほどほかの調査と申し上げましたのは、今現在進めております協働のまちづくり推進委員会、またはまちづくりデザイン会議、または町民懇談会、あと女性のまちづくり会議等という様々な意見聴取の場がありますので、その中で、本当に必要なものというものを深く課題を把握していきたいというふうな部分で、方向性で考えております。

また、関係団体、いわゆる商工業、農業も含め、企業等とも、あと福祉団体という部分で様々な方からも、やはり個別にどういうものが課題として捉えているのかという部分は、深くやはり対面しながら調査して行って、行政の、いわゆる課題の把握並びに評価検証というのは、そういう形で進めていければなど。いわゆる多様化するニーズを把握するためには様々な手法を使って意見を集約し、それを政策に反映していきたいと。

また併せて、デジタル技術を活用しながら、いわゆるデジタル上で様々な意見も聴取することも可能でございますので、それらを複合的に考えながら政策に反映し、また評価していきたいと考えております。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 そうですね、検証を繰り返しながら、本当によりよい方向性でもって行っていただきたいと思います。

それでは、昔から経済と政治は車の両輪といわれるように、大変重要な関係にありますし、またこの中で私が質問しましたように、個人所得、これは先ほど報告ありましたけれども、その以前と比べて個人所得は増加しているのでしょうか。といいますのは、30年と今ではちょっと違いますけれども、農業所得やいろんな部分では伸びているかもしれませんが、果たしてそれが個人所得に、この町の個人所得につながっているのかどうかというような観点から質問するものであります。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 あくまで申告のデータについての収入状況ということでお答えをさせていただきます。

昨年の農業所得、これは経費等を全て引いた金額ですと、2,440万ほどでございます。全体で、申告の。令和元年の所得が、農業所得が6,672万ということで、4,232万ほど所得が下がっているという状況になります。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 今、農業所得の推移といいますか、その経過を聞きましたけれども、町全体は後から別に聞きます。

今、農業の話が出ましたので続けたいと思います。農業所得が下がっている。しかし町としては、うまい米、推奨しながら生産意欲、先ほど説明がありましたように、生産意欲を高めることによって、あるいは絞り込んで、生産地を絞り込んでの対応で、そして農業、若者育成の形で絞り込んだ農業政策についてということでもありますけれども、今そのうまい米の段階で、うまい米、大変手間もかかるし、いろんな意味ですごく手間がかかるんですよね。それが同じ価格で販売すると、何の、苦勞だけが残って利益がないというような形なんで、そのうまい米だけを、町が例えば食味80以上のものだけをピックアップして、

町が独自でJAさんだとか、いろんなところに、特別、その米屋でもそうなんですが、価格を上げる。そうすれば、それをつくるために一生懸命農家の人たちも頑張るし、遊休農地も減ってくるんですよ、それがうまくいけば。

といいますのは、先ほど国際大会のあれでいわれて、ちょっと笑ったんですが、ある人が、その米がほしいと言ってきたんですって、60キロ11万だと。やっぱりそれだけの価値を認めたわけです相手は。ところが、米がもうないと。売れないと。本当に残念がっていましたけれども。やはりいい米の価値が通れば、価格もそれなりに評価してもらえるわけですから、やはりただ単に何かと抱合せのPRじゃなくて、町独自でやれるような体制までもっていければいいのかなと思います。

アメリカへの輸出の関係も県との関係で、西会津粋みたいなもので、うまい米をやれば、販売確保といいますか、販売量の増加にも見込めると思うんですが、その辺はどのように考えられますか。

○議長 農林振興課長、矢部喜代栄君。

○農林振興課長 米の質問にお答えいたします。

議員おっしゃるように、西会産米の品質が高いと、おいしい米だということでございます。実際に町の食味計で計りましても、総じて数字が高いということが実証されています。ただその中でも、やはり非常に高いものと、よいものと、その中でも分かれるわけなんです。やはり最良なものはより高くというような考え方で、今後どのようにそれを、高品質なものを高く販売していくかというような戦略については、やはり検討する必要があるかなというふうに思います。

現在、ふるさと応援寄附金の中では、慣行栽培米、特別栽培米ということで種類はありますが、そういった形で少し差別化を図っていくような取り組みは必要かと思えます。

それからアメリカへの輸出ということですが、9月に輸出、アメリカの輸入規定が解除になったばかりということで、県としてもまだ具体的な方針は示しておりません。町としましては、そういったところも注視しながら、可能性があるとなれば県の指導もいただきながら、その可能性については探っていきたいというふうに考えます。

○議長 12番、武藤道廣君。一問一答をお願いします。

○武藤道廣 聞いているのは1回しか聞いていないから。

それで、本当に米を一つ差別化してという、先ほども言いましたけれども、私としては、全部の米を検査するんじゃなくて、やはり80ポイント以上だと本当にうまい米なわけです。ですから、それを手間をかけて町の経費を使ってもいいから、それを区別して、やはり別枠で取り引きできるような、そんな体制づくりもぜひやってほしいと思うんですが、どうですか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまのご質問でありますけれども、私も同感なんですよね。それは、これだけ西会津の米が高い評価を受けているわけです。その米が一般価格とそう変わらないで、ふるさと納税の返礼品にも使われる。そうじゃなくて、もっとそういうおいしい、それだけのおいしい米、付加価値が付いているわけだから、もうちょっと高価格な値段を付けて、そういう人々をターゲットにするようなやり方をしないとだめじゃないかということは、



それは来年からそういうふうにもうちよっと考えてくれという話をしているので。

ただそれをやるには、やはり基準に合った、西会津産米の基準に合った、やっぱり基準をつかって、その基準に合格したものは、ちゃんとしたシールを貼るとかしてね。そういう形で差別化をしないといけない。今までみたいなやり方では、なかなかその所得が伸びないので。しかも今やっている方たちが、栽培している方たちが、例えばの話ですけど、奥川の高陽根の人たちにとっては、あと何年できるか分からないわけですね。あれだけおいしい米ができるわけだから、それをちゃんと継業といいますか、後継者が育つようなことを一緒に考えて、そして例えば高陽根の米は、これだけのちゃんと食味があって、これだけの品質が保証されている。そういう高い米を売るやり方をね、これから考えないといけないと思っています。

まさに今議員おっしゃるようなやり方を、今後町は考えていかないといけないなというふうに思っていますので、ただそのやり方については、ちゃんとした明確な基準をつくらないといけないなど、そんなふうに思っていますので、これからしっかりその辺は検討して進めていきたいと思っています。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 大変力強い答弁いただきましてありがとうございます。私も本当にそれを進めていただきたいなと思いますし、町側の、いろんな意味で、様々な作業が大変ならば、先ほど同僚議員の質問の中にもありました農業公社ですか、農業公社的なやつ創設も含めた中でのその対策といいますか、進め方というものをしっかりと見極めながら、そこには町長の力強いリーダーシップといいますか、リーダーも必要でありましょうけれども、早い時期にその辺の結論を出しながら進めていただきたいと思います。

時間も時間ですので、まだまだありますけれども、この辺でやめておきます。本日はありがとうございます。

○議長 以上をもって、一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。(16時09分)



令和3年第4回西会津町議会定例会会議録

令和3年12月8日(水)

開 議 10時00分  
散 会 13時59分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	伊 藤 善 文	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	五十嵐 博 文
福祉介護課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦		
商工観光課長	岩 渕 東 吾		
農林振興課長	矢 部 喜代栄		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

## 令和3年第8回議会定例会議事日程（第6号）

令和3年12月8日 午前10時開議

### 開 議

- 日程第1 議案第1号 西会津町税条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第2号 西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第3号 西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第4号 西会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第5号 令和3年度西会津町一般会計補正予算（第5次）
- 日程第6 議案第6号 令和3年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第4次）
- 日程第7 議案第7号 令和3年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第2次）
- 日程第8 議案第8号 令和3年度西会津町水道事業会計補正予算（第2次）
- 日程第9 議案第9号 令和3年度西会津町下水道事業会計補正予算（第2次）
- 日程第10 議案第10号 西会津町こゆりこども園の管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第11号 西会津町老人憩の家の管理に係る指定管理者の指定について

日程第12 議案第12号 西会津町林業研修センターの管理に係る指定管理者の指定  
について

日程第13 議案第13号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

日程第14 広報広聴常任委員会の継続審査申出について

日程第15 議会運営委員会の継続審査申出について

日程第16 議会活性化特別委員会の継続審査申出について

閉 会

(広報広聴常任委員会 広報分科会)

○議長 おはようございます。

令和3年第8回西会津町議会定例会を再開いたします。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第1号、西会津町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 議案第1号、西会津町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明で申し上げましたように、令和3年度税制改正に伴い地方税法等の一部改正がありましたことから、町税条例の一部を改正するものであります。

改正内容といたしましては、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例、いわゆるセルフメディケーション税制について期間延長の改正するものであります。

それでは、議案書に基づき、改正内容についてご説明を申し上げますが、併せて条例改正案 新旧対照表1ページからご覧いただけます。

西会津町税条例の一部を次のように改正する。

附則第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例についての規定であり、令和4年度を令和9年度に改め、5年間延長するものであります。

次に附則について申し上げます。

この条例は令和4年1月1日から施行するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。ありませんか。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 今ご説明のとおり、特例が令和9年度まで延長されるということで、これはこれでいいことなんでしょうけども、今ご説明のあった、いわゆるセルフメディケーション控除というのを、私もよく分からなかったのを調べてみたんですが、あんまり多くの町民に認知されていないなと私イメージがあるんです。特定の該当の医薬品、ドラッグストアで買えるようなものを1万2千円の領収書があれば控除対象になるということらしいんですけども、この周知をもっと徹底すべきではないかなという思いでおりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 ご質問にお答えをいたします。

今回ご議決いただきました後に、期間が延長になりましたというようなことでは、広報のお知らせ版等では周知を図っていきたいとは考えてございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 今までやってきたんでしょうけれども、具体的にどういう医薬品が対象になるんだとか、そういう例も入れながら、ましてこの確定申告なんかあまりなされたことのない

いような人なんかは、申請をどうすればいいのかとか、1万2千円以上、家計の中で使ったという人、結構いる中でも、無駄にしちゃっているというかね、申請できなかった人も中にはいるかと思しますので、申請の手続きなんかも、やっぱり細かく周知すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

この対象となる一般用の医薬品につきましては、領収書、またあと申請、用紙に記入していただくなどございますので、その辺の手続きについても周知は図っていきたく思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第1号、西会津町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第1号、西会津町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第2号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 議案第2号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

条例改正案のご説明の前に、今次条例改正の概要についてご説明いたしますので、議案第2号関係資料をご覧ください。

はじめに条例改正の概要であります。現在、町の国民健康保険に加入されている方が出産した際は、出産育児一時金として40万4千円に加えまして、産科医療補償制度に加入する分娩機関等において出産した場合は、産科医療補償制度の掛け金分の費用1万6千円を加算し、総額42万円を支給しております。

なお、産科医療補償制度の内容につきましては、ページ中ほどの囲みに記載しておりますとおり、分娩にかかる医療事故により脳性麻痺となった子及びその家族の経済的負担を補償することなどを目的に平成21年に創設された保険制度であり、掛け金は分娩機関から運営主体へ支払うこととなります。

このたび、産科医療補償制度に見直しにより、令和4年1月1日より当該制度の掛け金

を1万6千円から1万2千円に引き下げられることとなったため、出産育児一時金の支給額を増額することで、出産育児一時金の総額42万円を維持するために必要な条例改正を行うものであります。

なお、今改正につきましては、社会保険や共済組合など、ほかの医療保険でも同様の改正が行われることから、町国民健康保険においても他の医療保険と差が生じないようにすることにより、公平な保険給付を行うものであります。

施行期日についてであります。令和4年1月1日であります。

なお、2ページに産科医療補償制度の掛け金の流れと町国民健康保険の出産育児一時金の推移を記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

それでは議案書をご覧願います。併せて新旧対照表の2ページをご覧願います。

西会津町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項中、40万4千円を40万8千円に改める。

附則であります。施行期日について、令和4年1月1日から施行するものであります。

経過措置であります。施行期日前に出産した被保険者にかかる条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、本条例案は去る11月22日開催の町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいております。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。ありませんか。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 今のご説明でなんとなく分かりましたけれども、当初、この掛け金が安くなって、もらえる金額が、一時金が増額になるというのは何でなんだろうなという疑問があったんですが、今の説明で、いわゆる総額をほかと一緒にするために、維持するためにこうなったということですから理解しました。

それで、いわゆる産科医療補償制度に加入する分娩機関というのは、これは広く周知されているのでしょうか。例えばお産する方が医療機関を選ぶ際の参考、入っている入っていないというのは、今分かるようになっていっているのでしょうか、お尋ねします。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 それでは、ご質問にお答えをいたします。

産科医療補償制度に加入している医療機関、分かるかどうかということですが、まずその出産される方が医療機関で受診、初めて受診される際には、そういった制度を病院のほうから説明をして、その時点で契約を、医療機関のほうと契約を締結することになりますので、出産される方が受診した際には、その医療機関がこういう制度を使っているかどうかというのは判断できるかなということ考えております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 そういうことであれば、初めて医療機関にかかる場合は、私は分かるようにしておくべきじゃないのかなと、こういういい制度というか、補償制度があるのであれば、医療機関、偏るようないろんな弊害もあるのかもしれないんですけども、こういうのを参考にして、この産科を選ぶという方もいると思うので、行って初めて、ここは、いわゆる



産科医療補償制度に入っているんだ、入っていないんだということを分かるよりも、事前にやっぱり広く知らせておくことも必要ではないのかなという思いがありますが、それはできないのでしょうか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 事前の周知ということでございますが、町でこれまで年に数件、国保の方が出産された際には、出産育児一時金も支給をされておりますが、主には会津管内の医療機関でほとんどの方が出産しておりますが、会津管内の分娩機関であれば、ほぼこの制度に加入されているということが、支払いの段階で確認できていますので、一定程度そういった周知は医療機関のほうでもなされているということで認識をしております。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第2号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第2号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 議案第3号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、町長が提案理由の説明で申し上げましたように、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行を受け、地方税法及び地方税法施行令の一部が改正されたことにより、町国民健康保険税条例の一部を改正するものがあります。

主な改正内容といたしましては、被保険者世帯に属する未就学児童にかかる均等割額の減額措置の導入による所要の改正及び地方税法の改正に伴う項ズレや文言の修正を行うものであります。

議案説明の前に、議案第3号関係資料でご説明申し上げますので、ご覧ください。

はじめに、現状及び見直しの趣旨であります。これまでも国保加入世帯の所得に応じて、均等割額を7割・5割・2割の軽減措置が講じられておりますが、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取り組みとして、国保制度において、全ての未就学児にか

かる均等割保険税を軽減するものであります。

右下の軽減イメージ図をご覧ください。

未就学児については、7割軽減が8割5分の軽減、5割軽減が7割5分の軽減、2割軽減が6割軽減、これまで軽減されていない未就学児についても5割が軽減されることになります。

なお、今回の改正により軽減される保険税につきましては、国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1を負担することとなります。

それでは、議案書に基づきまして、改正内容についてご説明を申し上げますが、併せて条例改正案 新旧対照表 3ページからご覧願います。

西会津町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第3条及び第5条は、法改正に伴う文言の追加であり、見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加えるものであります。

第5条の2は、世帯別均等割額についての規定であります。法改正に伴い見出し中に「基礎課税額の」を追加し、また新たに第23条に第2項を追加するため、「第23条」を「第23条第1項」に改正するものであります。

第6条の改正は、法改正に伴う不要な規定の削除であります。

第13条の改正は、法改正に伴う文言の修正であります。

第23条は、国民健康保険税の減額についての規定であります。法改正により、文言の追加と、「地方税法第703条の5」に第2項が追加されたことから「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改正するものであります。

また、新たに第2項として、先ほど参考資料でご説明いたしました、未就学児にかかる均等割額の減額措置を規定するもので、第1号は医療分に係る均等割額の減額措置、第2号は後期高齢者支援分に係る均等割額の減額措置として、第1項の規定による、所得によって適用を受ける7割・5割・2割の減額適用後の均等割額についてそれぞれ2分の1を減額するものであります。

第23条の2は、課税の特例についての規定であります。法改正による文言の修正及び前条第2項の追加による改正であります。

次に附則の改正についてご説明申し上げます。

附則第2項は、法改正による項ズレの修正及び、条例第23条に第2項を追加することによる項ズレを修正する改正であります。

附則第3項及び第4項、第6項から第13項は、条例第23条に第2項を追加することによる項ズレを修正する改正であります。

次に附則であります。

第1項は、施行期日についての規定であり、この条例は公布の日から施行となりますが、未就学児にかかる減額規定については、令和4年4月1日から施行するものであります。

附則第2項は、適用区分についての規定であり、改正後の西会津町国民健康保険税条例は令和4年度以後の国民健康保険税に適用するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　未就学児の税の世帯の軽減ということですが、対象世帯は町においてどのくらいあって、また影響額はどのようになっていますか。確認ですけれども、その影響額について、町が先ほど4分の1負担だということがありましたけれども、それは保険税、全体の保険税からまかなうのではなくて、町独自といいますか、そういった形での補填と理解してよろしいのでしょうか。

○議長　町民税務課長。

○町民税務課長　お答えをいたします。

令和3年度課税分での対象世帯で申し上げますが、対象となる世帯は21世帯となります。影響額でありますけれども、未就学児の均等割、それぞれ減額、または減額されていない均等割額の2分の1をさらに減額した場合がありますけれども、総額で今年度の3年度の場合ですと45万8,200円。すみません、全体で軽減される部分は91万6,400円の、大変申し訳ありません、その2分の1ですから、やはり45万8,200円となります。

町が負担する部分としましては、計算しますと11万4,550円が一般会計から国保会計への繰出金というような形で負担することとなります。

○議長　ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第3号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

従って、議案第3号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号、西会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長　議案第4号、西会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、町長が提案理由の説明で申し上げましたように、町消防団の幹部等により検討してまいりました消防組織見直し検討会議の結果を踏まえ、消防車両配備の見直し、及び部・班の統廃合等に伴う条例定数の削減について所要の改正を行うものであります。

それでは、議案書に基づき、改正内容についてご説明を申し上げますが、あわせて

条例改正案 新旧対照表 19 ページをご覧ください。

西会津町消防団設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条は、定員についての規定であります。435人から400人とするものであります。

次に附則であります。この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第4号、西会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第4号、西会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号、令和3年度西会津町一般会計補正予算(第5次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第5号、令和3年度西会津町一般会計補正予算(第5次)の調整について、ご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります。歳入におきましては、新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種等に係る国庫支出金の増額や、国の事業として高校生までの子どもがいる世帯を対象に実施する子育て世帯臨時特別給付金事業補助金の新規計上、現在、前年度実績を上回る寄附が寄せられているふるさと応援寄附金の増額などを計上いたしました。

一方、歳出におきましては、本年4月の人事異動等に伴う職員人件費の調整や、ふるさと応援寄附金に係る経費の増額、新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種等に係る経費などを計上いたしました。

また、灯油価格の高騰に伴い、家計に大きな影響を及ぼすことが懸念される高齢者等の低所得世帯を支援するため、町単独事業として実施する福祉灯油緊急補助事業を新規計上したところであります。

それでは予算書をご覧ください。

令和3年度西会津町の一般会計補正予算(第5次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,114万8

千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 65 億 7,441 万 6 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正、第 2 条、債務負担行為の補正は、第 2 表債務負担行為補正による。

地方債の補正、第 3 条、地方債の補正は、第 3 表地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。8 ページをご覧ください。

まず歳入であります。2 款、地方譲与税、3 項 1 目、森林環境譲与税 339 万 6 千円の増額は、交付見込みによるものであります。

14 款、国庫支出金、1 項 2 目、衛生費国庫負担金 2,231 万 6 千円の増額は、3 回目の接種等に係る新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の追加計上であります。2 項 2 目、民生費国庫補助金 6,723 万 9 千円の増額は、高校生までの子どもがいる世帯を対象に実施する子育て世帯臨時特別給付金事業補助金 6,662 万 9 千円の新規計上などであります。2 項 3 目、衛生費国庫補助金 2,511 万 2 千円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金 2,436 万 9 千円の新規計上などあります。

9 ページをご覧ください。

17 款、寄附金、1 項 1 目、一般寄附金 409 万 9 千円の増額は、実績によるものであります。1 項 2 目、ふるさと応援寄附金 2 千万円の増額は、見込みによるものであります。

10 ページをご覧ください。

21 款、町債、1 項 2 目、過疎対策事業債 370 万円の減額及び 1 項 4 目、緊急防災・減災事業債 330 万円の増額につきましては、小型動力ポンプの更新に係る消防施設整備事業が、過疎対策事業債から緊急防災・減災事業債に振り替えになったことなどによるものであります。

11 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款、議会費、1 項 1 目、議会費 247 万 5 千円の減額は、本年 4 月の人事異動等に伴う職員人件費の調整によるものであります。

12 ページをご覧ください。

2 款、総務費、1 項 3 目、電算管理費 268 万 7 千円の増額は、情報系パソコン購入費 186 万 2 千円の増などあります。1 項 5 目、財産管理費 2,493 万 7 千円の増額は、今次補正における剰余金の財政調整基金への積立金であります。

なお、今次補正後の財政調整基金の積立残高は 6 億 694 万 1 千円であります。

1 項 10 目、ふるさと振興費 2,027 万 2 千円の減額は、これまで採用に至らなかった地域おこし協力隊員に係る人件費等の経費の減、13 ページに行きまして、新型コロナウイルス対策経費等に伴う雪国まつり負担金 100 万円の増、申請件数が増えたことによる定住住宅整備費補助金 513 万 4 千円の増などによるものであります。2 項 1 目、税務総務費 1,740 万 3 千円の増額は、人事異動等に伴う職員人件費の調整や、14 ページのふるさと応援寄附金の増加に伴う記念品 1,300 万円等の経費の増などによるものであります。3 項 1 目、戸籍住民登録費 119 万 8 千円の減額は、人事異動等に伴う職員人件費の調整であります。

15 ページをご覧ください。

3 款、民生費、1 項 1 目、社会福祉総務費 744 万円の増額は、人事異動等に伴う職員人件費の調整、16 ページに行きまして、灯油価格の高騰に伴い、家計に大きな影響を及ぼすことが懸念される高齢者等の低所得世帯を支援するため、町単独事業として実施する福祉灯油緊急補助事業に係る灯油給付券 550 万円の新規計上、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金 149 万 6 千円の増などあります。1 項 3 目、老人福祉費 325 万 7 千円の減額は、人事異動等に伴う職員人件費の調整や、介護保険特別会計繰出金 361 万円の減などです。2 項 2 目、児童措置費 5,804 万 4 千円の増額は、人事異動等に伴う職員人件費の調整、17 ページに行きまして、高校生までの子どもがいる世帯を対象に実施する子育て世帯臨時特別給付金事業に係る委託料 508 万 7 千円、給付金 3 千万円、クーポン券 3 千万円などの新規計上であります。

4 款、衛生費、1 項 1 目、保健衛生総務費 507 万 3 千円の増額は、人事異動等に伴う職員人件費の調整などです。

18 ページをご覧ください。

1 項 2 目、予防費 3,986 万 8 千円の増額は、3 回目のコロナウイルスワクチン接種等に係る人件費や 19 ページに記載の各種委託料 3,336 万 1 千円などの計上によるものであります。1 項 4 目、健康推進費 168 万 1 千円の増額は、国が進めております情報標準化整備事業の一環として行う健康管理システム改修委託料 165 万円の新規計上などです。

20 ページをご覧ください。

6 款、農林水産業費、1 項 2 目、農業総務費 1,192 万 1 千円の増額は、人事異動等に伴う職員人件費の調整などです。

21 ページをご覧ください。

1 項 3 目、農業振興費 195 万 9 千円の増額は、米粉パン製造機設置に係るミネラル野菜の家の電気、給排水設備等の修繕料 172 万 4 千円などです。2 項 1 目、林業総務費 270 万 1 千円の増額は、人事異動等に伴う職員人件費の調整、22 ページに行きまして、森林環境譲与税基金積立金 339 万 6 千円の増などによるものであります。

7 款、商工費、1 項 2 目、商工振興費 212 万 3 千円の減額は、新型コロナウイルス関係経済対策事業として実施した消費回復商品券事業の確定に伴う減額です。

23 ページをご覧ください。

8 款、土木費、1 項 2 目、道路維持費 162 万 2 千円の増額は、人事異動等に伴う職員人件費の調整や、除雪機械の修繕料 493 万 1 千円の増、除雪車両管理システム試行委託料 50 万 7 千円の新規計上、確定による道路パトロール車購入費 128 万 9 千円の減、除雪機械購入費 143 万 6 千円の減などによるものであります。

24 ページをご覧ください。

1 項 3 目、道路新設改良費 436 万 1 千円の増額は、人事異動等に伴う職員人件費の調整によるものであります。3 項 2 目、公共下水道費 188 万 7 千円の減額は、公共下水道事業に係る下水道事業会計繰出金の減額です。

9 款、消防費、1 項 2 目、非常備消防費 254 万 3 千円の減額は、人事異動等に伴う職員人件費の調整によるものであります。

25 ページをご覧ください。

10 款、教育費、1 項 2 目、事務局費 241 万 3 千円の増額は、人事異動等に伴う職員人件費の調整などであります。

26 ページをご覧ください。

2 項 2 目、小学校教育振興費 357 万 8 千円の減額は、会計年度任用職員に係る報酬 130 万円の減や期末手当 75 万円の減などであります。

続きまして、28 ページをご覧ください。

4 項 1 目、社会教育総務費 588 万 7 千円の減額は、人事異動等に伴う職員人件費の調整であります。

続きまして、5 ページにお戻り願います。

第 2 表、債務負担行為補正、追加であります。債務負担行為とは、将来にわたり支出の義務を伴う場合に設定するものであります。今回設定いたします事業は、町道野沢安座、安座橋の橋りょう補修工事に係る道路メンテナンス事業でありまして、期間は、令和 3 年度から令和 4 年度までの 2 年間、限度額は 1,500 万円であります。

次に、第 3 表、地方債補正、変更であります。緊急防災・減災事業費は、当初、過疎対策事業費で予定していた消防施設整備事業が振り替えになったことに伴い、限度額の変更を行うものであります。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。ありませんか。

9 番、多賀剛君。

○多賀剛 歳出で何点かお尋ねいたします。

まず 12 ページの、いわゆるふるさと振興費の中で、地域おこし協力隊が採用できなかった分、会計年度職員の給与、減額になっておりますけれども、この予定していた、予定はしておいたけれども採用できなかった地域おこし協力隊というのは、どの分野で何名ほどだったのか。そして、そのことによって予定していた、やろうとしていたこと、事業等ができなかったとか何か、そういうことがなかったのか、あったのか。まず 1 点。

それと次のページの負担金の雪国まつりの負担金、これ 100 万円増額になっておりますけれども、当初 300 万円で、コロナ対策をしながらで 100 万円増というようなご説明ですけれども、この前、実行委員会というか、やり方を決めたという話、聞きましたので、この雪国まつり、今年はどういう形で実行されるのか。コロナ対策だけでこの 100 万円増額になったのか、ふるさとまつりみたいに町民だけでやるのか、今までどおりご来賓を呼ばってやるのか、その辺も分かればお示してください。

あと 19 ページの一番下にあります、国の制度で健康型システム改修委託料 165 万、これやるということですが、聞いてみると、この検診結果を閲覧できるようなシステムみたいだというようなことなんですが、こういう個人情報を誰がどのような形で利活用していくのか、分かればお示してください。

それと、21 ページのこの修繕料、ミネラル野菜の家の電気等の修繕料だと、今ほどの説明でしたけれども、具体的にどこでどういう事業をするための作業、修繕となるのかお示してください。

あと、23 ページ、除雪車管理システム試行委託料というものがありますが、この除雪車管理システム、試行でありますから、初めての取り組みだと思えますけれども、どんなシステムをやろうとしているのか、以上の点についてお尋ねをいたします。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 9 番、多賀議員のご質問にお答えをいたします。

まず2款1項10目、ふるさと振興費の会計年度任用職員給の減額でございますが、地域おこし協力隊に関する給与の減額でございます。予定していた分野につきましては、起業型の協力隊、本年度5名の新規採用の予定をしておりましたが、その採用がなかったというようなことでございます。

事業に対しての影響でございますが、予定していた、計画していた起業の分野での応募がなかったということでもありますので、起業型の隊員を募集するための事業全体につきましては、今後、来年度に向けて見直しが必要かなということで、現在作業を進めているところでございます。

続きまして、雪国まつりの負担金についてであります。雪国まつりにつきましては、12月の10日に実行委員会を開催して内容を決定する予定でございます。現在のところ、ふるさとまつりのように町民限定という形ではなくて、入場者の把握等のコロナ対策は行いながらも、一定程度規制は緩めていきたいというふうに提案をしたいと考えてございます。

今次の補正にかかる経費の追加でございますけれども、やはりコロナ対策のために、飛沫防止シートでありますとか、手指消毒の消耗品等でありますとか、入場者を把握するためのリストバンドのようなもの、こういったことは引き続き対策が必要であるという、国県の指針でもございますので、それに必要な経費を計上させていただいたということでございます。

また、ただし、例年ご来賓等、全国からお呼びをしていたわけでございますけれども、この辺については、できれば福島県内程度にとどめたいというような提案を、今したいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 それではご質問のうち、健康管理システムの改修の内容で、誰がどのようにこのデータを利活用するのかというご質問にお答えをいたします。

今回、健康管理システムの改修の内容であります。町が実施いたしますがん検診、五つのがん検診になりますが、胃がん、肺がん、大腸、乳がん、子宮頸がん、これらのがん検診と、あと肝炎ウイルス検査、あと骨粗しょう症検診、あと歯周病検診、これらの検診結果が、国のマイナポータルを経由することによって閲覧できるようにシステムを改修するものであります。

利活用の方法であります。まずご本人、検診を受けたご本人につきましては、今現在も、これからもそうですが、いかにその予防医療を進めていくか、医療にいく手前にご自身の健康状態を知っていただいて、医療にいかないようなその予防医療に役立てていただくということで、検診結果の掲示的にそういったシステムを使って閲覧できるようになる



ということが、利用者側の、検診を受けた側のメリットなのかなということ考えております。健康意識の高揚という部分であります。

一方、医療機関でも、本人の同意を得られた場合には、医療機関においてもこれらの検診結果のデータを閲覧することができます。そういったことによって、医療機関で検診の結果を正確に医師側が判断して、次の予防医療のほうにつなげていくと、そういった質の高い医療に結びつけることができるということが、今回の改修のメリットというふうに考えております。

以上です。

○議長 農林振興課長、矢部喜代栄君。

○農林振興課長 6款1項3目、農業振興費の修繕料の追加でございますが、総務課長、説明で申し上げましたとおり、米粉パンの製造機の設置にかかるミネラル野菜の家の改修費でございます。この事業につきましては、6月の議会の補正で山村活性化対策支援交付金事業、この事業におきまして、米粉を使った商品開発、この一環で整備するものでございます。この機械の導入についてはリース料でみておりましたが、その設置費について、当初想定のできなかつた経費が発生したものですから、今回、補正をお願いするものでございます。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 それではお答えいたします。

8款1項2目、道路維持費のうち、委託料の除雪車管理システム試行委託料50万7千円でございます。これはGPSを使った除雪車両の管理システムでございます。現在、町が進めておりますデジタル戦略の一環としまして導入、試行的に導入するものでございます。システム的には小さな端末を除雪機械、今回、試行ですので4路線の4台に搭載しまして、それでGPSでそのデータ、稼働状況ですとか、コースですとか、そういった状況を専用のサーバーに取り込むというような構成になってございます。

目的としましては、住民サービスの向上と業務の効率化というようなことを目指しております。住民サービスという点で申し上げますと、その運行状況がリアルタイムにパソコンですとか、携帯電話などで確認できますので、町民の皆さんの、例えばどこに今車両が来てますとか、そういった問い合わせに、今までですと携帯電話でいちいち確認しながらやらなくちゃならなかったのが、リアルタイムですので、スピーディーに問い合わせにも対応できて、住民サービスの向上にもつながり、自分のお宅の前の除雪を、じゃあこのタイミングでやろうとか、そういった様々な効果も期待できるのかなというふうに思っております。

あと、業務的には、これまで町の担当と受託組合等々でやり取りあるわけですが、そのアナログなやり取りは一切なくなりまして、サーバーにデータが、運行状況のデータが日ごとに蓄積されますので、スピーディーにその集計ができる。当然お支払いする委託料の計算もスピーディーにできるということで、受託組合の担当、それから町側の作業量の軽減につながるというようなところでございます。

あとさらには、そのデータを今後さらに合理化したコースの設定ですとか、例えばそういったところにも使えるのではないかなというふうに期待をしているところでございます。

そんな形でございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 それぞれご答弁いただきましたけれども、地域おこし協力隊に関しましては、本町は17だっけか、14で比較的多い自治体にはなりますけれども、やっぱりこの方々の力を、私は最大限利用して、これからのまちづくりしていく。質問になるからな。質問にならないようにね。分かりました。これは来年度は採用計画つくつたらば、これしっかり採用できるように取り組んでいただきたいと思います。

あと雪国まつりは、そうすると当初300万の予算でありましたから、あくまでも今回の増額はコロナ対応、飛沫防止だとかいろいろご説明ありましたが、その増額だという認識でよろしいですね。内容は私、勘違いしましてね、10日に決まるということですから、それを後で聞きたいと思います。

あと健康管理システムは、ご説明いただいたとおり、これから大変よくなるのかなと思いますけれども、私、心配しているのは、このマイナポータル等々の話ありましたが、個人情報管理というのは、これまたまた町では大変なことになるなという思いがありますので、その辺はやっぱり、しっかり今後気を付けて運用していただきたいなという思いであります。

あと最後、除雪車管理システム、これから、それこそデジタル戦略の中のデジタルトランスフォーメーションの中でこういうことになってきたのかなと思いますけれども、今回4台で試行するということですが、今後やっぱり除雪車は4台ばかりでないの、相当な台数ありますから、これを増やしていくようになると思うんですけども、そういう計画、これからこのデータが集まれば、AIの利用とか何かもあると思いますけれども、今後の展望も分かればお示してください。

○議長 協力隊のことについてのあれはいいですね。

建設水道課長。

○建設水道課長 それではお答えいたします。

今回計上させていただきました委託料につきましては、12月から3月までのこの期間で、まず実証実験をさせていただきます。先ほど様々な期待できる効果という形で申し上げましたが、それらが期待できるような成果が得られたというのをまず確認をさせていただきます。それで3月までですので、例えば令和5年度以降ですとか、そういったところに、成果が得られれば、また台数を増やすなり、そういったところは結果が出てから十分に検討させていただきたいなと思います。

○議長 ほかに。

7番、小柴敬君。

○小柴敬 私も何点か歳出に関してお聞きしたい点がありますので、まず12ページの情報系パソコンということで、あまり情報系ということで聞き慣れな買ったので、その内容及び機種の数等についてお示してください。

それから、その次のページですけども、定住住宅整備費補助金、これ定住住宅で非常に定住される方が増えているということは非常にいいことだと思いますけれども、その件数と内訳、内容ですね、それについてお聞かせください。

それからその次、14 ページですけれども、インターネットのサイト使用料、ふるさと応援寄附金に対して、寄附金の金額が伸びれば、サイトの使用料が伸びるということでしたけれども、この比例定数みたいな形にはなっているのでしょうか。その辺、ちょっと詳細、分かればお示してください。

以上3点、お願いします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 まず小柴議員の情報系パソコンについてのご質問にお答えします。

情報系パソコンという言い方していますが、職員で普段業務で使用するパソコンであります。これにつきましては、来年4月、人事異動、新規採用、それからあと会計年度任用職員等が入り出すわけでございますけれども、当初予算に取りますと、すぐに対応できないということで、今次補正で計上させていただいて、来年4月から、職員が増えた場合、使用ができるようにということの補正計上であります。あと故障時の対応についてもいくらか入ってございまして、全部で5台分計上してございます。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 7番、小柴議員の定住住宅整備費補助金の増額計上についてのご質問にお答えいたします。

補助金の対象事業の今年度の見込みの件数でございますが、件数にして今年度述べ23件、全体で補助のメニューとして予定をしております。内訳といたしましては、新築住宅に対しての補助が3件、中古住宅の取得に関してが2件、住宅の改修に対してが9件、空き家の改修に、いわゆる中古住宅ですね、中古住宅の改修に対してが3件、空き家の清掃に関してが3件、空き家の登記等に関する費用での助成、これが3件で、合計23件でございます。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 ふるさと応援寄附金にかかるインターネットサイトの使用料の件についてお答えをいたします。

経費の中で、サイトに掲載して、各サイトごとに掲載しているわけですが、その中でかかってくる手数料というのが、クレジット等の代理収納手数料とインターネットサイト使用料というのが経費としてかかってきます。サイトごとにばらつきがございまして、代理収納手数料、要は決済手数料だけかかるサイト。またはインターネットサイトの使用料、ここに代理収納の手数料も含まれてサイト使用料として請求がされるという、だけかかってくるサイトもございます。

今回、インターネットサイト使用料だけかかるサイトの寄付が伸びているというのもございまして、今回不足するであろうと、今後の寄附額に応じて不足してくるんじゃないかという部分で、今回インターネットサイト使用料のみ追加させていただいたという内容になってございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 インターネットのサイト使用料ということで、これ当初見込んでいた分が、今後伸びるであろうから、一応補正として今回計上して、12月いっぱいぐらいはまかなえるだろうというような形なんでしょうか。その点、1点。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 現在のところは間に合っではいるわけございますけれども、今後伸びる部分として、そのサイト使用料が不足してくるだろうというところで追加していただきました。

○議長 ほかに。

6番、三留正義君。

○三留正義 私、一つというか、くくりで言うと、8款1項2目の中でのみお伺いしますが、最初、修繕料の説明、ちょっと聞き漏らしたのか、この493万1千円の概要を明らかにしてください。

次に、自動車購入費、さっき除雪パトロール車とか、ちょっと聞いたような気がするんですが、これ予算計上したときの判断と、この自動車購入とその下もですね。この2段、減額されていますけれども、予算計上したときの判断と現時点に至る経緯、どうしてこれを全額減額するのか。そして代替案があったのか、除雪に不具合はないのか、そういった内容についてお示してください。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 それではお答えいたします。

8款1項2目、道路維持費の、まずは修繕料493万1千円の増額ということでございます。これにつきましては、当初予算取りの段階では、平成31年の暖冬を除きました過去3年間の平均を目安に予算化をしたところでございます。それで、毎年複数台の除雪車両の車検ですとか修理を行うわけでありましてけれども、その不具合の具合ですとか故障箇所、毎年その使う状況によって変わりますので、だいたい目安として、先ほど申し上げましたように予算化はいたしますが、その状況によって傷み具合とかの状況によって増減がされるというようなことでございまして、今後そういった修理代を払う分もございまして、過去の冬期間の修繕費なんかも加味しまして、今回493万1千円ほど増額をお願いするものでございます。

続きまして、備品購入費の272万5千円の減額の内容でございます。一つには、先ほどお話あったかと思いますが、パトロール車の購入費の減額分と、あと除雪機械購入費の減額分でありまして、今回、除雪機械につきましては、ドーザー14トン級1台とミニホイールローダー3トン級、それから毎年1台ずつ更新しております歩行式の小型除雪機械でございまして、そういったものを購入いたしました。あくまでもこの差額というのは、入札をした結果の請差ということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 ほかに。

12番、武藤道廣君

○武藤道廣 私も2点ほど、同僚も質問しておりますけれども、13ページの2の1の18か、定住住宅整備費補助金、だいたい分かりましたけれども、これ確認も含めて、申請の条件とか、その条例の内容を確認したいと思っておりますけれども、この新築の場合はいいいわけですね、何歳以下の方が新築した場合の補助金だとか。ただ、それで中古取得もそうなんですが、住宅改修が9件、そして空き家関係とか、その持ち主との申請者との関係とか、そういった条例にはどのような法になっておりますか、確認したいと思っております。

それと、先ほどから質問出ていますけれども、ミネラル野菜の家なんですけど、もう少し具体的に、内容は分かりました。パン焼き機であって、その道の駅の一角でそれをやると。どこの業者といいますか、にそれがやるようになって、それで米の消費が落ちる中、米粉パンだということですが、販売先というのはその場だけで販売するのか、それか例えば保育園だとか、学校給食だとかという形での、販売といたらおかしいのか、導入することによって米の拡大を図る、そういう目的まで含めているのかお伺いします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 12番、武藤議員のご質問にお答えをいたします。

2款1項10目の定住住宅整備費補助金の追加でございますが、これにつきましては、それぞれ補助金の要項を定めてございまして、新築の住宅に関する補助金につきましては、45歳以下の若者というのが事業申請対象ということでございます。中古住宅の取得につきましては、45歳以下の若者と、あと移住者、これが申請対象になってございます。あと住宅の改修につきましては、これにつきましては、若者と、あと、これにつきましては、若者が対象でございます。空き家の改修、これにつきましては、空き家の所有者が申請対象となっております。そのほか空き家の清掃、空き家の登記につきましても同様に空き家の所有者が補助の対象というふうな形になってございます。

以上でございます。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 6款1項3目、農業振興費の修繕料にかかる質問でございますが、先ほどご説明いたしましたが、この事業につきましては、山村活性化対策支援交付金事業、国の交付金事業によりまして、米を使った米のブランド化、米を使った所品開発、こういった事業をこの事業で進めるものでございます。

今回の修繕料の計上は、ミネラル野菜の家に米粉を使ったパンを商品開発したいということで、パンの製造機械を設置するというような修繕でございます。これにつきましては、米の消費が低迷する中、米をいかに付加価値を付けて販売していくか、こういったことを調査研究するものでございまして、この事業の中では、商品開発、それから試験販売、そういったところまでですが、将来的にはパンなり、この事業、委託先が振興公社、西会津の振興公社、また町内の飲食店、加工事業者の皆さん、そういった方々に事業の委託をしておりますが、それぞれ開発していただいたものについては、将来的には道の駅での販売であったり、その他、商品として将来的には販売していきたいという目標を持って取り組んでいるところであります。

以上です。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 先ほどの定住住宅関係なんですけど、そうすると、新築、中古、それからあとは空き家とか、改修、清掃というのは、それは持ち主が申請するということによろしい、所有者が。だから、ちょっと抜けたのが住宅改修は、申請者は年齢制限はあるんだけど、誰、例えば、そうそうそう、そこら辺はどのようになっているのかということ。これを決定して支給した後、過去においてどのようにチェックされているのか。結局、受けられなくても、あれ年数もあったと思ったんだけど、住む年数と違って、なかったんだっけ

か。それが単なる、それだけで終わってしまって、というようなことがあったかどうかも含めて、お聞きします。

それと、米粉パンのほうなんですけど、今だと振興公社と業者が共同で開発するみたいな話だけでも、公社に委託するんでしょう、これ。じゃないのかな。だから、とりあえずこれ試験的にだけやって、その結果次第ではどうなるかまだ分からないという状態なんじゃないか、その辺、確認します。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 武藤議員の再質問にお答えいたします。

定住住宅整備費補助金の要項の関係でございますが、先ほど対象者、まず若者の部分申し上げました。これにつきましては、事業を実施する方、例えば新築の場合はもちろんその若者が取得するということになりますけれども、住宅の改修については、その改修を業者に頼んで、お金を払って事業を行う者が、その該当者であるかどうか、若者であるかどうか。つまり、所有権が、所有者でなくても、その事業を行う、改修を行う人が若者であればいいというような要項になってございます。例えば、例えを申し上げるとすれば、親から譲り受けた財産について、まだ所有権は自分のものになっていないけれども、自分がそれを改修して住むんだというようなケースもございます。あと空き家に関しては、空き家の所有者、その空き家の登記名義人である。あるいはその固定資産税等を払っている、その管理責任者であるというのが要件になってございます。

あとチェック体制ということでございますが、補助金を交付した日の属する年度の翌年度から3年以上継続してその住宅に住むということが補助金の交付対象者の要件となっております。この事業のほかに、空き家、空き店舗の改修事業というのが別にあるわけですが、そちらのほうでは3年間とかというような要件はございます。

以上でございます。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 米粉を使った商品開発についてでございますが、今回の事業については、町振興公社、それから町内の飲食店、それから加工事業者、それぞれに委託、商品開発の委託契約を結んでございます。振興公社については、米粉パンの開発。飲食店については、米粉ピザ等ということで、米粉を使ったそういった飲食物、加工事業者もそうですが、そういった商品開発を委託しているものでございます。今後事業の中で、試験販売、PRですとか試験販売した中で、本当に商品化できるものを将来的につくって、将来的には販売に結びつけていこうとするものでございまして、事業の中では、販売活動まではできませんが、試験的な販売をして、消費者のそういう嗜好を調査するようなところまでやって、実際の販売まで結びつけていこうというような、そういうような趣旨の事業でございます。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 空家対策ですが、ちょっと記憶が定かでないんですが、これを制定というか、やるときには、人口増、あるいはUターンとか、そういった定住を促進したような形での条例だったのかなというような記憶があるんですが、例えば今の話を聞くと、そうすると同居していて、新しく帰って、Uターンか何かで帰ってきてそこに住むという場合もあるけども、同居したままで、その家を直すときにもあてはまるような条件になっているよう

に感じるんですが、そうだな、45歳以下で金が、金は誰が出したって分からないから、名前ついているわけじゃないんだから。だから、そういった意味では、まだまだちょっとこれ再検討する余地があるような条例というか、のようには感じますが、その辺を、これ一般質問になっちゃうから、質問としては、どのように考えておられますか。

あとは、米粉パンのほうなんですけど、ということは、3年間あくまでも試行的にやって、その結果を見て先をどうするかということですよ。ということは、3年間やってみてダメだったら、また別なことをやる、撤退するということですか、そういう考えなんですか。それとも、あくまでもその販売まで結びつけるまでのしっかりとした計画で進めると、その辺ちょっと確認したいと思います。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 武藤議員の再々質問にお答えをいたします。

定住促進助成事業についてでありますけれども、まず要向上の目的は、若者の定住促進ということがまず一つございます。補助の要件といたしましては、先ほど申し上げましたが、その住宅の所有権が、その若者でなくてもいい。つまり、今議員がおっしゃったように、親と同居していて、親が所有権を持っている物件に対して、息子さんとか、娘さんとか、若い方が帰ってこられて、あるいは同居されていて、それで自分が住みよくするために自分でお金を出して直すんだというようなことについても補助の該当になるというような、現在の要項になってございます。

これにつきましては、令和3年度で補助要項の見直しを行いまして、いくつか再度見直しをしなければならない点が課題としてございますので、令和4年度に、また見直しの方角に向けて、現在検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 米粉を活用した商品開発ということでございますが、3年間の今回の商品開発の事業ではございますが、1年なり2年でも、その販売の目処が立った時点で、もちろん実際の販売に移していくという考え方でございます。ミネラル野菜の家に設置しますパンの製造機械ですが、かなり本格的なものを導入いたします。これについては、実際の販売活動を見据えて設置するものですので、商品がどうか、商品開発がどうかというよりは、もうすでに前向きに販売活動を見据えて取り組んでいくというものでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 先ほどの定住の関係ですが、万が一、何らかの理由でその条件を満たすだけの年数がいなかった場合の対応といたしますか、いろいろ事情があるんですが、その辺の判断も含めてどのように対応されるといたしますか、対応される予定でしょうか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

補助金の交付の要件を満たさなければ、当該補助対象者から補助金の全額、または一部を返還させることができるというような返還要件が要項の中に定めてございます。

○議長 ほかに。

8番、伊藤一男君。

○伊藤一男　私は支出のほうで、3款2項2目、子育て世帯の臨時特別給付金について、その下のクーポン券について、この3千万の予算なんですけど、3千万、3千万という予算でありますけど、これは1歳から18歳までの方の子育て世帯に給付されるものであるというふうに思っていますが、事務手続きについてはもう終わっているのかなと、そういうことで、この支給の、給付の対象者とか、給付の予定日といいますか、予定についてお尋ねをしたいと思います。

それから、あと臨時、この特別クーポン券ですね。これについても、いずれも5万円と5万円相当のクーポン券になると思いますが、クーポン券についても、これはいつごろの支給になるのか。特別給付金とクーポン券の支給についての支給予定というようなことでお尋ねしたいと思います。

○議長　福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長　それではご質問にお答えいたします。

17ページの3款2項2目、児童措置費のうち、子育て世帯臨時特別給付金3千万円、並びに子育て世帯臨時特別クーポン券3千万円のご質問にお答えいたします。

まずこの制度につきましては、国の経済対策の中で、0歳から18歳のお子さんに対して10万円の、10万円相当の給付が行われるということで、現在、11月の閣議決定から12月6日に開催いたしました臨時国会におきまして、補正予算が提案されて審議されているところでございます。

町といたしましては、スムーズに給付するために、国が示しております5万円の部分、ここでいいます給付金の部分、三千万円については、年内支給をしたいということで事務作業を進めているところでございます。

またクーポン券につきましては、目的が来春の卒業や入学といった子育て世帯の家庭で経費がかさむ時期に合わせて、経済対策の一環としてクーポン券を配布するという当初の目的がございますので、それに合わせて給付をしたいということで考えてございますが、まだ国から詳しいクーポン券に対する通知がなされていないものですから、そういった情報をもとに、町としては適切に対処してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

失礼しました。対象者が抜けてございました。対象者といたしましては、0歳から高校3年生までの子ども1人当たり10万円相当の給付ということでございます。ただし、その児童を養育している方の年収が960万円を超える世帯については給付の対象外となることとなっております。

大変申し訳ありません。人数といたしましては、これから3月まで産まれるお子さんも含めて600人を予定しております。

○議長　8番、伊藤一男君。

○伊藤一男　今回の給付金については、所得制限があるようですが、今課長もおっしゃられましたけれども、これに該当する方というのは、この西会津町には、まだそこまでは掴んでいないんでしょうか、何人ぐらいいるのか。

○議長　福祉介護課長。



○福祉介護課長　それではお答えいたします。

所得制限につきましては、先ほど申し上げました年収が960万円以上の世帯ということで、その対象が除かれることとなりますが、この世帯につきましては、これから事務作業を進めまして、対象を絞って確定させていきたいと。町内にはいくつかの世帯があると、児童手当の給付の要件とも同じくなってございますので、そういったところから見ますと、何世帯かの対象世帯があるということで把握しておりますが、全体として600人の子どもさんがいるということでご理解いただきたいと思っております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第5号、令和3年度西会津町一般会計補正予算(第5次)を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

従って、議案第5号、令和3年度西会津町一般会計補正予算(第5次)は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号、令和3年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第4次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長　議案第6号、令和3年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第4次)の調製についてご説明申し上げます。

今次補正予算の内容であります。事業勘定では職員の人事異動等に伴う人件費の調製、及び診療施設勘定では職員の人事異動等に伴う人件費と新型コロナウイルスに係る検査委託料等の調製であります。

それでは予算書をご覧ください。

令和3年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算(第4次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ149万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億6,109万4千円とする。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ897万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億2,797万4千円とする。

第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

5ページをご覧ください。事業勘定の歳入であります。

6款、繰入金、1項1目、一般会計繰入金149万6千円の増は、職員の人事異動などに

伴う人件費に係る繰入金の増額であります。

6 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費 170 万 6 千円の増は、職員の人事異動等に伴う給料、職員手当等の増額であります。3 項 1 目、運営協議会費 21 万円の減は、当初予定しておりました国民健康保険運営協議会の管外視察研修を、コロナ禍により、今年度は実施を見送ることとしことから旅費、需用費、役務費、使用料などの減額などあります。

続きまして 15 ページをご覧ください。施設勘定の歳入であります。

1 款、診療収入、2 項 1 目、諸検査等収入 797 万 6 千円の増は、新型コロナウイルスワクチン初回接種にかかる接種委託料の増であります。

8 款、国庫支出金、1 項 1 目、診療施設国庫補助金 100 万円の増は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための取り組みを行っている医療機関や訪問看護事業所を対象に交付される補助金であり、感染拡大防止医療提供体制確保支援補助金は、1 診療所 25 万円、1 訪問看護事業所 20 万円がそれぞれ交付され、感染拡大継続支援補助金は 1 診療所 8 万円、1 訪問看護事業所 6 万円がそれぞれ交付されるものであります。

16 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費 428 万 5 千円の増は、西会津診療所における新型コロナウイルスワクチン接種対応などとして、会計年度任用職員の看護師及び事務員それぞれ 1 名の採用に係る給料、職員手当、社会保険料等の計上及び、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う休日の医師特別勤務手当などの計上であります。

2 款、医業費、1 項 2 目、医療用消耗機材費 130 万円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る注射器や注射針などの医療用廃棄物の増加に伴う、処理委託料 30 万円の増及び、PCR 検査件数の増加などによる血液検査委託料 100 万円の増額であります。

4 款、予備費、1 項 1 目、予備費 337 万 7 千円は、今次補正予算の財源調整であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願いいたします。

○議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 6 号、令和 3 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第 6 号、令和 3 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第7号、令和3年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第2次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 議案第7号、令和3年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第2次）の調整についてご説明申し上げます。

今次の補正は、当初見込みよりも、居宅介護サービス利用者の減、地域密着型サービス利用者の増、その他サービスの実績に基づく給付費の調整や職員の人事異動に伴う職員給与等件費の調整などが主なものであります。

それでは予算書をご覧ください。

令和3年度西会津町の介護保険特別会計補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ361万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,098万6千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきますので、4ページをご覧ください。歳入であります。

7款繰入金、1項5目、その他一般会計繰入金361万円の減額は、職員の人事異動による職員給与等繰入金311万7千円の減、事務処理システム借上料の不用などによる事務費繰入金71万6千円の減、介護予防支援事業費繰入金22万3千円の増によるものであります。

次に、5ページをご覧ください。歳出であります。

1款総務費、1項1目、一般管理費390万3千円の減額は、人事異動に伴う職員給与等件費の調整、及び事務処理システムの改修委託料の11万円の新規計上、介護保険システム機器の契約更新による95万1千円の不用減などであります。同じく3項2目、認定調査等費7万円の増額は、認定調査員の件費等の増額であります。

6ページをご覧ください。

2款、保険給付費、1項1目、居宅介護サービス給付費968万2千円の減額、同じく2目、地域密着型介護サービス給付費600万円の増額は、要介護認定者が利用する介護サービス費について、これまでの給付費実績をもとに本年度の必要額を算出し、予算額を調整したものであります。同じく2項2目、地域密着型介護予防サービス給付費151万7千円の増額、同じく3目、介護予防福祉用具購入費6万円の増額、同じく4目、介護予防住宅改修費36万3千円の増額は、要支援認定者が利用する介護予防サービス費について、これまでの給付実績をもとに、今年度の必要額を算出し、予算額を調整したものであります。

7ページをご覧ください。

同じく4項1目、高額介護サービス費174万2千円の増額は、介護等サービス利用額の月額が、所得に応じた基準を超えた場合に、その超えた額を給付費としてお返しするものでありますが、これまでの実績をもとに今年度の必要額を算出し、増額するものであります。

す。

4 款、地域支援事業費、3 項 1 目、総合相談事業費 19 万円の増額は、地域包括支援センター職員の時間外勤務手当 15 万円の増額などであります。同じく 8 目、在宅医療・介護連携推進事業費 3 万 3 千円の増額は、医療介護相談員の職員報酬 3 万円などの増額であります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

2 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 1 件お聞きします。在宅介護サービス給付費負担額の見込みよりも減額と、あと地域密着型介護サービス給付費の増額の要因をどのように分析されているのかお聞きいたします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それではご質問にお答えいたします。

まず在宅介護サービス給付費 968 万 2 千円の減、地域密着型介護サービス給付費 600 万円の増、これは奥川地区に整備いたしました地域密着型サービスであります小規模多機能型居宅介護施設がオープン、開所して、利用者が増えたことから、地域密着型介護サービス給付費は伸びを見せてございます。

あと、在宅介護サービス給付費につきましては、様々な要因がございますけれども、今ほどの地域密着型に移動されたサービス利用の方もいらっしゃいますし、また在宅での訪問介護サービスなどが、今現在、利用者が少なくなってきたといった要因もございませぬので、これからのそういった動向も注視しながら、サービス給付費については町のほうでも把握してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 7 号、令和 3 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 2 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第 7 号、令和 3 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 2 次）は、原案のとおり可決されました。

暫時休議にします。(11時50分)

○議長 再開します。(13時00分)

日程第8、議案第8号、令和3年度西会津町水道事業会計補正予算（第2次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第8号、令和3年度西会津町水道事業会計補正予算（第2次）の調製についてご説明いたします。

今次補正予算の主な内容であります。収益的収入及び支出の収入は、消火栓の更新に伴う受託金の増額や職員の人事異動に伴う一般会計補助金の増額などです。支出は、収入の見合い額を調整するものであります。

それでは予算書をご覧ください。

第1条、総則。令和3年度西会津町の水道事業会計補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の補正。令和3年度西会津町の水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。収入及び支出とも補正予定額の合計45万1千円を増額し、2億5,454万円とするものです。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正。予算第6条に定めた経費の金額を、次のように定める。職員の給与費で、補正予定額34万9千円を増額し、2,164万9千円とするものです。

2ページをご覧ください。

第4条、他会計からの補助金の補正。予算第7条本文中「補助を受ける金額は1億1,355万3千円」を「補助を受ける金額は1億1,360万4千円」に補正する。

詳細は、実施計画により説明いたしますので、3ページをご覧ください。

まず収益的収入及び支出の収入は、第1款、水道事業収益、1項2目、受託工事収益は、道の駅よりっせに設置している消火栓を更新するための受託金40万円の増額が主なものです。

4ページをご覧ください。次に、支出です。

第1款、水道事業費用、1項3目、受託工事費は、道の駅よりっせの消火栓を更新するため40万円の増額です。そのほかは職員の人事異動に伴う人件費の調整が主なものです。

第2款、簡易水道等事業費用は、1項1目、原水及び浄水費と2目、配水及び給水費において修繕費の調整や、職員の人件費の調整が主なものです。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第8号、令和3年度西会津町水道事業会計補正予算（第2次）を採決しま

す。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第8号、令和3年度西会津町水道事業会計補正予算(第2次)は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第9号、令和3年度西会津町下水道事業会計補正予算(第2次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第9号、令和3年度西会津町下水道事業会計補正予算(第2次)の調製についてご説明いたします。

今次補正予算は、職員の人事異動に伴う一般会計補助金と職員人件費の調整が主なものであります。

それでは予算書をご覧ください。

第1条、総則。令和3年度西会津町の下水道事業会計補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の補正。令和3年度西会津町の下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。収入及び支出とも補正予定額の合計100万9千円を減額し、3億4,590万1千円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出の補正。予算第4条本文括弧書を、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,976万3千円は、当年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額1,068万5千円、過年度損益勘定留保資金445万8千円、当年度損益勘定留保資金6,462万円で補てんするものとする。に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

2ページをご覧くださいと思います。

収入は、ありません。

支出は、補正予定額の合計30万円を増額し、2億8,310万4千円とするものです。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正。予算第8条に定めた経費の金額を、次のように改める。職員給与費で、補正予定額83万8千円を減額し、3,250万8千円とするものです。

第5条、他会計からの補助金の補正。予算第9条本文中、補助を受ける金額は、1億4,460万3千円を、補助を受ける金額は、1億4,359万4千円に補正する。

詳細は、実施計画により説明いたしますので、3ページをご覧くださいと思います。

まず収益的収入及び支出の収入は、第1款、公共下水道事業収益及び第3款、個別排水処理事業収益は、いずれも職員の人事異動に伴う一般会計補助金の財源調整が主なものであります。

4ページをご覧ください。次に支出です。

第1款、公共下水道事業費用及び第3款、個別排水処理事業費用、並びに5ページの資本的収入及び支出の支出は、人事異動に伴う人件費の調整が主なものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第9号、令和3年度西会津町下水道事業会計補正予算(第2次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第9号、令和3年度西会津町下水道事業会計補正予算(第2次)は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第10号、西会津町こゆりこども園の管理に係る指定管理者の指定についてから、日程第12、議案第12号、西会津町林業研修センターの管理に係る指定管理者の指定についてまでを一括議題とします。

なお、審議の方法は、議案の説明終了後、総括質疑を行い、その後、1議題ごとに質疑・採決の順で行いますので、ご協力をお願いいたします。

職員に議案を朗読させます。

事務局長、長谷川浩一君。

(事務局朗読)

○議長 指定管理者の指定にかかる選定方針などの全体的な説明を求めます。

副町長、大竹享君。

○副町長 議案第10号、西会津町こゆりこども園の管理に係る指定管理者の選定について、及び議案第11号、西会津町老人憩の家の管理に係る指定管理者の指定について、議案第12号、西会津町林業研修センターの管理に係る指定管理者の指定についての議案の説明に先立ち、公の施設の指定管理者の候補者選定にかかる概要についてご説明を申し上げたいと思います。

まず公の施設の管理につきましては、地方自治法244条の2の第3項の規定により、法人、その他の団体に管理を行わせることができる指定管理者制度を受け、本町では、平成18年4月から各施設の指定管理者を指定してきたところであり、現在15の施設で指定管理者を指定しております。

今回、指定しようとする施設は、平成29年度より指定管理となった、西会津町こゆりこども園、西会津町老人憩の家、西会津町林業研修センターであり、指定にあたりまして4

回の選定委員会を開催し、慎重に選定作業を行ってきたところであります。

選定委員会では、現在の指定管理者に対し、前回の申請時に提出された事業計画に対する実績書の提出を求め、現在までの管理運営状況等のヒアリングを実施するなど、評価検証を行った結果、現在管理している団体が有する管理運営にかかる経験や実績、専門的技術などを活用することによって、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成でき、各団体とも管理運営状況が良好と判断できたこと。また、各団体の設立経緯や社会的役割を考慮した場合、さらには長期にわたる町との連携や運営実績等により、今後も効率的かつ効果的な運営が期待できると判断したことから、引き続き公募によらないで選定することとしたところであります。

次に、施設ごとの審査結果を申し上げます。

まず西会津町こゆりこども園であります。現在、指定管理者となっている社会福祉法人にしあいづ福祉会については、町と密接に連携し、地域における福祉介護事業の担い手として、長年各種福祉介護施設等の運営を行い、豊富な経験と実績を有しており、また平成29年度からは、本施設の指定管理者として安定した保育サービスの提供と、良好かつ適切な管理運営を行ってまいりました。

本施設は未就学児やその家庭に対する保育と教育ニーズに対応する町内唯一の施設であり、申請団体は保育事業に携わる職員全て有資格者を雇用し、幼児保育、教育体制を整え、サービス提供にあたっており、さらに地域とのつながりを大切にしながら、保、小連携などにも積極的に取り組んでいるなど、今後も豊富な経験と実績を生かしながら、新たなニーズには的確に対応することが期待できることから、指定管理者の候補者として社会福祉法人にしあいづ福祉会を選定したところであります。

次に、西会津町老人憩の家についてであります。現在の指定管理者である社会福祉法人西会津町社会福祉協議会については、現に老人憩の家を事務所としており、効率的で良好な施設管理を行う一方で、町と密接に連携し、地域福祉の中核的な組織としてその推進に取り組み、また高齢者福祉に関する豊富な経験と実績を有しております。

本施設は高齢者の生きがい対策事業や介護予防事業などを行うなど、高齢者福祉の増進のための多様な機能を持つ施設であり、申請団体は施設の管理運営を行う一方で、町からミニデイサービス事業や生活支援体制整備事業等を受託するなど、地域の様々な社会資源とのネットワークを活用して、地域福祉活動の推進に取り組んでおり、これまでの良好な施設管理の実績と高齢者福祉事業の豊富な経験、本施設に事務所を設置している優位性などから、指定管理者の候補者として選定したところであります。

次に、西会津町林業研修センターについてであります。現在の指定管理者である西会津町森林組合については、林業振興の中核的な組織として町と密接に連携し、その推進に取り組むなど、林業への豊富な経験と実績を有しており、また町が指定管理者制度を導入した当初からこれまで事務所が本施設に隣接する利点を生かし、効率的な施設管理を行うとともに、地域林業の活性化や林業者の拠点といった施設設置の趣旨に沿いながら、適正な管理を行ってまいりました。これまでの良好な管理運営の実績と林業振興への豊富な経験、事務所の立地などの優位性などから、指定管理者の候補者として選定したところであります。



なお、指定期間につきましては、指定管理を受ける側の計画的な人材の確保と育成、また施設の計画的な管理運営、さらには持続安定したサービスの提供等から判断して、一定程度長期的な視点に立てる適切な期間とするため、指定管理の期間を令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間としたところであります。ただし、中間年である令和6年度に中間評価を実施いたします。

今回、指定管理者の候補者とした事業者には、住民の財産である公の施設を事業計画に基づき適正に管理するとともに、住民福祉の向上に向け、民間団体の活力を最大限に発揮し、効果的、効率的な運営が行われるよう、町としましても連携の強化を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

なお、議案につきましては担当課長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、公の施設の指定管理者の候補者選定に至る概要の説明を終了させていただきます。

○議長 議案第10号、及び議案第11号の説明を求めます。

福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 議案第10号、西会津町こゆりこども園の管理に係る指定管理者の選定について、及び議案第11号、西会津町老人憩の家の管理に係る指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

指定管理者の選定経過と結果につきましては、今ほど副町長からご説明申し上げましたとおりでありまして、両施設ともに現在、施設の管理運営をしております、西会津町こゆりこども園は社会福祉法人にしあいづ福祉会を、西会津町老人憩の家は社会福祉法人西会津町社会福祉協議会を、指定管理者候補として選定したところでございます。

それでは、議案第10号からご説明申し上げます。

議案第10号、西会津町こゆりこども園の管理に係る指定管理者の指定についてであります。指定管理者となる団体は、社会福祉法人にしあいづ福祉会であります。指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。

次に、議案第11号、西会津町老人憩の家の管理に係る指定管理者の指定についてであります。指定管理者となる団体は、社会福祉法人西会津町社会福祉協議会です。指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。

以上で議案第10号、西会津町こゆりこども園の管理に係る指定管理者の選定について及び議案第11号、西会津町老人憩の家の管理に係る指定管理者の指定についての説明を終わらせていただきます。

○議長 議案第12号の説明を求めます。

農林振興課長、矢部喜代栄君。

○農林振興課長 議案第12号、西会津町林業研修センターの管理に係る指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案に係る指定管理者の選定経過と結果につきましては副町長からご説明申し上げましたとおりでありまして、林業研修センターについては、西会津町森林組合を指定管理者候補として選定したところであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。

議案第 12 号、西会津町林業研修センターの管理に係る指定管理者の指定について。

指定管理者となる団体は、西会津町森林組合であります。指定の期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　これから総括質疑を行います。ありませんか。

4 番、秦貞継君。

○秦貞継　2 点お伺いいたします。

先ほどの副町長の説明の中で、令和 9 年 3 月 31 日まで 5 年間、それで 6 年度に中間評価を実施するというお話だったんですけども、それ以外のチェックというんですかね、管理運営状況、例えば審査、全員協議会で説明受けましたが、審査項目が何点かありましたが、こういったものも含めた各選定団体に対してのチェックというのは、どのくらいのペースで、その 6 年しか行わないのか、それともそれ以外にも行うのか、それをまず 1 点お伺いしたいと思います。

あと、例えばその指定管理団体の中で、例えばこの審査項目の中の、例えば何点かに、相反するような運営があった場合というのは、よくテレビなんかではね、国の下請けというか、指定管理団体になっているところが、よく業務改善命令を受けたなんて聞きますけども、ああいった指導というのは、そういう命令権のようなものを西会津町は有しているのか、できるのかも含めて、指導はどこまでできるのかをお伺いいたします。

それと、今、一括で 3 社とも選定団体の選定理由、説明を受けましたが、それぞれまったく違う業務が 3 社ともありますけれども、それぞれの審査項目というんですか、その中間評価、もしくはその都度、その都度の評価があるのであれば、その評価になる選定基準といいますか、評価内容というのは、個々 3 社とも違うのか、当たり前だと思いますけれども、その辺だけ確認のために 3 点目はお聞きします。

以上 3 点。

○議長　副町長、大竹享君。

○副町長　それでは、質問にお答えしたいと思います。

毎年度、業務に対して報告等、実績等の評価等することなどということなんですけれども、この指定管理者を指定している、公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例というのがありまして、この条例の中に、いわゆる業務報告の聴取というのも項目、設けられております。その中では、いわゆる指定管理者に対して、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期的、または必要に応じて臨時に報告を求め、または必要な指示をすることができるということですので、例えば、そういった報告を受けて、こちらがいろいろ支持した事項に対して異なることがあれば、これを改善しなさいよとか、そういった形の指示をできるというようなことでございます。

それから、当然、相反すること等あって、そういう指示にも従わないという場合については、またこの条例の中で指定の取り消しというのもありまして、指定管理者がそういった指示に従わないとき、あと指定管理者の責めに帰すべき事由により管理の継続とすることができないと認めたときには、そういう指定の取り消しということも可能だというよう

な条項が設けられています。

また、先ほど言った、それぞれの報告、毎年度、これから指定をすると、協定といって各団体とこういった事業をしていただきますよという協定を結ぶわけですけれども、その協定事項は、それぞれ施設によって違うわけですので、その内容について、毎年度、毎年度チェックするというか、報告を受けるというような、そういう対応になっております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 再度2点お伺いいたします。

今の話だと、その管理運営状況のチェックというのは、定期的に臨時ということだったんですけれども、その定期的というのは、さっき言った令和6年度の1回だけなのか。それとも毎年行うのか、その定期的の詳しい詳細をお示してください。

その臨時で開くこともできるというのは、臨時というのは、それは臨時で評価検証を行うというのは、町側から指示して行うのかどうかをお示してください。

それと、今、私は業務改善命令、命令的なものができるのかどうかと聞いたのは、この指定管理に関しては1社しかないわけですよ、3社とも、実際の話。それで指示したところが、指示に従わなかったときに、指定取り消しになった場合、その次の会社というのはないわけですよ。そうなった場合のことを考えて、私は命令的なものはできるのかなという確認だったんですけれども、それはできないんでしょうか。再度お伺いします。

○議長 副町長、大竹享君。

○副町長 質問にお答えしたいと思います。

こちらが業務命令して、その内容等のチェックについてですけど、一応年度協定で、毎年度、毎年度その協定を結ぶわけですけれども、その実績についてのチェックは行っていると。それから当然、その団体がちょっと我々、協定を結んだ内容と異なるなんていうことがあった場合については、臨時的にそういった聴取を行って、いろいろと指導などもできるというような形で進めているということでございます。

あと、その指定を、当然取り消すというような、後をどうするんだという話ですけれども、当然その指定を取り消す前には、いろいろやり取りしながら業務改善をなさいますとか、こういった形でやりなさいとか、そういった連携を取りながらやっていくということで今進めているわけですので、それが突然取り消しというような、そういった作業にはならないと思うので、基本的にはやはり町の指導のもとに業務改善を進めるという、それで進めていきたいというふうに考えております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 今の話だと、2点確認したいんですけれども、毎年度、協定を結ぶということは、毎年度、毎年度チェックするという理解でよろしいでしょうか。分かりました。

あと、その臨時で内容を精査の場合というのは、町側から会議を起こす、聞き取り等を行うことができると理解してよろしいのかどうかを確認いたします。

あと、最後ですけれども、こういった情報というのは、我々議会はもちろんですけれども、利用者さん多数いらっしゃるわけですけれども、こういった、どこまで公表されるのか、そこだけ最後にお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長 副町長、大竹享君。

○副町長 先ほど年度協定について、毎年、毎年その内容についてチェックするというこ  
とは、毎年やっているということで、あと臨時的なそういう協議というか、それはこちら  
からもやりますし、当然、相手からも、当然こういう課題がありますよといった場合には、  
相手からもそういった協議事項などは当然受けながら、お互いに連携を取りながら事務を  
進めているということでございます。

あと公表については、これ事務的な内容が多いと思うんです。ですから、あくまでもそ  
れは事業者間、役場と事業者の協定になっているわけですが、当然その中にある、こ  
ういった例えば事故が起きた場合の対応マニュアルとか、そういうのは事業者の中で利用  
者の方々に、そういった形でお知らせしているとか、そういうことはしているというふう  
に思っています。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 最後に、副町長おっしゃった利用者には公開される。要は、こども園にしても  
そうですし、老人憩の家に関してもそうですけど、利用者には公開されるんですか。もし  
そういった問題が起きたとか、問題に対して、こういう例えば取り決め、今度こういう決  
まりごとができたという情報というのは公開するのかどうか。最後にそこだけお伺いた  
します。

○議長 副町長、大竹享君。

○副町長 お答えします。

先ほど言いましたように、この協定内容については、役場と事業者間の協定だというこ  
とで、当然これはお互いの契約というか、そういった形でやるわけですが、その内  
容については、事細かには、おそらく利用者には公表はしていないと思います。

ただ、当然これは情報を開示することはできないわけではないわけですので、当然それを、  
情報公開の請求があれば、こういった内容で協定を結んでいますというのは提示できる  
というようなことでございます。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで総括質疑を終わります。

日程第 10、議案第 10 号、西会津町こゆりこども園の管理に係る指定管理者の指定につ  
いての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 10 号、西会津町こゆりこども園の管理に係る指定管理者の指定につ  
いてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第 10 号、西会津町こゆりこども園の管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 11 号、西会津町老人憩の家の管理に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 11 号、西会津町老人憩の家の管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第 11 号、西会津町老人憩の家の管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 12 号、西会津町林業研修センターの管理に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 12 号、西会津町林業研修センターの管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第 12 号、西会津町林業研修センターの管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議案配付のため暫時休議にします。(13時42分)

なお、教育長、江添信城君の退場を求めます。

(教育長退場)

○議長 再開します。(13時43分)

日程第 13、議案第 13 号、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを

議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、薄友喜君。

- 町長 議案第 13 号、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本年 12 月 25 日で任期満了となります教育委員会教育長につきましては、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、現職にあります江添信城さんを適格者として認め、引き続き教育委員会教育長として任命したいので、ここにご提案申し上げる次第であります。

なにとぞ、満場一致をもって、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長 お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。

従って、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

これから議案第 13 号、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。

従って、議案第 13 号、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

暫時休議にします。(13時46分)

- 議長 再開します。(13時47分)

ただいま教育委員会教育長として任命、同意されました教育長、江添信城君からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許します。

教育長、江添信城君。

- 教育長 このたびは、教育長の再任の同意をいただきまして、ありがとうございます。議長に許しをいただき、一言ごあいさつを申し上げます。

西会津町に着任してから4年が経とうとしています。私は町の未来を考え、未来への投資ということで教育改革を進めてまいりました。議員各位のご理解もいただき進めてこられたことに感謝申し上げます。就任時にもお話をさせていただきましたが、本町の地域力である不易を最大限に取り入れ、産、官、学、民の知のリソース、流行等を融合させながら、新しい学びを通して、未来を生き抜く力を育んでいく教育改革を推進してきたところでもあります。

今般のコロナ禍において、教育活動に様々な制限がありましたが、本町の地域の力や産、官、学との連携をさらにデジタルの強みを生かし、教育活動に取り組んできたことは、県内外から高い評価をいただいたところでもあります。

また、産、官、学との連携では、最近、町が連携協定を結んだエプソンやコードフォー  
ジャパンとも連携協定でお力添えをいただいているところであります。さらに文部科学省  
のG I G Aスクール担当の高橋洋平氏には、西会津町地域教育アドバイザーになっていた  
だいております。併せて、全国学力調査や福島県学力調査を担当されている文部科学省の  
大根田頼尚氏も本町に来ていただき、直接指導を受けております。文部科学省とも強いパ  
イプをつくり、教員の指導力向上に努めているところであります。

私はこれからも地域の教育力や産、官、学、民の知のリソースを学校教育に生かしなが  
ら、子どもたちが地域を知り、地域と関わり、地域に貢献する、地域に開かれた学校を目  
指し、コミュニティスクールとしてきらっと光る西会津町の教育を推進してまいりたいと  
思います。そして教育と福祉の連携を図り、子育てコミュニティ施設や、こども園と連携  
し、乳幼児から小中学校へと連続した教育にも力を入れていきたいと思ひます。今後とも、  
子どもたちや保護者、地域の声を聞きながら、校長先生や教職員の方々と情報を共有し、  
共通の認識を持って教育改革に取り組んでまいります。

結びに、子どもたちは町のかげがえのない宝であります。議員の皆さまのご理解とご支  
援をいただきながら、町の未来を託す子どもたちを皆さんとともどもに育てていく決意で  
ありますので、よろしくお願ひ申し上げ、再任のあいさつといたします。よろしくお願ひ  
いたします。

○議長 日程第 14、広報広聴常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

広報広聴常任委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の  
申し出があります。

お諮りします。

広報広聴常任委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありま  
せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、広報広聴常任委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定  
しました。

日程第 15、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配付いたしました特定事件について、閉会中の継続審査の  
申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませ  
んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しま  
した。

日程第 16、議会活性化特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会活性化特別委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査

の申し出があります。

お諮りします。

議会活性化特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議会活性化特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、薄友喜君。

○町長 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、条例の一部改正及び、令和3年度一般会計補正予算及び人事案件など、町政が当面する重要な案件13件についてご審議をいただいたところではありますが、議員各位におかれましては、特段のご精励を賜り、全議案について、原案のとおりご議決及びご同意をいただき、厚く御礼を申し上げます。

今後は、一般質問及び議案審議の過程で皆さまよりいただいたご意見を十分に尊重し、誠意をもって町政に反映させてまいりたい所存であります。

新型コロナウイルス感染症対策の行動制限が緩和されたとはいえ、また新たな変異株が発生するなど、油断することなく基本的な感染防止対策を継続していくことが大事であります。議員皆さまには、なお一層ご自愛の上、町勢発展のために特段のご理解とご協力を賜りますよう衷心よりお願いを申し上げます。閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長 閉会にあたり一言あいさつを申し上げます。

今期定例会は去る12月3日以来、本日まで6日間にわたり、条例の一部改正、令和3年度の補正予算、指定管理者の指定、人事案件と多数の重要案件について、議員各位の終始極めて真剣なご審議をいただき、議事進行に各位のご協力を得ましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

また、町当局におかれましても、審議の間、実に真摯な態度をもって審議に協力されたことに対し、深く敬意を表しますとともに、本会議において議員各位から述べられました意見、要望事項につきましては特に留意され、適切なる執行に十分反映されますように切望し、町勢伸展のため一層のご努力をお願い申し上げます。

これから新型コロナウイルスへの感染拡大に備えて、ワクチンの3回目追加接種が開始されます。町民への周知を十分にされ、円滑な事業実施をお願いするものであります。

今年も残り少なくなり、寒さも厳しさを増してまいりました。議員の皆さま、執行部の皆さま方におかれましても一層ご自愛の上、よい年をお迎えられますようご祈念申し上げますとともに、今後とも、町政の積極的な推進にご精励賜りますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつといたします。

これをもって令和3年第8回西会津町議会定例会を閉会します。(13時59分)